



市民版環境白書

グリーン・ウォッチ2025



グリーン連合

GREEN ALLIANCE Japan

2025年6月

目次

はじめに

第1章 脱炭素社会実現に向けた最新動向	1
第1節 気候危機の現状と課題	1
(コラム) 仕組みを変えるために行動する若者グループからのメッセージ <気候変動>	10
第2節 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの取り組み	12
第2章 東京電力福島第一原発事故処理と原子力政策の現状	19
第3章 化学物質とプラスチック	26
第1節 プラスチック汚染の現状と課題	26
(コラム) 市民調査で気づきから行動へ ～「お店のプラスチック調査 2024」の結果から	33
第2節 食品安全委員会・PFAS リスク評価の問題点	35
第4章 生物多様性条約 COP16 の成果と市民社会への示唆	38
(コラム) 仕組みを変えるために行動する若者グループからのメッセージ <生物多様性>	43
第5章 身近なアクションから仕組みを変える行動へ	45
第1節 環境問題の解決になぜ民主主義のイノベーションが必要なのか ..	45
(コラム) 気候市民会議の効果と参加者の声 (厚木市民発電所)	50
第2節 日本で環境政策への市民参加の仕組みをつくろう	52
第3節 民主主義につながる環境教育を	59
10周年を迎えたグリーン連合 活動の歩み	63
活動年表	63
会員団体数の推移	67
表紙イラストで見る「市民版環境白書 グリーン・ウォッチ」	69
グリーン連合活動記録	71
グリーン連合会員名簿	76
グリーン・ウォッチ編集委員会・奥付	

はじめに

グリーン連合は、政府とは異なる市民の視点から環境の現状や問題点を分析し、より良い解決の方向性を示すことを目的に、『市民版環境白書グリーン・ウォッチ』を2016年の設立以来、体制の見直しを受けて休刊となつた2022年を除き毎年、発行しています。幹事を中心に編集委員会を組織し、会員団体メンバーを中心に執筆・編集を行い、気候変動・エネルギー問題、化学物質問題、原発問題、生物多様性など主要な環境問題を解説、また関連政策をレビューしています。

2025年版では、脱炭素社会の実現に向けた政策や再生可能エネルギーの進展、プラスチック汚染やPFAS問題への対応、生物多様性条約COP16の成果などを詳しく解説します。そして、市民の力で社会を変える具体的な方法として、環境政策への市民参加の仕組みづくりや、民主主義によるイノベーションの必要性について取り上げています。

特に今回は、行動する市民の声を紹介しています。若者による気候訴訟、お店のプラスチック容器についての市民調査、気候市民会議、生物多様性に関する若者グループなど、各地で実践されている取り組みが示すのは、「一人の行動が社会を動かす」この現実です。また、10周年を迎えたグリーン連合の活動の歩みを振り返る特設コーナーを設けています。

環境問題は私たちの暮らしに密接に関わるため、市民の理解と協力なしには解決できません。『グリーン・ウォッチ』が、環境をめぐる現状を伝えるだけでなく、日々の生活の中でできる小さな一步と経済や社会の仕組みを変える第一歩につながることに目を向けるきっかけになれば幸いです。

2025年6月12日

グリーン・ウォッチ 2025 編集委員会

第1章 脱炭素社会実現に向けた最新動向

第1節 気候危機の現状と課題

桃井 貴子（NPO 法人気候ネットワーク 東京事務所事務局長）

2025年は気候変動問題にとって大きな節目となるだろう。11月にブラジルで開催される気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）では、パリ協定に基づいて5年ごとに実施される気候変動対策の進捗評価グローバルストックテイクが予定されている。

この重要な会議を前にして、2024年、地球の平均気温は、観測史上はじめて産業革命前に比べ 1.55°C と、 1.5°C を上回る記録が報告された。また、世界各地で多発する異常気象はこれまでより一段スケールがあがり極端な豪雨、高温、干ばつ、山火事などの災害をもたらしている。

極めて緊急な気候変動対策、つまり温室効果ガスの削減が求められる中、米国ではトランプ氏が二回目の当選を果たし、大統領就任直後に

パリ協定からの脱退を表明し、2,000人に及ぶ海洋大気局（NOAA）の職員を解雇するなど、気象や気候の研究費を止め、気候観測や予測など継続的な重要研究が危機にさらされている。

一方、日本では、2025年2月18日、地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画、GX2040ビジョンが閣議決定し、地球温暖化対策計画に示された削減目標は即日気候変動枠組条約事務局にNDC（国別削減目標）として提出された。これらは、人類の生存を脅かす気候危機回避には程遠い削減目標であり、エネルギー多消費産業の要望を丸のみするかのような手厚い支援とともに原発・火力を維持する方針である。

ここではその内容を振り返ってみたい。

1. 気候変動対策をめぐる国際情勢

人類の化石燃料の使用増大等に伴い、世界のCO₂排出は大幅に増加している。大気中のCO₂濃度は、年々増加し、工業化以前（1750年の大気中のCO₂濃度の平均的な値を約278ppmとする）に比べて約51%増加し、2024年は421ppmを超えたことが報告された。

1-1 気候変動枠組条約締約国会議第29回締約国会議（COP29）

2024年11月11日から24日まで、アゼルバイジャン共和国のバクーでCOP29が開催された。最大の焦点は、2025年以降の気候資金目標（NCQG）で「資金COP」とも呼ばれた。2020年以降、パリ協定に基づき先進国が年間1,000億ドルの気候資金を途上国に提供する目標は達成が難航しており、新たな資金目標が必要と

また、世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年であり、世界全体の年平均気温が産業革命以前と比べて 1.55°C 上昇したと発表した（2025年1月）。気温の領域は人類史上未知の領域にさしかかりつつあり、過去10万年で最も高温な10年を迎えていた。

されている。気候変動の悪影響にさらされている途上国は公的資金を中心とした年間1兆米ドル規模の金額設定を求めていたが、今回合意したNCQGは年3,000億米ドルの目標に留まり、途上国の要請に見合う内容とはならなかった。また、緩和に関しては「化石燃料からの脱却」など前年のCOP28の合意内容をさらに深化す

ることが期待されたが、合意にいたらず議論を継続することとなった。

市民社会・NGO は先進国がその責任を果たし十分な公的資金を拠出すること、途上国のニーズに沿った野心的な資金目標に合意すること等をめざし、各国への働きかけやアクションを行った。

1 – 2 産業革命の起点イギリスで石炭火力が全て閉鎖

2024 年 9 月 30 日、英国最後の石炭火力発電所ラトクリフ・オン・ソアが閉鎖した。英国は過去 10 年間、再生可能エネルギーの急速な導入と石炭火力発電所への規制強化を実施し、発電による CO₂ 排出量を 2012 年の 1 億 6,000 万トンから 2023 年の 4,100 万トンへと大幅削減を成し遂げた。石炭火力は 2012 年に英国の発電量のほぼ 40% を占めていたが、2019 年には

また、脱石炭の動きも加速化する動きが見られ、有志国による「Call to Action for No New Coal」が立ち上がり、オーストラリアなど 25 カ国が賛同した。これは、NDC を含む国々の気候変動対策計画に新たな石炭火力を使用しないことを宣言し、他国にもそれを呼びかける内容である。

2% に縮小し、2024 年 10 月にゼロとなった。

英国では石炭火力発電の段階的削減に伴い、電源構成を次のように変えた。まず風力と太陽光発電を 6% から 34% に増加した一方、ガスの割合は 28% から 34% の増加にとどまり、ガス火力はさほど増えていない。特に風力発電は、2012 年から 2023 年にかけて 315% (62TWh) 増加させるなど、再エネシフトを大幅に進めた。

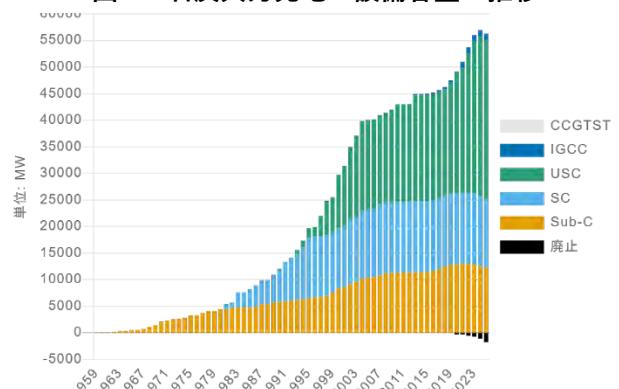
2. 日本の温室効果ガス排出量

環境省は、2025 年 4 月、2023 年度の日本の温室効果ガス排出量・吸収量が、約 10 億 1,700 万トンになったと発表した（注 1）。2022 年度比で 4.2% (約 4,490 万トン) の減少となる。内訳は、排出量が約 9 億 8,900 万トン (2022 年度比 4.1% 減少)、吸収量が約 5,370 万トンで、日本が基準年とする 2013 年度の排出量 (13 億 9500 万トン) と比べて、27.1% (約 3 億 7,810 万トン) の削減となった。減少の要因として、電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が 3 割超え）や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等をあげている。

環境省は、「2050 年ネット・ゼロの実現に向けた減少傾向を継続」したと評するが、本来、気候変動対策として最初にやるべき石炭火力の廃止という方針を日本はまったくとっておらず、火力から再エネへの転換が進めばもっと大幅な削減につながったはずだ。また、石炭火力に関しては、むしろこの 10 年あまり「高効率石炭火力」の新規建設を推進し、石炭火力発電

の設備容量は 2023 年まで増加傾向が続いてきた（図 1）。電力需要も減少傾向にある中、時代錯誤の石炭火力を過剰に増やした結果、気候変動対策に逆行してきたと言える。

図 1：石炭火力発電の設備容量の推移



(出所) 「Japan Beyond Coal」 Web サイト

3. 2035年・2040年削減目標とその評価

3-1 NDC 合同審議会に示された政府案と委員の反発

パリ協定に基づくNDCの提出期限が2025年2月とされ、目標年として推奨されていた2035年目標を日本も提出している。この目標策定プロセスを振り返っておきたい。

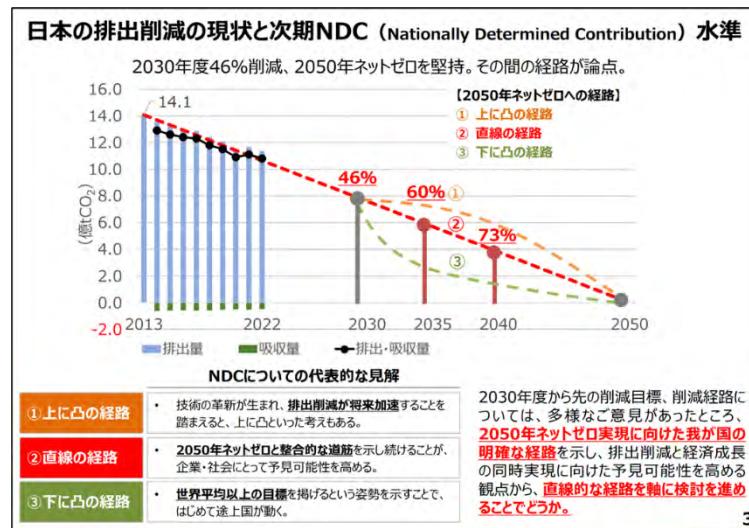
IPCC第6次評価報告書統合報告書では、 1.5°C 上昇に抑えるために必要な温室効果ガスの削減目標は、世界全体で2019年比2030年43%削減、2035年60%削減、2040年69%削減が示されていた。IPCCの示す削減目標は世界全体であり、先進国である日本はより大きな削減を目指す責任がある。

政府は、NDCの策定に向け、環境省中央環境審議会地球環境部会小委員会と経済産業省産業構造審議会イノベーション・環境分科会WGの合同審議会（以下、「NDC合同審議会」）を

2024年6月に開始。月1回ペースで開催されたものの第5回まで関係団体などからのヒアリングが続いた。

第6回会合（11月25日）で事務局案が示されたが、その内容は、これまでの2030年目標「2013年比46%削減」を引き上げることなく、そこから2050年にネットゼロにする道筋として「①上に凸の経路②直線の経路③下に凸の経路」と3つの経路を示した上で、「排出削減と経済成長の同時実現に向けた予見可能性を高める観点から、直線的な経路を軸に検討を進めることでどうか」として、2035年に2013年度比60%削減、2040年に73%削減とするものだった（図2）。これは、IPCCの 1.5°C 水準に満たない。

図2：審議会で示された日本の排出削減の現状と次期NDC水準



（出所）第6回合同会合事務局資料 https://www.env.go.jp/council/content/i_05/000274682.pdf

この第6回会合の際、環境省側の審議会委員であるハチドリソーラー株式会社代表取締役の池田将太委員から、審議会では環境省から事前に「届託のない意見」を求められたにもかかわらず議論を行う場になつていいないと投げかけがあった。そして、前会議を欠席した際、削減目標に関する意見書を事前提出したが、「今回

のコメントは控えていただきたい」と事務局から止められ、会議で読み上げすらしてもらえないかったと訴えた。

この件は、メディアなどにも取り上げられ、SNSを中心に拡散され、現在の政策形成プロセスの問題が可視化される大きなきっかけともなった。その後の委員会では削減目標の問題が

他の委員からも指摘され、削減目標について徹底した議論をすべきだとの意見が多数出たことにより、3回にわたって時間制限なしで自由討議をする異例の展開となった。しかし、それでも最後は「中央値」である2013年度比60%削減の政府案はゆらぐことがなかった。

その後、12月末にまとめた政府案に対して、

3-2 多様な団体や個人が削減目標の深堀りを提案

NDCの策定にあたり、若者団体や環境NGOなど複数団体が、2050年に向けて日本が辿るべき削減経路や、国際社会で遜色のない応分の目標として1.5°C目標に整合する水準として80%以上の削減を求める見解など多数示されていた。また、企業が参加する気候変動イニシアティブ(JCI)や日本気候リーダーズ・パートナーシップ(JCLP)などもIPCCの水準である2013年比66%削減を求めていたほか、国会でも高い削減目標を求める動きは野党のみならず、自民党再エネ議連や公明党などからもあがっていた。

また、国際的な研究機関のコンソーシアムである「Climate Action Tracker(CAT)」は、ひ

1カ月間のパブリックコメントの募集が行われた。パブリックコメントは現状で市民が公式に意見を表明できる唯一の場で、環境NGOなどは政府案の問題をわかりやすく解説するウェビナーなどを連日開催し、パブコメの提出を市民に呼びかけた。意見は政府の公式発表で、3,211件集まつたとされる。

とりあたり排出量などをふまえて1.5°C目標に整合する日本の削減率は、2035年までに2013年比81%減が必要だとした(注2)。

カーボンバジェットに基づく科学的な根拠や、日本の歴史的排出の責任や能力をふまえて削減レベルを考えれば、最終決定した2013年度比60%削減も不十分であることは明らかだ。しかし、温室効果ガス排出の大半を占めるエネルギー起源CO₂排出に関するエネルギー政策は、経済産業省のエネルギー基本計画で決められ、削減目標とは別で議論されるため、環境省での審議は最も重要なエネルギー政策に切り込めないことが最大の問題である。

4. 原発回帰・石炭火力維持のエネルギー政策

NDCの議論に平行して行われていたのが、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会である。年末のわずか2回の会合で原案がまとめた。原案は、経団連が事前に公

表した「エネルギー基本計画の見直しに向けた提言」を色濃く反映した内容で、「意見箱」などを通じて集まつた脱原発や1.5°C目標との整合を求める市民の声は反映されなかつた。

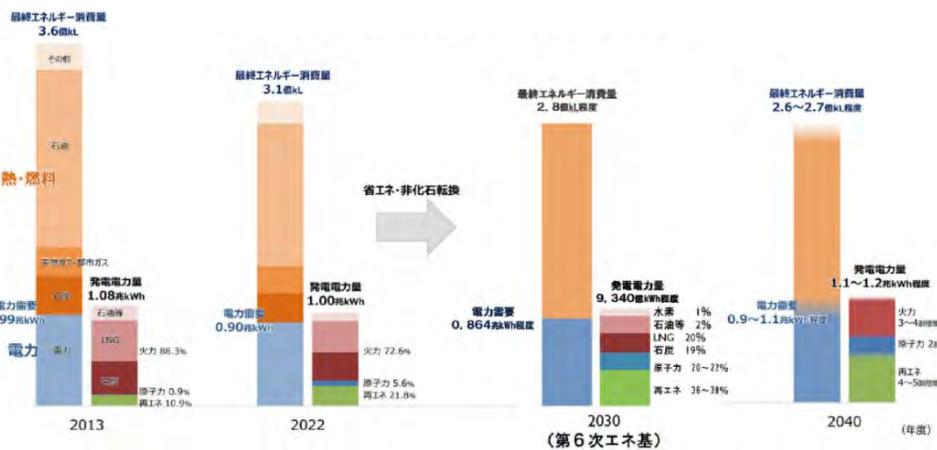
4-1 2040年まで何も変えない電源構成

NDCが2035年の削減目標を示したのに対し、電源構成は2040年の見通しのみが示された。それも、図3のように第6次エネ基の2030年の見通しと比較して、ほぼ何も変わらず、むしろ後退したとも言える。

「エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源

に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す」ことが基本的考え方として示され、具体的には電力需要を現状(2023年)の9,854億kWhから、1.1~1.2兆kWh程度に増加すると見積もり、原発を2030年目標から据え置きの2割程度、再エネ4~5割程度、火力を3~4割程度としている。

図3：エネルギー需給の現状と2030年・2040年の見通し



*第7次エネルギー基本計画と同時に示された閣僚資料の「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」に
第6次エネルギー基本計画の2030年の需給見通しを加筆した

火力は、石炭・LNG・石油の内訳を示さず4割程度とぼやかした。高コストの水素・アンモニア混焼やCCSがどのように具体的に導入され、2030年目標（石炭19%、LNG20%、石油2%）からどのように排出量が削減されるかも明らかにされなかった。G7で合意した「対策のとられていない石炭火力発電のフェーズアウト（全廃）」にはまったく言及せず、「非効率な石炭火力のフェードアウト」をあげるのみだ。これも第6次エネルギー基本計画で明記されていたものの、現状では非効率石炭火力の廃止

は進んでいない。省エネ法や容量市場の枠組みを使うという従来の説明からなんら進展もなく、これらの制度こそ石炭火力を維持する方向に機能しており、こうした文脈から石炭火力維持に向けた政府の意向が読み取れる。さらに、CO₂を大量に排出するLNG火力の「新設・リプレース」を強く打ち出し、1.5°C目標に不可欠な先進国における2035年の電力部門の脱炭素化というベンチマークからはかけ離れたものとなった。なお、再エネについての解説は次節を参照されたい。

4-2 原発回帰と火力維持のための水素・アンモニア

原子力については、2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故をうけて第4次エネルギー基本計画以来示されてきた「原子力依存の低減」が削除され、原子力を脱炭素電源のひとつと位置づけ、今後のリプレースをより積極的に推進し、「原子力の最大活用」として2040年に2割程度と位置づけ、既設原発の再稼働、長寿命化に加え、新設を打ち出した。原子力2割程度はきわめて非現実的な「目標」であり、その不達成分を過剰な設備が存在する火力が補う形になることは明らかで、結果的にCO₂排出の増大をもたらすこととなる。

また、「次世代エネルギー」として、水素・アンモニアなどコストが非常に高い燃料を積極的に導入する方針を強く打ち出した。2024年に

制度化した水素社会推進法などの価格差支援や拠点整備の事業を活用するとし、化石燃料からの脱却が容易な電力分野での利用を継承した。政府のコスト検証ワーキンググループでの電源別コストでは、原子力をかなり低く見積もるような工作がなされていることは、第2章でも明らかにされているが、一方で火力に関しては、低く見積もったとしても全体的に高コストの傾向が表れており、2040年のモデルプラン方式の電源コストは太陽光(事業用)8.5円、太陽光(住宅用)10.2円、陸上風力15.3円、海上風力14.8円であるのに対し、LNG(専焼)19.2円、LNG(水素10%混焼)20.3円、水素(専焼)29.9円、石炭(アンモニア20%混焼)27.3円、アンモニア専焼23.1円、CCS付LNG

火力 19.2 円、CCS 付石炭火力 27.6 円とかなり高額であることが明らかにされている（注 3）。

長期脱炭素電源オークションは、事実上再エネが対象外となり、初回では入札が一件もない一方、原子力や LNG 火力の新設、既設石炭火力のアンモニア混焼設備が新規電源の対象となって支援される形となった。エネルギー基本計画では、このような気候変動対策効果もなく、国民負担を軽減する効果もない、いわゆる「脱

炭素電源」を推進し、既存の原発や火力を維持温存する容量市場を「着実に運用」するとしている。

「脱炭素」という看板を掲げて、原発火力を維持するための支援措置を固め、実態はなんら気候変動対策につながるものではなく、国民負担を増やすための方針にほかならない。

5. GX2040 ビジョンとカーボンプライシング

地球温暖化対策計画、第 7 次エネルギー基本計画と同日に閣議決定したのが、脱炭素社会と産業振興の両立を目指す国家戦略「GX2040 ビジョン」である。2023 年 6 月に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX 推進法)」に基づき策定される「脱

炭素成長型経済構造移行推進戦略 (GX 推進戦略)」の改定版との位置づけで、2040 年を見据えた脱炭素技術への投資を促進するものとされる。こちらは NDC やエネ基にさらに輪をかけて問題が多い。

5-1 不透明かつ閉鎖的な策定プロセス

この案をとりまとめた GX 実行会議は、議長に内閣総理大臣、副議長に GX 実行推進担当大臣（経済産業大臣が兼務）、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、環境大臣及び末尾に列記した有識者によって構成される。有識者として加わる委員は、エネルギー関連産業に関わる利害関係者、つまり本来は大規模排出事業者として排出を規制されるべき側の組織の代表や出身者が多数を占める。そして、実行会議は資料が公開されるのみで、会議自体中継もされず非公開で行われており、不公正で不透明かつ閉鎖的な策定プロセスで原案がまとめられた。

気候変動問題やエネルギー問題のようにあらゆる人がなんらかの形で影響を受けるテーマで重要な国の骨格となるビジョンを決めるにあたっては、国民に開かれた公正なプロセスで会議を開き、将来世代、一次産業従事者、地域住民、気候災害や原発災害の被害者、科学者、環境団体等の幅広い意見を集め、熟議の上で決めていくことが必要である。GX はエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の上位にもなる位置づけにもなるが、非民主的なプロセスでの決定となった。

5-2 火力・原子力に固執する”脱炭素政策”

GX2040 ビジョンでは、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すとしており、「S+3E の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制し、経済合理的な対策から優先的に導入していく」との方向性が示された。S+3E は、エネルギー基本計画の柱にも位置付けられてきた概念で、安全性 (Safety) を大前提として、エ

ネルギー安全保障 (Energy Security)、経済効率性 (Economic Efficiency)、環境適合 (Environment) を同時に満たすこと求めたものである。これに照らせば、世界的に価格が下がっている風力や太陽光などの再生可能エネルギー（再エネ）の拡大に最優先で取り組むことが、安全かつエネルギー自給率の向上にもつ

ながり、価格が下がり燃料費もかからないため経済性も高く、CO₂の排出も最も少なくなる点で重視すべきものだ。しかし、これまで政府が推し進めているのは、それとは逆で経済合理性のない火力発電や原発を維持することで、そのために「容量市場」「長期脱炭素電源オークション」「水素社会推進法による価格差補填」といったしくみを導入することであり、GX2040 ビジョンもその方針を継承するものだ。

世界では、各地で再エネが急速に拡大している。水素やアンモニアなどは再エネで水を電気分解するグリーン水素やグリーンアンモニアでなければ CO₂ の削減効果が得られないが、再エネを拡大し、その余剰電力を活用して得られる貴重な”エネルギー”である水素は、電力分野以外の高温熱利用分野で利用を図るべきものだ。「経済合理的な対策から優先的に導入」と言いながら、真逆の方向に向かっている。

また、「アジアでの脱炭素・経済成長・エネルギー安全保障の確保の同時実現及び多様な道筋によるネットゼロの実現を目指す」としているが、日本独自の見解に基づく「脱炭素技術」をアジア諸国に押し付けているに近い。長期的にネットゼロを目指すアジアに対して、再エネ

の拡大、あるいは省エネ技術の発展を支援すべきであり、既存の火力発電を維持するための策、あるいは新規の火力発電所の建設計画を導入すべきではない。

世界的に見れば、過酷事故等のリスクが高い原発や、気候リスクの高い化石燃料産業は斜陽産業で、再エネや蓄電池の分野が成長産業となっている。日本はこの 30 年の間に、政策転換ができなかったためにこうした時代の流れに完全に乗り遅れてしまった。化石燃料を原料とする水素やアンモニアを経済成長の新たな旗印にしようとしても、高コストで再エネとの競争からみても完全に敗北が見えている。そして、国民の電気代や税金から費用を徴収しながら、効果のないものに多額の投資を続ける現在の方針は、国力の低下につながり、将来に希望を持つことができない最悪の選択である。

今、気候変動対策に無駄な投資をしている時間的余裕はなく、国富を流出させる経済的余裕もない。経済性、エネルギー安全保障(自給率)、環境適合性のいずれの観点からも合理的ではない方向に向かおうとしているのが「GX2040 ビジョン」である。

6 成長志向型カーボンプライシング構想

GX2040 ビジョンで大きく位置付けられているのが、カーボンプライシングである。カーボンプライシングとしての化石燃料賦課金は 2028 年度から導入、排出量取引制度は 2026 年度から本格稼働、発電事業者への有償オークションは 2033 年度から導入となっている。気候変動対策は 1.5°C 目標をふまえて 2030 年までの大幅削減が求められており、カーボンプライシングの導入時期としては遅すぎる。

また、化石燃料賦課金として設定しているものは、国会を通さずに官僚の裁量だけで決められる「賦課金」である。そして、排出量取引は年間 10 万トン以上排出している企業を対象とし、無償の排出枠を設定することとしているが、段階的削減を効果的に行うためにも排出枠の総量は 1.5°C 目標に整合するカーボンバジエットをふまえて設定する必要があるにもかかわらず、そのような議論はまったく見えてこない。

7. 衆議院議員選挙と争点化しない気候変動・エネルギー問題

2024 年 10 月 1 日岸田内閣の総辞職に伴い石破茂内閣が発足した。政権誕生からわずか 8 日で衆議院を解散。第 7 次エネルギー基本計画や NDC の策定を控えた重要なタイミングで、衆

議院議員選挙となった。

選挙では気候変動・エネルギー政策を公約で主要政策として上げている政党はほとんどなかった。気候ネットワークが各政党のマニフェス

ト比較を行い、2030 年以降の温室効果ガス削減目標の設定、脱石炭火力発電の方向性、火力発電における水素・アンモニアの混焼、CCUS の

導入、再生可能エネルギーの導入と野心的目標の設定、脱原発の実現などの記載を総合的に評価し、得点を出したものが表 1 である。

表 1：政党別の気候変動・エネルギー政策の評価

政党名	2030 温室効果ガス削減目標	脱石炭火力発電の方向性	水素・アンモニア・CCUS	再エネの導入と目標	脱原発の実現	得点
自由民主党	△	×	×	—	×	-2
公明党	—	×	×	—	△	-1
立憲民主党	○	△	△	◎	○	13
日本維新の会	△	×	×	—	×	-2
日本共産党	◎	◎	◎	◎	◎	25
国民民主党	—	×	×	△	×	-2
れいわ新選組	○	◎	◎	◎	◎	23
社会民主党	○	◎	—	◎	◎	18
参政党	—	—	—	×	—	-1

(出所) 気候ネットワーク「第 50 回衆議院議員選挙 各党選挙公約の気候変動エネルギー政策に関する分析」

選挙では、自民党が大幅に議席を減らし、野党が与党を上回る議席数を確保したが、野党の気候変動エネルギー政策は振れ幅が大きくまとまっていない。与野党の垣根を超えて、気候変動政策に前向きな議員を増やすことが求められる。

2025 年 7 月には参議院議員選挙が予定されている。各政党は、エネルギー気候変動問題を主要政策に位置づけ、長期的な視野にたった抜本的な政策転換の実現を目指すべきである。そして市民の、各候補者や政党の政策方針を見極めた投票行動が鍵を握るといえよう。

8. 市民のアクション

気候危機の回避のために、日本での気候政策をまとうな政策にし、化石燃料や原発依存の構造から再エネ・省エネへの転換に向けて、様々な形で市民のアクションが行われた。以下にその一部を紹介する。

■ワタシのミライ

2021 年のエネルギー基本計画の改定時につくられた市民団体による「あと 4 年、未来を守れるのは今」のプロジェクトを引き継ぎ、つくられたプラットフォーム。2025 年改定のエネルギー基本計画で、持続可能な再エネ 100% と公正な社会を実現する新しいエネルギー基本計画の策定を求めて活動を展開した。岸田首相への意見書提出、関連省庁との公開での交渉、市民向けのイベントや、エネ基の政府案に対してパブコメ募集期間には各参加団体が実施するパブコメセミナーの統括をし、幅広い層に気候

変動対策を政府の政策に反映することの必要性を訴えた。

参考 URL : <https://watashinomirai.org/>

■「今こそ、まとうな気候政策を創ろう」キャンペーン

2024 年 6 月、日本の気候政策に関心を有する科学者や環境 NGO のメンバーによる有志が始めたキャンペーン。科学界からの社会的働きかけを拡大し、有志によるプラットホームを形成し、NDC やエネルギー基本計画策定に向けて各専門分野の寄稿をまとめ発表し、書籍化もした（「まとうな気候政策へ」地平社）。野心的な削減目標の設定や、化石燃料からの脱却を求めて、専門家によるオンラインセミナーを開催するなど、市民に向けた講座などを行ってきた。

エネルギー基本計画や NDC の閣議決定にあ

たっては、石破首相ほか閣僚に対して「まつとうな日本の気候政策を求める緊急声明」を提出した。

参考 URL :

http://www.kanbun.org/pj/pj_index.html

■明日を生きるための若者気候訴訟

日本各地の10代から20代の若者16人が日本のCO₂排出量（エネルギー起源）の約3割を占める主要電力事業者に対し、科学が示す1.5°C目標と整合する水準での排出削減の実行を求めて名古屋地裁に提訴。裁判を通じて社会全体に、気候危機がもたらす将来への悪影響を訴えている（詳細は第5章原告によるコラム参

照）。

参考 URL : <https://youth4cj.jp/>

ここで紹介した以外にも、再生可能エネルギーの普及に向けた地域の取り組み、住宅や建物の高気密高断熱化に向けたワークショップの展開など、市民による様々な形でアクションが展開されている。日本の政策は未だエネルギー・シフトに舵を切っていないが、市民のアクションにも広がりができ、若い世代からの参加も増えることが、政治における地殻変動となって政策の大転換につながっていくことを期待したい。

注

注1) 環境省「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について」 https://www.env.go.jp/press/press_04797.html

注2) Climate Action Tracker <https://climateactiontracker.org/countries/japan/2035-ndc/>

注3) 資源エネルギー庁「発電コスト検証に関するとりまとめ（案）」

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/2024/data/05_05.pdf

(コラム) 仕組みを変えるために行動する若者グループからのメッセージ
<気候変動>

気候変動の被害を受ける若者の声を届けたい

川崎 彩子（「明日を生きるための若者気候訴訟」原告団）

「明日を生きるための若者気候訴訟」（以下、若者気候訴訟）は、日本全国各地から集まった16人の10代・20代の原告が訴えを起こした民事訴訟です。昨年2024年の8月6日に名古屋地裁に提訴しました。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）などの最新の科学によれば、気温上昇を1.5°Cに抑えるには、世界全体でCO₂排出量を、2019年比で、2030年までに48%、2035年までに65%削減し、2050年にはカーボンニュートラルを実現していく必要があるとされています。そこで、日本に住む16人が日本の主な火力発電事業者10社（日本のエネルギー起源CO₂排出量の約3割を排出）に対し、少なくとも、IPCCが示す水準まで排出を削減することを裁判所に求めました。

また、IPCCでは、気候変動の悪影響が世界各地で頻発する中、2020年に生まれた子どもたちは1950年代に生まれた世代よりも数倍、気候変動の悪影響を受けると予測しました。この裁判では、生涯にわたってこの問題の影響を受ける当事者として、気候危機による実際の被害を訴えています。

10月24日に第一回、今年の2月18日に第二回、5月22日に第三回口頭弁論期日を終えました。全て傍聴席は満席で、第二回、第三回は定数の約2倍の方が希望し、抽選となりました。法廷では原告2名ずつが、この訴訟に踏み切った背景や、自分が受けている被害、今後もそれが続いていることの不安などを裁判官に訴えました。被告は裁判所に訴えを却下するよう求めていますが、裁判官や傍聴に来てくださる方々、そして市民社会には私たちの声がきちんと届く信じて活動しています。

3月8日には韓国と台湾の若者気候訴訟の原告が来日し、シンポジウムを開催。東アジア、そして世界全体で気候訴訟を盛り上げていく機運も高まっています。



出所：若者気候訴訟 WEB サイト

若者の声に向き合って

安部 茉祐実（「明日を生きるための若者気候訴訟」原告団）

あのコロナ禍が始まった 2020 年、私は大学 4 年生でした。その年に私は、ビーガン（Vegan）という動物を搾取しないライフスタイルに移行し、環境活動を始めました。1 年間の休学期間に予定していた長期留学が中止になり、時間をもて余していた頃、「畜産」が抱える様々な問題を知ったためです。特に衝撃を受けたのは、動物たちの置かれる劣悪すぎる現状と、畜産による甚大な環境破壊でした。1 kg の肉が作られるまでに動物たちが食べるえさの量は、牛は 25 kg、鶏は 3.3 kg。畜産動物に与える食料を人に供給すれば、世界中の飢餓は無くなるとも言われています。また、食べ物から出る温室効果ガスの 4 分の 3 以上を、動物性食品が占めています。動物性のものを控えると、肉の多い食生活と比べて、1 か月間の CO₂ 排出量を、130 kg も削減できるのです。地球環境や健康への害を無視し、目先の利益や便利さだけを求めてよいのでしょうか。

「地球温暖化」から「地球沸騰化」、「気候変動」から「気候危機」と新たな言葉が生まれ、地球環境が悪化していることが以前に増して明らかになりました。2020 年生まれの子どもたちは、1950 年代に生まれた世代よりも数倍、気候変動の悪影響を受けると予測され、すでに全国各地で豪雨、熱中症などの被害が多発し、人々が亡くなっています。本来は誰もが、安定した気候のもとで健康的に暮らす権利をもち、その権利が守られるべき存在ではないでしょうか。気候変動による気温や海面の上昇などで住めない地域が増えることで、争いも増え、平和が壊されていくつらうことに、とても恐ろしさを感じています。

私が原告になった理由のひとつに、今、人々の生存権を脅かしている気候危機について、より多くの方々に关心をもってもらい、一緒によりよい地球環境を目指していきたいという想いがあります。現行の政策のままでは気候危機を止めるのに間に合わないため、一国民として声を届けたいと思いました。一人ひとりの日頃の小さな積み重ねもとても大切ですが、やはり現実的には道のりが長すぎる、と絶望してしまう時があります。今回の法的なアプローチを通して、私たち若者の声に、より早く、真剣に、対等に、向き合ってもらえるのではないかと期待しています。

気候危機は、無関心ではいられても、無関係でいることはできません。このコラムを読んでくださっているあなたを含めた、地球に生きる全ての人や生き物に必然的に関わることです。自分事として捉え、日頃の小さな選択から出来ることを実践していくことで、社会や世界はきっと変わると思います。



気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

第1章

脱炭素社会実現に向けた最新動向

第2節 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの取り組み

松原 弘直（NPO 法人環境エネルギー政策研究所 理事・主席研究員）

1. 再生可能エネルギーの現状と課題

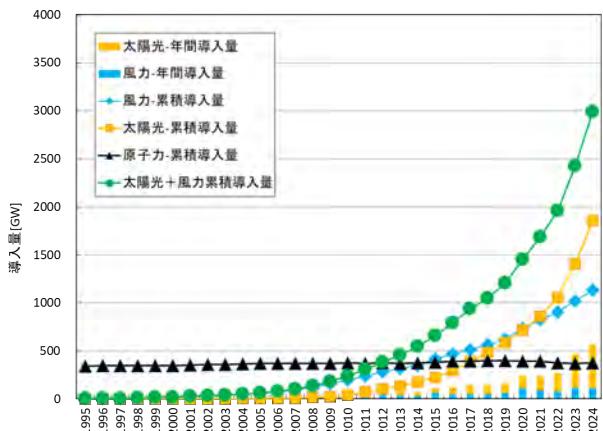
1-1 世界の再生可能エネルギーの急成長

2023 年の気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28) で国際的に合意された文書「UAE コンセンサス」では、2030 年までに再生可能エネルギー発電設備の容量を世界全体で 3 倍にし、エネルギー効率の改善率を世界平均で 2 倍にする必要性が明記された。この 2030 年までに必要な再エネ導入量は、IEA(国際エネルギー機関) (注 1) や IRENA(国際再生可能エネルギー機関) (注 2) のシナリオ・レポート等すでに示されており、再エネの設備容量を現状(2022 年)の 3.4TW(テラワット)の 3 倍以上の 11TW まで増やすためには、年間 1TW(1,000GW、原発 1000 基分の設備容量相当)の再エネの新規導入が必要になる (注 3)。

これに対して、実際に 2024 年には世界全体で再エネ発電設備が 600GW 近く新規に導入されるなど、世界の再生可能エネルギーの市場は当面の目標となる 2030 年を見据えて急成長を続けている。

その中で、IRENA の最新レポートによると 2024 年の太陽光発電の年間導入量は、過去最大だった前年の 300GW からさらに増加して 452GW に達した。その結果、太陽光発電の累積の設備容量は 1.8TW に達し(図 1)、2022 年に 1TW の領域に入り、わずか 2 年間で 2 倍の 2TW 近くに達したことになる。2030 年に向けては、IEA の最新レポート (注 5) によると、さらに 4TW 近い太陽光発電が導入される見込みとなっている(年間 0.6TW 以上)。

図 1：世界の太陽光発電および風力発電、原子力発電の導入量の推移



(出所) IEA (2024) 及び IRENA のデータから作成

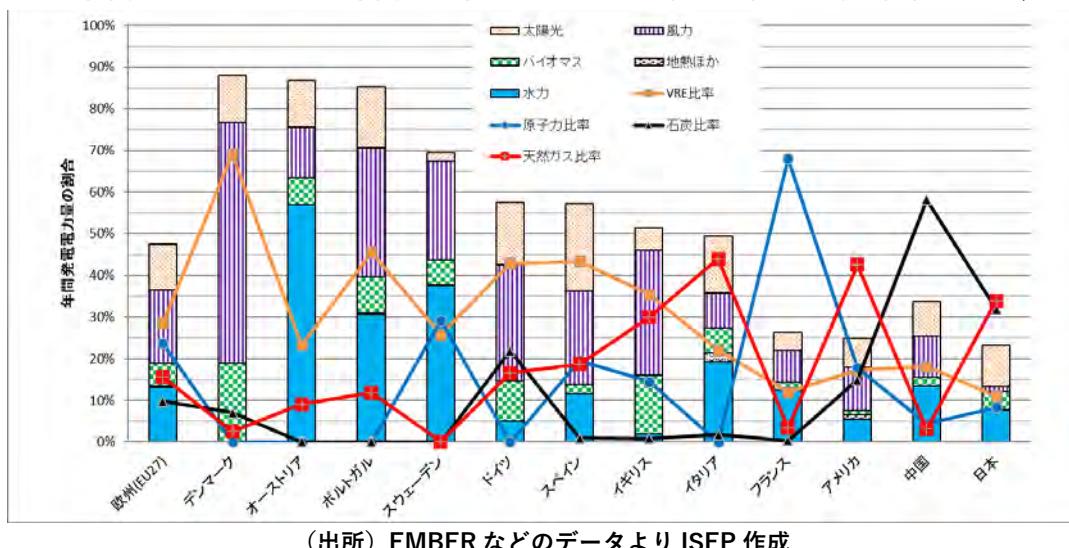
一方、風力発電も 2024 年は年間 113GW が新規に導入され、累積で 1.1TW を超えている。太陽光発電と風力発電を合わせると 2024 年末までに約 3TW に達して、原子力発電の設備容量(約 0.4TW)の 7 倍以上に達することになる。原発の設備容量は 2024 年も廃止と新設があり、横ばいになっている。さらに、2024 年の太陽光と風力と合わせた年間導入量は 565GW に達して、前年の 469GW の約 1.2 倍になり、過去最大となった。その結果、再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は 2024 年末で、太陽光 1.9TW、風力 1.1TW、水力 1.4TW を合わせて 4.4TW に達している。

しかし、世界の再エネの導入ペースは現状の 2 倍以上にする必要があり、再エネ関連(送電網

等のインフラを含む)への投資額もこれまでの年間1兆ドルから2兆ドルに倍増する必要がある。さらに、2024年11月にアゼルバイジャンで開催されたCOP29では、世界の再エネ3倍を実現するためのインフラ整備として、バッテリーなどのエネルギー貯蔵の容量を2030年までに現行の6倍(1,500GW)以上にすることや、送電網を2040年までに6,500万kmを追加または改修するという「エネルギー貯蔵&送電網の誓約」(注6)が議長国から提案され、日本を含む多くの国が賛同している。すでにG7諸国はエネルギー貯蔵を1,500GWにすることに合意しており、IEAからもレポート(注7)でネットゼロシナリオ(NZE)上で、その必要性が示されている。

その中で、図2に示すとおり欧州(EU)では、

図2：欧州各国およびアメリカ・中国・日本の発電電力量に占める再エネ等の割合の比較(2024年)



(出所) EMBERなどのデータより ISEP 作成

2. エネルギー基本計画の見直しと再生可能エネルギー

日本政府の2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス排出46%削減(2013年度比)、さらに50%削減の高みに向け挑戦するという国際的な宣言を受ける形で、第6次エネルギー基本計画が2021年10月に閣議決定された。この中で、省エネルギーにより総発電電力量は現状から1割減とし、再生可能エネルギーは主力電源化と最優先の原則を掲げた上で、2030年に年間電力量の38%程度まで導入を見込むとしていた。2030年の再エネ導入目標の内

2024年の再生可能エネルギーの割合が総発電量の47%を超え、風力発電が17.4%、太陽光発電が11.1%で、変動性再エネ(VRE)が28.5%となり、太陽光発電が石炭火力の割合10%を初めて超えた(注8)。

欧州での困難な政治的、経済的状況にもかかわらず、EUの電力セクターのエネルギー転換は、ウクライナ危機以降のREPowerEUなどの政策により、2024年も勢いを維持しており、太陽光発電(11%)は大幅に成長し、初めて石炭火力発電(10%)を追い越した。風力発電(17%)もガス火力(16%)の割合を上回っており、石炭と天然ガスは2024年も減少し(ガスは5年連続減少)、EUの電力セクターのCO₂排出量は2007年のピーク時の半分以下に減少し、輸入化石燃料への依存度はさらに低下している。

訳は太陽光15.7%、風力5.5%、地熱1.2%、水力10.5%、バイオマス発電5.1%となっている。エネルギー基本計画は、原則として3年毎の見直しが行われるため2024年5月には、第7次エネルギー基本計画の見直しが始まり、再エネに関する目標や政策体系の見直しが行われ、2025年2月に閣議決定された(注9)。

この第7次エネルギー基本計画では、2030年の再エネの導入目標(電源構成上36~38%)の見直しはされず、第6次に明記されていた「再

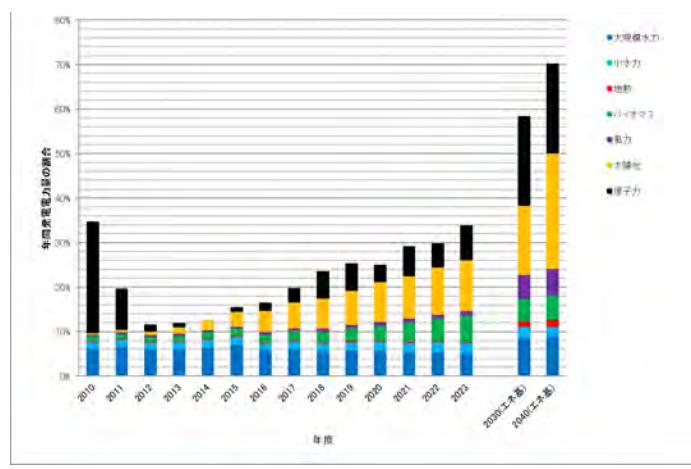
生可能エネルギーに最優先の原則で取り組む」ことが削除された。主力電源として最大限導入する方針は示されたものの、特定の電源や燃料源に過度に依存しない電源構成を目指すことや、脱炭素電源として再エネと合わせて原発を「最大限活用」することが盛り込まれた。そのため 2040 年の電源構成案で再エネ 4 割～5 割という、従来よりも後退した導入目標が示された。同時に原発は従来と同じ 2 割を維持するとされたが、これによって形式的には再エネと合わせた非化石電源の目標比率は約 6～7 割となる。しかし、原発の重大なリスクや再稼働の進み具合を考慮すると、再エネの割合をさらに増やすないと非化石電源の目標比率は達成できない可能性が高い。

一方、2023 年 6 月に施行された GX(グリーン・トランسفォーメーション)推進法やその基本方針に基づき、経済成長と脱炭素化を両立させるという名目で再エネ以外の脱炭素電源として原発や火力の脱炭素化などを重視して、同じく閣議決定された GX2040 ビジョン(注 10)でそれらの推進が示されている。しかし、原発はエネルギー安定供給の確保、エネルギー自給率の向上や気候変動対策にならず、本来の GX 実現のためには全力をあげて地産地消・地域主導型を中心とする自然エネルギー 100%に向かうビジョンに取り組むべきである。

2023 年度の再生可能エネルギーによる発電電力量の割合は前年度から 1.6 ポイント増加して約 26%となった(図 3)。これはエネルギー基本計画で 2030 年度の目標とされている目標(36～38%)の約 7 割に相当するが、なお約 10 ポイント以上の再生可能エネルギーの増加が必要である。これまで年間 1 ポイント%程度だった増加率を年間 2 ポイント%程度の増加率にする必要がある。

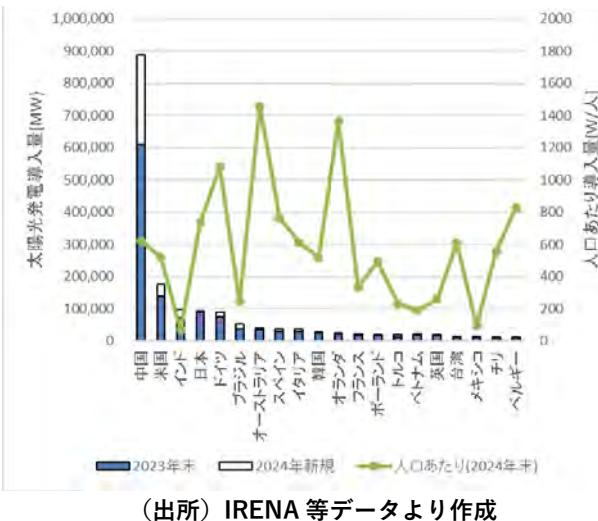
日本国内では太陽光発電を中心に変動性再生可能エネルギー(VRE)の割合が急速に増加し、2023 年度には 12%に達した(注 11)。FIT 制度開始前の 2011 年度には、VRE の割合は 0.9% で、VRE の年間発電電力量はこの 10 年間で 10 倍以上になった。10 年前の 2012 年度には、太陽光と風力の発電電力量はほぼ同じだったが、2023 年度には太陽光が風力の 11 倍になっている。2024 年末の時点で日本では約 9,100 万 kW(パネル容量 DC ベース)に達しており(注 12)、中国、アメリカ、インドに次ぐ世界第 4 位の太陽光発電の導入量(累積設備容量)になっている(図 4)。しかし、日本の年間導入量は 250 万 kW まで低下して昨年までの第 3 位から後退し、第 5 位のドイツでは年間導入量が屋根設置を中心 1,500 万 kW にまで増えて累積導入量が日本と同じレベルに達している。

図 3：日本国内での再生可能エネルギーおよび原子力の発電電力量の割合のトレンドと
2030 年度および 2040 年度の見通し(第 7 次エネルギー基本計画)



(出所) 資源エネルギー庁の電力調査統計などから ISEP 作成

図4：国別の太陽光発電の導入量(2024年末)トップ20



(出所) IRENA 等データより作成

この10年間で、最も増加した再生可能エネルギーは太陽光発電で11%に達し、10年間で約8倍になった。2030年度に向けては、これまでの導入ペースを継続して現在の1.5倍の16%以上にする必要があるが、FIT制度に代わってFIP制度や非FITさらには自家消費によるPPAなどの本格的な導入が課題となっている。風力発電については、現状の1.1%から5%に約5倍にする必要があるため、大規模な洋上風力を含む本格的導入が期待されている。世界的には太陽光よりも普及が進んでいる風力発電の割合は、日本では太陽光発電の約10分の1程度にとどまっている。

一方、海外バイオマス燃料の利用には持続可能性の問題があるもののバイオマス発電の割合は5.9%まで増加し2030年の目標をほぼ達成している。それ以外の再エネ電力として、地熱発電の割合は0.3%で、2030年の目標である1%に達するには3倍以上にする必要がある。

原子力発電は、2014年度のゼロから九州、関西、四国での再稼働が進んだ結果、2018年度には6%となり、2023年度には7.7%に増加した。しかし、原発の割合は再エネによる発電電力量の3分の1程度で、再エネと原発を合わせた非化石電源の割合は約34%になり、福島第一原発事故前の2010年度と同じレベルになったが、2030年度に向けては原発に依存せずに非化石電源の割合を58%にする必要がある。

再生可能エネルギー最優先原則により、電力

系統などのインフラ整備とともに新たな電力市場を含めたルールの整備や規制改革など様々な課題を克服する必要がある。エネルギー基本計画の審議の過程では、そのための新規の設備投資が「統合コスト」としてカウントされるとされているが、さまざまな恩恵のある再エネ導入ための「コスト」は、持続可能な未来を実現するためのインフラ投資として欠かせないと捉えるべきである。さらに長期的な視点に考えれば、再エネが純国産でもっとも安いエネルギー源であることから、エネルギーコストの低減とともに化石燃料の削減という大きな便益を得ることを重視すべきである。

化石燃料による火力発電や原発を主力とする既存電源を温存する「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」はその必要性から見直す必要があり、再エネ最優先を原則として電力システムの柔軟性を確保する新たな電力市場のルールを整備する必要がある。原発を含む非化石電源の価値を取引する「非化石価値取引市場」については、再生可能エネルギーに特化したグリーンエネルギー市場として抜本的に見直す必要がある。

「純国産エネルギー」である再エネを最優先の原則で基幹エネルギーに位置付け、発電電力量比率で2030年までに再エネ58%以上、2035年80%、2040年100%とする意欲的な導入目標を定めるべきである。それは、「グリーントランジション2035」シナリオ（注13）などで示

されているように環境・エネルギー・経済のトリプル・デカップリング(切り離し戦略)を前提に省エネルギーにより 2030 年までに年間電力需要を約 3 割削減するとともに、再エネの発電設備を現状(104GW、2022 年度)の 2 倍以上とすれば実現可能である。さらに、2035 年度には現状の 3 倍、2040 年度には 4 倍にする必要がある。エネルギー基本計画では 2030 年の自然エネルギーの導入見込量が太陽光については最大 120GW となっているが、これは現状の約 1.5 倍に過ぎない。太陽光は、世界では今や最も安いエネルギー源となり、今後のエネルギー転換と脱炭素の主力となるだけでなく、過去の経験でも短期間に成長することが明らかである

3. 再生可能エネルギー100%に向けた取り組み

すでに世界では、電力・熱・交通の各分野の再生可能エネルギー100%目標を持つ都市が増えており、617 の都市が 100%の目標を持っている(注 14)。国際的なイニシアチブとしては、国際的に活動している大企業を中心として RE100 がある。すでに 400 を超える企業が企業活動に伴い消費する電力を再エネ 100%にすることを宣言しており、日本企業として 91 社が含まれている(注 15)。国際的な環境 NGO のグループとしても再エネ 100%プラットフォームがあり、CAN や ICLEI など主要な国際 NGO がメンバーとなり、「新しい常識」である再エネ 100%の実現を提唱している。日本国内でも環境 NGO のネットワークある CAN-Japan が事務局となり、自然エネルギー100%プラットフォームとして連続セミナーなどの普及啓発活動を行っている(注 16)。日本国内で、中小企業や自治体が率先して宣言を行う再エネ 100 宣言 RE Action があり、すでに参加数が 380 団体を超えている(注 17)。さらに、再エネの利用等を促進することを通じて、脱炭素化を目指すネットワークとして「自然エネルギー大学リーグ」があり、すでに 100%を達成した千葉商科大学を含め 11 大学が参加している(注 18)。

地域から再エネ 100%へ向かう状況を日本国内の全自治体に対して指標化する「エネルギー永続地帯」について毎年、報告書が公表されて

ことから、2030 年に少なくとも現状の 2 倍程度(140GW)を目指す導入目標を掲げるべきだろう。

長期的には自然エネルギー100%を見据えて 2040 年以降、現状の 4 倍以上の 300GW 以上を目指すべきである。風力発電については、2030 年の政府目標は 24GW(陸上 18GW、海上 6GW) としているが、すでに 30GW を超える事業の計画が海上風力を含めてあり、国内の膨大な導入ポテンシャルや将来のコスト低減を前提とすれば、2030 年までに 30GW 以上の目標を設定し、さらに 2040 年には 160GW 以上の太陽光と同レベルの設備容量を目指すべきである。

いる(注 19)。2022 年度には、地域の再エネ供給量とエネルギー需要量から推計された地域的エネルギー自給率が 100%を超える自治体の数が 216 となり、10 年前(2011 年度)の 50 自治体から 4 倍以上となっている。さらに、食料自給率も合わせて 100%を超える自治体の数も 116 に達した。都道府県別ランキングでは、秋田県が 50%を超えて第 1 位、続いて大分県、群馬県、鹿児島県が 50%を超え、10 県が 40%を超えている。地域からの脱炭素化、「地域版 GX」の実現のため、地域との共生や合意形成のための計画づくりや合意プロセス、地域主体の再生可能エネルギー100%実現のための事業などが求められている(注 20)。

2050 年ゼロカーボンシティ宣言をする自治体が全国で 1,161 に達する中で(注 21)、各自治体の地球温暖化対策実行計画の見直しや地域の脱炭素化に向けたロードマップの策定はまだ途上である。その中で、2030 年までの地域の脱炭素化を先行して計画化し実施する脱炭素先行地域の選定が進められており、地域での再エネ 100%の実現に向けて動き始めた。これらの実現には、地域の再エネのポテンシャルやエネルギー需給を把握する必要性も増してきており、環境省の REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)(注 22) や地域エネルギー需給データベース(東北大学)などが整備され

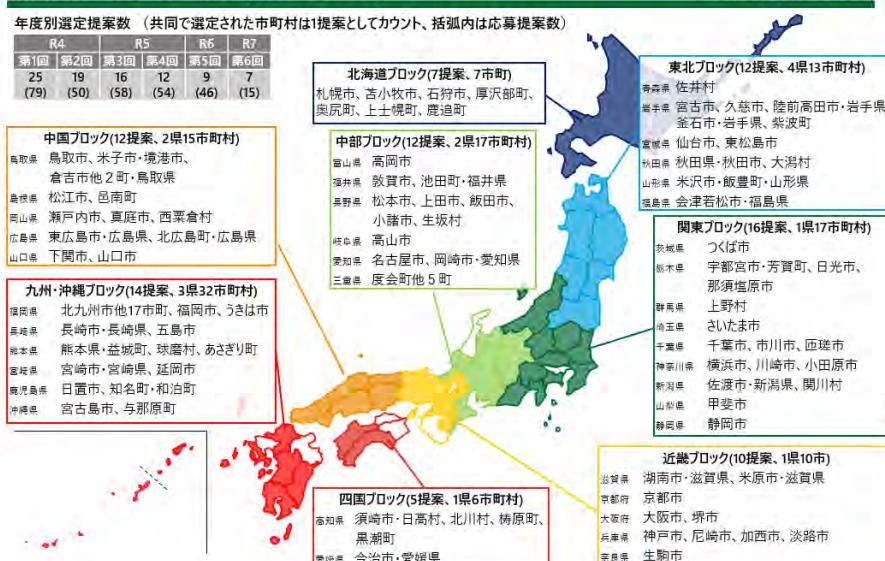
てきている（注 23）。

脱炭素先行地域（注 24）では、2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することを目指している。脱炭素先行地域の選定は、2022 年 1 月から開始され、6 回の募集が行われ、2025 年 5 月までに合計 88 件の自治体からの提案が選定された（図 5）。2025 年度までに地域特性に応じた先行的な取り組み実施の道筋を策定し、2030 年度までにその取り組みを完了することを目指し

ている。脱炭素先行地域の取り組みには、「地域の脱炭素化の加速」、「地域課題の同時解決」、「地域の魅力向上」の 3 つの効果が期待されており、取り組みを支援するため、環境省では「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を交付するとともに、取り組みをさらに加速させるため、再エネ導入拡大や省エネの推進、地域循環共生社会の実現など、さまざまな支援を行っている。また具体的な事業実施のため、民間の共同提案者との連携が重視され、地域での合意形成や地域エネルギー会社の運営、資金調達など様々な課題に直面しながら、多くの事業が官民の連携事業として進められていることが特徴である。

図 5：脱炭素先行地域の選定状況(2024 年 12 月時点)

脱炭素先行地域(88提案*)



（出所）環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」

注

- 注 1) IEA(2023) “Net Zero Roadmap” <https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-1.5c-goal-in-reach>
- 注 2) IRENA(2024a) “World Energy Transitions Outlook 2024: 1.5° C Pathway” <https://www.irena.org/Publications/2024/Nov/World-Energy-Transitions-Outlook-2024>
- 注 3) IRENA(2024b) “Delivering on the UAE Consensus: Tracking progress toward tripling renewable energy capacity and doubling energy efficiency by 2030” 2024 年 10 月
- 注 4) IRENA(2025) “Renewable Energy Capacity Statistics 2025” <https://www.irena.org/Publications/2025/Mar/Renewable-capacity-statistics-2025>

- 注 5) IEA(2025) "Electricity 2025" <https://www.iea.org/reports/electricity-2025>
- 注 6) "COP29 Global Energy Storage and Grids Pledge" <https://cop29.az/en/pages/cop29-global-energy-storage-and-grids-pledge>
- 注 7) IEA(2024) "Batteries and Secure Energy Transitions"
- 注 8) EMBER(2025) "Global Electricity Review 2025" <https://ember-energy.org/latest-insights/global-electricity-review-2025/>
- 注 9) 第 7 次エネルギー基本計画(2025 年 2 月閣議決定)
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001.html>
- 注 10) GX2040 ビジョン(2025 年 2 月閣議決定)
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004.html>
- 注 11) ISEP「国内の 2023 年度の自然エネルギー電力の割合と導入状況(速報)」
<https://www.isep.or.jp/archives/library/14885>
- 注 12) IRENA(2025) "Renewable Energy Capacity Statistics 2025"
<https://www.irena.org/Publications/2025/Mar/Renewable-capacity-statistics-2025>
- 注 13) 未来のためのエネルギー転換研究グループ「グリーントランジション 2035」
<https://green-recovery-japan.org/>
- 注 14) REN21「自然エネルギー都市世界白書 2021」<https://www.ren21.net/reports/cities-global-status-report/>
- 注 15) JCLP「RE100・EP100・EV100～国際企業イニシアチブについて」<https://japan-clp.jp/climate/reoh>
- 注 16) 自然エネルギー100%プラットフォーム <https://go100re.jp/>
- 注 17) 再エネ 100 宣言 RE Action <https://saiene.jp/>
- 注 18) 自然エネルギー大学リーグ <https://www.re-u-league.org/>
- 注 19) 永続地帯ホームページ <https://sustainable-zone.com/>
- 注 20) 一般社団法人 全国ご当地エネルギー協会 <https://communitypower.jp/>
- 注 21) 環境省 2050 年ゼロカーボンシティ表明自治体 注 16
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>
- 注 22) 環境省 REPOS <https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>
- 注 23) 地域エネルギー需給データベース <https://energy-sustainability.jp/>
- 注 24) 環境省「脱炭素先行地域」<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region>

第2章

東京電力福島第一原発事故処理と原子力政策の現状

松久保 肇（NPO 法人原子力資料情報室 事務局長）

本章では、2011年に発災した日本史上でも最大規模の公害事件である東京電力福島第一原発事故の現状と 2025 年 2 月に閣議決定された

第7次エネルギー基本計画における原子力政策について概観する。

1. 東京電力福島第一原発事故処理状況

東京電力福島第一原子力発電所は、福島県双葉郡大熊町・双葉町にまたがって立地する。事故当時、福島第一原発では、1～3号機が稼働中、4～6号機が定期点検中だった。このうち1～3号機で炉心燃料の溶融（メルトダウン）が発生、また1・3・4号機で水素爆発が発生した。2号機は水素爆発に至らなかったが、最も多くの放射性物質を放出した。溶融燃料の一部は原子炉圧力容器を貫通し原子炉格納容器内に落下したと推定される。

現在、福島第一原発の廃止措置は「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づい

て実施されている。中長期ロードマップは廃止措置完了を事故から30年～40年後の2041年から2051年として、使用済み燃料の取り出しや、溶融燃料（デブリ、核燃料や炉内構造物などとともに溶融し冷えて固まったもの）の取り出しを区切りとして3期に区分している。2024年9月10日にデブリのサンプル採取を開始したため、現在は最終段階である第3期とされる。

事故直後は、サイト全域で防護服と全面マスクの着用が必要とされていたが、除染作業の進捗などから、徐々に着用エリアは縮小され、現在では、構内全域の96%のエリアで、一般服と防塵マスクでの作業が可能となっている。

1-1 デブリ取り出し

世界の商用原発で燃料溶融に至った商用原発は1979年のスリーマイル島原発2号機、1986年のチェルノブイリ（チョルノービリ）原発4号機、2011年の福島第一原発1～3号機である。このうちデブリの取り出しを完了させたのはデブリが原子炉圧力容器内にとどまったスリーマイル島原発2号機だけである。圧力容器に水をためることができ、放射線を遮へいできたため、作業難易度を下げることができた。一方、福島第一原発の場合、原子炉圧力容器の底が抜けているため、水をためることができず、取り出しの難易度は大きく異なる。

福島第一原発1～3号機にはデブリが880トンほど存在すると推計されている。当初の中長期ロードマップでは、2021年内に、1～3号機

のうち、初号機（2号機）のデブリ取り出しを開始する計画だった。しかし機器の開発遅延や圧力容器内へのアクセス経路に問題が発生したこと、作業上のミスなども重なって実際の取り出し着手は2024年9月10日となった。最終的には11月2日に0.7グラムのデブリが格納容器外に取り出された。作業員の被ばく線量は、6月26日～11月13日までで620人・mSv、作業人数は合計2,527人。当初計画では610人・mSv（計画修正後960人・mSv）だった。

建屋から大気への放射性物質放出量は事故直後に比べて大幅に減少しているものの、今も毎時約2万Bq放出されている。2011年10～12月平均と比べると約3,500分の1程度の値である。

表1：福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ概要

区分	ステップ1(3ヶ月程度)	ステップ2(2011年内)	中長期ロードマップ		
			第1期	第2期	第3期
完了時期	2011年7月19日	2011年12月16日	2013年まで(目標) 2013年11月18日完了	2021年まで(目標) 2024年9月10日完了	2041年～2051年まで (目標)
区分の考え方	原子炉や使用済燃料プールの安定的な冷却、滞留水の保管場所の確保や処理施設の運転開始、放射性物質の飛散抑制など	原子炉の冷温停止状態、使用済燃料プールの安定的な冷却、滞留水量の減少、遮水壁工事の着手、1号機原子炉建屋カバー竣工など	初号機の使用済燃料プール内の燃料取り出し開始まで (2013年11月18日に4号機の使用済燃料取り出し開始)	初号機の燃料デブリ取り出し開始まで(第2期は前期・中期・後期に細分化されている) (2024年9月10日より2号機燃料デブリサンプル採取着手)	廃止措置終了まで

(出所) 東京電力ホームページ (一部筆者加筆)

1－2 放射性物質の環境放出

福島第一原発の敷地には多くの地下水が流れている。この一部が建屋の中に流入するなどし汚染水を増やしている。東京電力は建屋への流入量を減らすために地下水をくみ上げて海に放流している(地下水バイパス・サブドレン)。こうした努力もあって汚染水の発生状況は、2014年度平均470m³/日から、2023年度平均では80m³/日へと減少している。

発生した汚染水の多くは多核種除去設備(ALPS)などで放射性物質を一定基準以下まで減らしたうえで、主にALPS処理水としてタンクに保管している。敷地内には1,000基ほどのタンクが存在しているが、今後の廃炉進捗の邪魔になるとして、東京電力は2023年8月24日からはALPS処理水を海水で希釀したうえで海洋放出している(2023年度4回、2024年度7回、合計約86,000m³)。なお、放出口最寄りの試料採取地点(T-0-1A)の海水測定結果を見ると、トリチウム濃度の上昇が確認できる。

東京電力はALPS処理水を意図的に海洋放出しているが、それ以外にも敷地外に流出している放射性物質が存在する。福島第一原発から環境中に放出されている放射性物質にはどのような経路があるか確認しておく。

まず、上述した建屋から漏えいしている気体

状の放射性物質がある。加えて、サブドレン水の海洋放出、地下水バイパス水の海洋放出がある。ここまでが、東京電力が管理している環境中への放出である。これ以外にはないのか。

福島第一原発には海側に地下水の海洋流出を食い止める遮水壁が設置されており、東京電力によれば、2018年時点で一日当たり30m³が海側遮水壁を越えて地下水が流出していると説明している。その後、こうした推計値は公表されていないが、福島第一原発の原子炉建屋よりも下流を流れる地下水の測定結果を見ると、明らかに通常の地下水よりも放射性物質で汚染されていることがわかる。このような水が海洋に放出されている。また、敷地内の海に通じる排水路の水も比較的放射性物質の濃度が高い。

では、どれくらいの放出量になっているのか。表2に筆者が推定した放出量をまとめた(注1)。トリチウムに関しては、ALPS処理水に伴う放出量が圧倒的だが、セシウム137や全βに着目した場合、現在、様々な経路で漏出している放射性物質量の方が、ALPS処理水の海洋放出に伴うものよりもはるかに多いことがわかる。例えば、セシウム137に着目すれば、現在の漏出量はALPS処理水に含まれるもの約1,750～2,400倍である。

表2：福島第一原発からの推計放射性物質放出量（月次）

推計時期	放出先	セシウム 137	トリチウム	全β	
建屋からの追加的放出量	2023年5月	大気	720万Bq以下		
地下水バイパスによる放出量	2023年6月	専用港外	3.4億Bq		
サブドレン等による放出量	2023年6月	専用港	153.4億Bq		
専用港への放出量推定	2023年5月	専用港	70億Bq ～ 96億Bq	430億Bq ～ 530億Bq	2,500億Bq ～ 2,900億Bq
参考:ALPS処理汚染水の放出目標	放射線影響評価報告書	専用港外	400万Bq	1.833兆Bq	28億Bq

1-3 膨大な低レベル放射性廃棄物と処分費用

当初、福島第一原発事故の事故処理費用は全体で11兆円と見込まれたが、2016年に21.5兆円、2023年に23.4兆円に増額された。廃炉費用8兆円は東京電力が、賠償費用9.2兆円は東京電力や大手電力、新電力が、除染費用4兆円は国が保有する東京電力株の売却益（不足時は国庫）、中間貯蔵費用2兆円は国庫から支出する。ただし、賠償の大半は託送料金に上乗せされており（一部は東京電力の利益から捻出）、廃炉費用についても、およそ3分の1程度は地域独占が認められた送配電事業者である東京電力パワーグリッドの利益から捻出している。地域独占事業者のため、巨額の利益が発生している場合、料金の値下げが必要だが、特殊な計算の下、利益分を廃止措置のために転用している。その結果、東京電力が実質的に負担するのは廃炉費用と賠償費用の一部である。

東京電力は廃炉費用を用意するために、2017年度から毎年度平均2,976億円を原子力損害賠

償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金を積み立てている。そのうち平均1,276億円は東京電力パワーグリッドが負担している。

廃炉費用8兆円はデブリ取り出しまでの費用だ。ではそこから一体いくらかかるのか。原子力学会の福島第一原子力発電所廃炉検討委員会は、福島第一原発で発生する低レベル放射性廃棄物の発生量は7,833,456トンと推計している。1999年の資料では通常の大型原発廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物量は8,790トン、処分費用は178億円（2023年価格では250億円）なので、単純計算で廃棄物発生量は通常原発廃炉時と比べておよそ900倍、費用は22兆円程度となる。仮に2051年までに廃炉を完了させる場合、莫大な廃棄物の処分場所を選定したうえで、さらに処分費用を用意する必要がある。東京電力のこの10年の平均純利益は2,000億円に満たず、このような費用など捻出しようがない。

1-4 中間貯蔵施設と除去土壌の再生利用

福島県内で放射能に汚染された土砂などを中間貯蔵施設に集める事業が始まってから今年3月で10年になる。1,400万m³（2024年12月時点）の大量の汚染土が双葉町と大熊町にまたがる1,600haという広大な地域に貯蔵されている。法に基づき2045年3月までに福島県外に搬出することとなっており、国は、約4分の3を占める8,000Bq/kg以下の汚染土を「復興再生利用」と称して公共事業で利用する方針だ。

放射性物質はほかの有害物質と同様、集中管理が原則となる。かつては海洋への希釈放出による処分が想定され、実際に一部の低レベル放射性廃棄物の処分が実施されたが、国際条約などで禁じられている。

一方廃棄物発生量の削減の観点から、1957年に施行された「原子炉等規制法」では、原子力施設から出る廃棄物のクリアランスレベル（放射性廃棄物として扱わなくてよいレベル）は例

えば放射性セシウムで 100 ベクレル/kg と設定されている。だが、2011 年 8 月に成立させた「除染特措法」では、「事故由来放射性物質」とされるものは 8,000 ベクレル/kg が事実上のクリアランスレベルである。

この点について IAEA (国際原子力機関) が取りまとめた「除去土壤の再生利用等に関する IAEA・環境省専門家会合最終報告書」は、除去土壤の再生利用は福島県内外で実施することを前提としたうえで、「『クリアランス』という用語は、計画被ばく状況における放射線防護の規制管理から放射性物質を解放すること、(中略) 年間 $10 \mu\text{Sv}$ のオーダーの『些細な』(追加)

線量』の概念を適用していることから、原則として除去土壤の再生利用に適用するのはふさわしいとは考えられない」という。

一般に人の被ばくの防護は、計画的に被ばくを管理できる平常時(計画被ばく状況)、事故や核テロ等の非常事態(緊急時被ばく状況)、事故後の回復や復旧の時期(現存被ばく状況)の 3 つの状況に分けて検討される。確かに一部地域は「現存被ばく状況」と呼ばれる状況だと言えるが、日本全国が該当するわけではない。にもかかわらず、こうした地理的な条件を無視して再生利用を認めたことは到底科学的な態度とは言えない。

2. 第 7 次エネルギー基本計画と原子力政策

2025 年 2 月 18 日、石破内閣は原発依存度を可能な限り低減するという、2011 年東京電力福島第一原発事故を受けて取り入れられた貴重

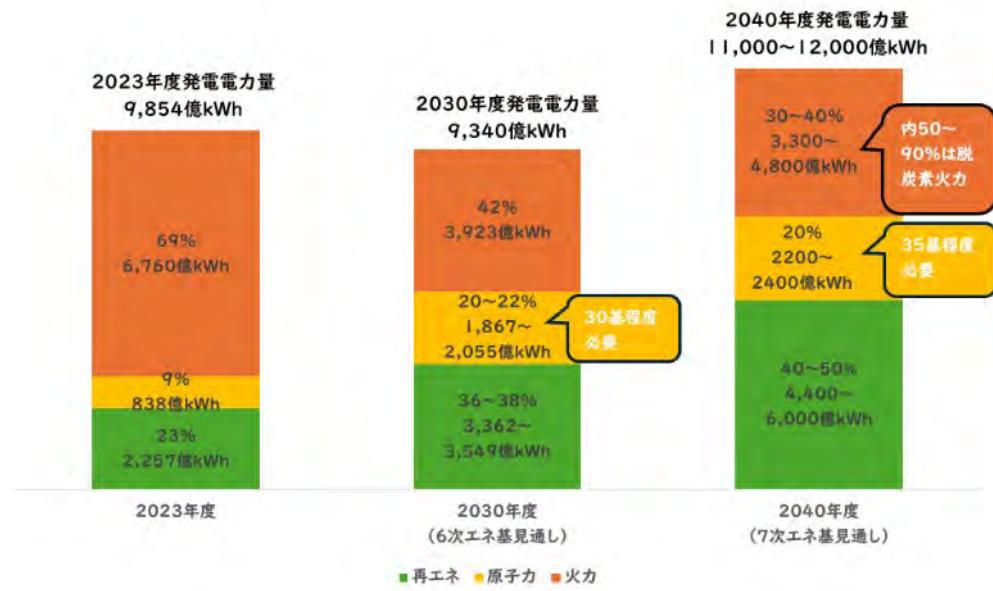
な教訓を削除し、原発を持続的に利用する方針を掲げた第 7 次エネルギー基本計画を閣議決定した。

2-1 非科学性

今回決定された第 7 次エネルギー基本計画では、2040 年度温室効果ガス 73% 削減(2013 年度比)、発電電力量を 1.1 兆~1.2 兆 kWh とし、

これを供給する電源構成を再生可能エネルギー 40~50%、原発 20%、火力 30~40% とした。

図 1：日本の電源構成



(出所) エネルギー基本計画から筆者作成

原発で20%の電力を賄うという目標は、建設中の原発を含めすべて稼働、さらに運転開始から60年を超えるものは稼働延長して、ようやく達成できる数字だ。昨年、再稼働にむけた審査で不合格となった敦賀原発2号機や能登半島地震で被災した志賀原発1・2号機、柏崎刈羽原発の全基再稼働、建設中の大間原発・東電東通原発1号機も運転できることを前提としている。つまりこの目標の達成は非現実的だ。なお、原発の新設には計画から20年を要する。2023年に閣議決定されたGX基本方針では2030年代半ばの革新軽水炉運転開始が見込まれたが、実現見通しは定かではない。

2-2 コスト

エネルギー基本計画策定にあたって発電コストの推計が実施された。結果、原発の発電コストは比較的低廉であり、変動性再エネは安価であるが課題の多い電源であるとされた。一方、米の投資機関Lazardや情報サービス大手Bloombergによれば、原発の発電コストは他の電源を大きく上回る一方、再エネは極めて低廉であることが示されている（図2）。

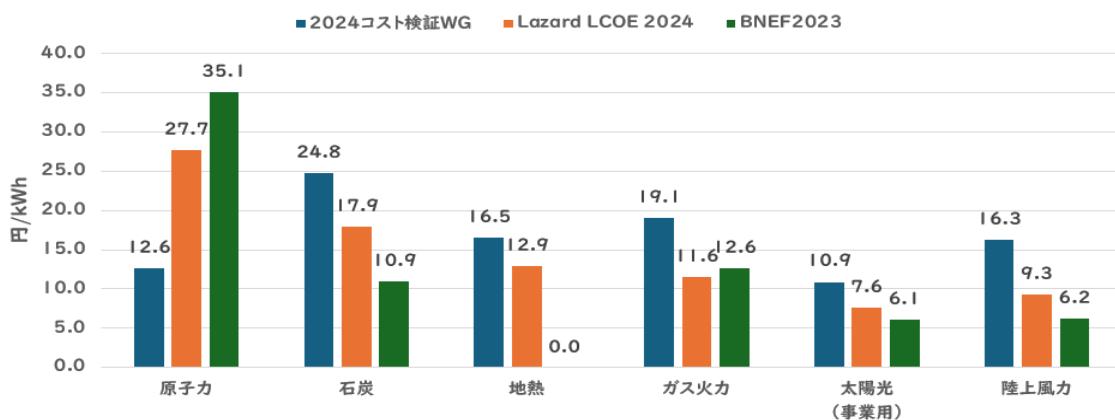
なぜ日本では原発が安いのか。最大の要因は建設費だ。日本の試算では原発新設にかかる費用を7,200億円/基程度と推計している。一方、近年欧米で建設中、または運転開始した原発は軒並み2兆円/基を超えており、途上国で建設

なお、73%削減という脱炭素目標を達成する前提で2040年度に30～40%もの火力を維持するためには、コストの高い脱炭素火力（CCS付火力や水素・アンモニア専焼または混焼）に切り替える必要があり、に約50～90%の火力発電所で大規模改修や建て替えが必要となる。IEA（世界エネルギー機関）の報告によれば、2040年時点の世界の電力供給に占める脱炭素火力シェアは最大でも2%、原発シェアも10%だ。一方、再エネは最大85%となっている。世界の潮流とはまったく違う方向へ日本は向かおうとしている。

中の原発でさえ1兆円/基を超えているものが多く、日本の想定がいかに過小見積もりかを露呈している。

一方、第7次エネルギー基本計画は「大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きい」ので「事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備する」方針を示している。原発は安価だとしながら、投資回収予見性が低いので、消費者にリスクを転嫁するという。

図2：電源別発電コスト比較



出典:2024年発電コスト検証WG報告書、Lazard's Levelized Cost of Energy Analysis Version 17.0、Energy Transition Factbook 2024
※LazardおよびBNEFの単位はドル/MWhのため、円換算(1ドル=152円)したうえで単位をそろえている

2-3 ほとんどない電気料金値下げ効果

エネルギー基本計画では、「足下では、原子力の再稼働が進展している九州エリアや関西エリアでは、脱炭素電源の比率は高くなり、電気料金は他エリアよりも最大で3割程度安い状況にある。また、再稼働の効果は、電気料金の引き下げ等の形で需要家に還元されている」とされ、原発再稼働による電気料金値下げ効果が強調されている。

確かにこの2エリアはほかのエリアに比べて電気料金が安いことは事実だ。しかし、原発を再稼働した電力会社は関西電力や九州電力だけでなく、四国電力、中国電力、東北電力もある。これらの事業者の電気料金と再稼働していない他の電力会社の電気料金は北海道電力を除き、大差ない（表3）。

大きな原因是2つある。まず、巨額の安全対策投資だ。例えば東北電力は女川2号機の再稼働に7,100億円を投じた。ちなみに女川2号の建設費は3,210億円なので、当初建設費の2倍近くのコストを投じることになる。このような巨額投資は当然、原発のコスト競争力を引き下げる。

もう一つの要因は稼働基数が少ないとある。米国原子力エネルギー協会の米国の事業者の規模別、プラント規模別の原発の発電コストによれば、燃料費はどの規模でもあまり変化が見られないが、資本費・運転費は、1基のみのサイト、また1つの原発サイトしかない事業者が高い。人件費や設備の維持管理に必要なコストをほかの炉やほかの原発サイトと共有できずコストが上がっているのだ。

結果、コスト高な原発を使わざるを得ず、原発再稼働による値下げ効果はほとんど発生していない。実際、2023年、中部電力・関西電力・

表3：大手電力の標準世帯電気料金

	2025年2月標準 世帯電気料金 (円)	想定電力 使用量 (kWh)	単価 (円/kWh)
北海道	8,854	230	38.5
東北	8,119	260	31.2
東京	8,218	260	31.6
中部	7,968	260	30.6
北陸	7,112	230	30.9
関西	7,014	260	27.0
中国	7,757	260	29.8
四国	7,864	260	30.2
九州	6,912	250	27.6

九州電力を除く大手7電力は規制料金の大幅値上げを行った。その際、東北電力・東京電力・中国電力・北陸電力は原発再稼働を見込んだものの、それによる値上げ幅縮小効果は1%～2%ほどでしかなかった。標準家庭の電気料金に換算すると月額100円から200円程度だ。一方、北海道電力は再稼働に要している費用を原価に含めて値上げまでしている。

むしろ問題は、再稼働の見通しの立たないまま垂れ流されている原発に対する巨額の安全対策投資と維持費である。原子力事業者の有価証券報告書を分析すると、原発で1kWhも発電しなかった原子力事業者の原発維持費は2011年度以来、平均年間1兆円を超えている。こうした費用は当然、電気料金に含まれている。つまり、原発再稼働により電気料金が値下げされるのではなく、原発の維持により電気料金は引き上げられていることになる。

2-4 まとめ

東京電力福島第一原発事故は事故から14年が経過するが、事故処理の見通しは立たない。特にデブリ取り出しは極めて難易度が高い。当初見込んだ2051年までの廃炉完了という目標の達成は難しい中で、今すぐにデブリ取り出し

に着手する必要があるのか、費用や被ばくといった観点から再考する必要がある。

一方、原子力政策は、原発活用・新增設路線へと大きく舵を切ったが、エネルギー基本計画が示す高い原発比率を達成することは困難だ。

巨額の新設コストや安全対策コストは電気料金に転嫁する必要があることから、価格競争力も低下している。1.5°C目標に適合するためには

温室効果ガスの排出量は早急かつ急激に減らす必要があるが、原発は適切な電源とは言えない。

注

注 1) 推計方法など詳細は <https://cnic.jp/47439>

第3章 化学物質とプラスチック

第1節 プラスチック汚染の現状と課題

中下 裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事）<1-1 担当>
水野 玲子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 理事）<1-2 担当>

1-1 プラスチック汚染問題の国際情勢 ～難航する生産制限と懸念化学物質の段階的廃止～

はじめに

プラスチック条約の政府間交渉委員会(INC5)が、昨年11月25日から12月2日早朝まで、韓国の釜山で開催された。条約交渉は、生産制限と懸念化学物質の段階的廃止の規定を条約中に盛り込むことをめぐる意見の対立が激しくて合意に至らず、結局、交渉がINC5.2に延期された。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議(JEPA)を含む子どもケミネットでは、INC5前に、3つの提言をまとめ、日本政府に対し、

67,180筆の署名を提出し、より実効的な条約の成立に向けて主導的役割を果たすことを要請したが、残念ながら、条約交渉において、日本政府からは、野心的な発言はなかった。

延期にあたっては、議長案(2024年12月1日付)が示され、これをたたき台としてINC5.2において交渉を継続することとなった。

そこで、ここでは、このような対立の背景と、そこから見えてきたプラスチック汚染の本質について考察する。

対立の背景

生産制限や懸念化学物質規制の導入に反対していたのは、ロシア、サウジアラビア、イランなどの産油国である。石油資源が自国の経済の中心を占める国々が、経済への悪影響を慮って導入に反対の立場を示すことは、理解できない訳ではない。しかし、これらの国々は、それだけでなく、「UNEA(国連総会)決議には生産制限や懸念化学物質規制などは含まれていなかった。それらは条約の射程外だ」と繰り返し主張していた。「どういうことなのか?」と思い、条約策定に至る経過を整理した(表1)。

これを見るとわかるように、当初この問題は、「海洋プラスチックごみによる環境問題」として対策が始まった。「このままでは2050年には魚の総重量をプラスチックごみの総重量が上回ってしまう!」との衝撃的な報告(2016年)がダボス会議で行われると、G7やG20でも課題となり、地球規模の環境問題として取組まれるようになった。また、丁度この頃から、プラスチックが環境中で微細化し、マイクロプラスチック(MP)となって海洋生物や人体を汚染しているとの報告が相次ぐようになった。

表1：プラスチック条約策定決定までの経緯

2015.9	国連 持続可能な開発目標（SDGs）目標14：「海の豊かさを守ろう」あらゆる種類の海洋汚染の防止・削減
2016	エレンマッカーサー財団「2050年までに魚の総重量<プラスチックごみの総重量」
2018	G7 シャルルボアサミット（カナダ）「海洋プラスチック憲章」採択
2019	G20 大阪サミット「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」採択
2018-2020	UNEA 海洋ごみとマイクロプラに関する専門家会合開催（年4回）
2021	人間の胎盤からマイクロプラ検出
2022	人間の肺と血液からプラ粒子検出
2022.3	UNEA 決議5/14「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力のある国際文書に向けて」採択 プラスチック条約 を2024年末までに策定→INC設置
2022.11-12	INC1 開催：INC事務局が、条約の内容を擁護する文書を作成することが決定
2023.5-6	INC2 開催：条約に盛り込まれる可能性のある複数の要素を検討するオプションペーパーの議論
2023.11	INC3 開催：条約草案に盛り込むべき事項を記した「ゼロドラフト」提示
2024.4	INC4 開催：改定条約草案に基づいて議論
2024.8	会期間会合：議長ペーパーを2回配布

国連環境総会（UNEA）の歴史的決議がもたらしたもの

そうした状況の中で、UNEAは、2022年3月、「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力のある国際文書に向けて」と題する決議を採択し、海洋ごみ段階にとどまらず、原材料の採取から生産、使用、リサイクル、廃棄に至るプラスチックのライフサイクル全体にわたって対策を講じるための条約を策定することを決定したのである。この決定は、条約化のプロセスからすると異例の速さで、世界のメディアは「歴史的決議」と称賛した。すると、プラスチック汚染対策を強く求める世論が増大し、これを受けて科学界も活性化し、プラ汚染が人間の健康や環境に及ぼす影響に関する研究も相次いで報告されるようになった。その結果、プラ

汚染問題は、単なる「海洋ごみ」問題から、「ライフサイクルを通じた人間の健康・生態系への悪影響防止」へと、プラ対策の理解が進展した。また、廃棄段階という下流対策だけでは効果的に対応できず、上流の生産規制や有害化学物質規制の必要性がクローズアップされるようになったのである。

このように、UNEA決議後2年間でプラ汚染問題へ対策のあり方が、「下流のみでは不十分で上流対策が不可欠」と変化する中で、この変化への対応をめぐって各国間の意見対立が生じ、解消できない状況が続いていると考えられる。

プラ汚染問題とは何か？

そうであるとすれば、対立の根本的原因は、単なる合意形成過程の手続問題ではなく、プラ汚染問題とはいかなる問題か一単なるごみ問

題か、それとも人間の健康や生態系への悪影響の防止問題か一に関する認識の違いにあると考えられる。そのギャップを埋めるのは、科学

的データの集積である。2025年2月3日放送のNHKのクローズアップ現代で、プラ汚染と人間の健康に関する論文数がこの5年間で急増しており、中でも大きな注目を集めている論文を紹介していた。それは、イタリアのナポリの医師らの論文で、動脈硬化症の患者304名の血管中のプラークを調べたところ、約半数にMPの蓄積があったこと、さらにその患者について

プラスチックの微細化は避けられない！！

プラスチックは環境中でマイクロサイズのMPとなり、MPはさらに微細なナノサイズになる。ナノ粒子は、アスベストと同様に、人間の体内から排出されにくく、長期間にわたって蓄積され続け、それによってさまざまな病気を発症させることが懸念されている。MPは空気中にも存在しており、プラ製品からも溶出している。東京農工大の高田秀重教授らの研究によると、日本人の血液中からもMPが検出されている。MPの体内蓄積を減らすには、プラスチックの使用ができるだけ減らすしかなく、そのためには生産量の制限が不可欠である。また、MPにはPCBなどの有害化学物質を吸着する性質があり、たとえプラスチックの利用を限定

3年間疫学調査を行った結果、心筋梗塞、脳卒中などの重大疾患の発症率が、MPの蓄積が見られた患者の方が蓄積のない患者と比べて約4.5倍も高かったことが示されたそうだ。これは、MPが人間の健康に悪影響があることを示した初めての報告である。報告者の医師は、プラ汚染問題は、「単なる環境問題にとどまらず、人間の健康問題なのです」と強調していた。

的な用途に限ったとしても、プラスチック中の有害化学物質を規制する必要があることは当然である。

前述の科学的データが示唆しているのは、もはやプラ汚染問題は、単なるごみ問題として処置されるだけでは不十分で、過去の公害事件と同様に、人間の健康や生態系に取り返しのつかない重大な被害をもたらすおそれがある健康問題として直ちに適切な対策が求められる緊喫の課題であること、そして、世界の国々は、自国の経済的利害を超えて、人類の共通課題としてプラ汚染による被害の発生を防止するために、真に実効的な条約を早期に成立させなければならないということではないか。

INC5.2に向けての日本政府に対する提言

残念ながら、生産制限、懸念化学物質規制に関する議長案の内容は、全てオプションであるうえに、選択肢も野性的な規定が削除されており、人間の健康や生態系への悪影響を防止するために十分なものとはいえないのが実情である。人間の健康への悪影響を示すデータがまだまだ少ないという現実を反映しているものと思われるが、既述の論文のように、人間の健康に重大な悪影響があることを示す報告も出現しており、今後その数が増えることが予想される。しかし、その時まで待っていては、手遅れになってしまいかねない。

人間の健康や生態系を犠牲にして経済発展を遂げることができないことは、過去の公害事

件の教訓からも明らかである。被害の発生を防ぐために、できるだけの対策を早期に講じる必要がある。そのためには、少なくとも、最新の科学的知見に基づいて適切な対策を迅速に講じができるような柔軟な仕組みを条約に盛り込んでおくことが求められる。

そこで、私たちは、改めて、日本政府に対し、次の3つの事項を含む条約の成立を実現すべく主導的役割を果たすことを提言する。

- ①プラスチックの生産量の制限
- ②プラスチック中の有害化学物質の規制
- ③使い捨て製品を含む、「問題のある・回避可能なプラスチック製品」の使用禁止

1-2 プラスチックによる健康影響 はじめに

海ごみの氾濫、地球温暖化、気候変動など、プラスチックがもたらす環境影響への懸念が世界的に高まり、目下、国際プラスチック条約の締結に向けての交渉が進んでいる。一方、プラスチック中の化学物質の多くが私たちの健康に悪影響を及ぼしているが、それはほとんど注目されていない。

プラスチックに含まれる化学物質の多くが有害であり、内分泌かく乱（環境ホルモン）作用を持つ化学物質が多く、人の健康に悪影響を与える科学的証拠が世界的に蓄積されている。ところが、生活環境中に“モノ”として存在するプラスチックから、有害物質が環境中に溶け出して人体に入ることは、目に見えないので認識されにくいのが現状である。プラスチックの健康への影響の問題には、大きく分けて二つの問題がある。第1は、プラスチックから溶け出す有害物質が人体に与える影響、第2は、微粒子化したマイクロ・ナノプラスチックが人体内

に入ることによる影響である。

国連環境計画（UNEP）が2024年に発表した「プラスチックに含まれる化学物質（日本語版）」によると、プラスチック生産には13,000種類以上の化学物質が使用されている。その中で有害性の有無が検査されている化学物質は約7,000種類、さらにその中でヒトの健康に潜在的な懸念がある化学物質は約3,200種類あるとされる。

こうしたプラスチック中の化学物質の問題は、ライフサイクルにおける素材の生産、製品の製造、リサイクル、廃棄などいろいろな段階で発生するが、ここでは、消費者によるプラスチック製品の使用による化学物質のばく露と、その潜在的な健康影響について、とくに問題視されている二つの物質群、ビスフェノール類とフタル酸エステル類、そして昨今その環境と人体の汚染が注目されている有機フッ素化合物（PFAS）について述べる。

プラスチックから溶け出す恐れのある物質

そもそもプラスチックは主に石油から作られる。石油から取り出したナフサからプラスチック原料の化学物質モノマー（单分子）を作り、それを繰り返し重合してポリマー（多分子）、すなわち合成樹脂を作り、それに添加物などが加えられて製品になる。その他にも、プラスチックを作る過程では、化学反応を促進させる触媒など多様な化学物質が使われ、リサイクルの際にも、溶剤、洗浄剤、不純物など非意図的混入物が混入し、製品から溶け出す恐れがある。しかも、それらプラスチック添加物などの化学物

質は、元々樹脂と化学的に結合していないので、簡単に製品から溶け出すのである。

もうひとつプラスチックから溶け出す恐れのあるのが、合成樹脂のモノマーである。ほぼすべてのポリマーに重合し損ねた未反応のモノマーが存在し、何らかの状況で毒性の強いモノマーが製品から溶け出す可能性がある。たとえばポリウレタン樹脂のイソシアネートモノマー、塩化ビニル樹脂の塩ビモノマーなどは、きわめて毒性が高い物質である。

10種類の懸念化学物質と健康影響

UNEPは、プラスチックに含まれる化学物質の中で懸念される物質群を、以下のように10種類（難燃剤、有機フッ素化合物、フタル酸エステル類、ビスフェノール類、アルキル

フェノール類、殺生物剤、紫外線安定剤・吸収剤、金属・半金属、多環芳香族炭化水素類（PAHs）その他の非意図的混入物（NIAS））をあげている（表2）。

表2：プラスチックに含まれる有害物質

物質群	化学物質の例	懸念されること
1 難燃剤	PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル） TCEP（リン酸トリス）など	IQ低下、知的障害、発がん性、発達神経毒性、内分泌かく乱作用、生殖毒性など
2 有機フッ素化合物（PFAS）	PFOS, PFOA, PFHxS, PFCAs など	内分泌かく乱作用、発がん性、発生毒性（低出生体重、不妊増加）、脳の発達遅延、免疫低下など
3 フタル酸エステル類	DEHP（フタル酸ジエチルヘキシル） DBP（フタル酸ジブチル）など	生殖毒性（精子数減少、不妊）、内分泌かく乱作用（肥満、糖尿病など） *環境中への大量放出
4 ビスフェノール類	BPA, BPS, BPF など	生殖毒性（卵形成への悪影響、不妊） 内分泌かく乱作用（脳発達への悪影響、肥満） *食品接触材料から溶出
5 アルキルフェノール類	ノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレートなど	人や水生生物への内分泌かく乱作用 *ペットボトル蓋から飲み物に溶出
6 痘生物剤	有機スズ化合物、ヒ素化合物、トリクロサン、第4級アンモニウム化合物など	皮膚や目への刺激作用、遺伝毒性、内分泌かく乱作用など
7 紫外線吸収剤・安定剤	ベンゾフェノン類、ベンゾトリアゾール類、UV-328など	アレルギー、肝毒性、内分泌かく乱作用、水生生物への毒性
8 金属・半金属	ヒ素、アンチモン、カドミウム、コバルト、クロム、鉛、水銀、スズ、亜鉛など	神経毒性、発達神経毒性、各種有害作用 *玩具からのカドミウム溶出
9 多環芳香族炭化水素（PAHs）	ベンゾアントラゼン、ベンゾピレン、ナフタレンなど	発がん性、変異原性、生殖毒性など *直接に接触する消費者製品中に存在
10 非意図的混入物（NIAS）	揮発性有機化合物（VOCs）、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル類（PCB）	内分泌かく乱作用、生殖毒性、発達神経毒性など

(出所) UNEP 報告書 2023 (Chemicals in Plastics) より一部抜粋

そして、私たちがプラスチックの有害物質にばく露する主な経路は、①汚染された空気を吸入する（経気）、②汚染された食品、水、ホコリの摂取（経口）、③皮膚への接触（経皮）の3つのルートがあり、懸念される人への影響としては、ホルモンかく乱作用による生殖機能への影響、神経系の損傷、高血圧、心血管疾患、肺がんや肝臓がんなどがある。

こうした数多くある懸念される化学物質群の中でも、とりわけ最近数十年間に世界中の科学者たちが注目してきたのが、プラスチック材料であり添加物でもあるビスフェノール類（BPA、BPSなど）と、プラスチックの可塑剤のフタル酸エステル類（DEHP、DBPなど）である。

■ ビスフェノール類

ビスフェノール類は、ポリカーボネートやエポキシ樹脂の原料であるとともに、塩化ビニルやフェノール樹脂の安定剤や酸化防止剤として多用されてきた。この物質は世界中の科学者が代表的な内分泌かく乱物質（環境ホルモン）として注目し、この数十年の間に書かれた論文数は2万本近くに上る。

ビスフェノール類は超微量でも多大な生態影響があり、受精卵への影響、思春期早発症、前立腺肥大、糖尿病、肥満の他に、がん細胞増殖作用、神経行動への影響の証拠も蓄積されている。とくに近年、先進諸国の不妊の女性側の大きな原因とされている多嚢胞性卵巣症候群（PCOS）へのビスフェノール類の影響が明らかになっている。この疾患の女性は男性ホルモン濃度が高くなり、排卵しにくくなる。

私たちは知らずに至るところでビスフェノール類にばく露している。2000年当時、環境ホルモン問題が注目された時には、わが国では多くの公立の小・中学校で使用されていたポリカーボネート製の学校給食の食器からビスフェノールAが溶け出すと問題になり、別の素材の容器に大幅に変更された。同じくポリカーボネート製の哺乳瓶も、ガラス製や別のプラスチックに変更された。

また、以前は食品の缶詰の内側コーティングにエポキシ樹脂が使用されており、中の食品中にビスフェノールAが溶け出すとの指摘で、日本製缶工業会はPET(ポリエチレンテレフタレート)フィルムなどに変更した。それでも輸入の缶詰の多くにはまだエポキシ樹脂が使用されているので、要注意である。

最近では、スーパーのレジのレシートの感熱紙に毎日大量に接触しているレジ係の人の尿中のビスフェノールA濃度が高かったことがわかり、感熱紙に使われるBPA代替化が進められている。そして、見過ごされているビスフェノール類のばく露は、歯科治療による歯の詰め物(コンポジットレジン)などがある。2002年に日本の歯科医学会の医療環境問題検討会は、コンポジットレジンから溶け出す恐れのあるBPAは“安全レベル”であるとしたが、その後2019年時点で、海外ではこの件で1,000本以上の論文が発表されており、2019年に発表されたそれら論文のメタ解析(総合的評価)によると、歯の治療後に唾液や尿中のBPA濃度は上昇していることが明らかになり、海外では対策が講じられつつある。

■フタル酸エステル類

フタル酸エステル類は、ポリ塩化ビニル(PVC)などプラスチック製品に柔軟性を与える可塑剤として広範囲に使用してきた。プラスチック可塑剤の約8割がフタル酸エステル類といわれるほど多用されている。柔らかいプラスチック製品(かばんや容器、袋、ビニール、人工皮革)、子供のおもちゃ(人形、浮き輪、ボール)、乗用車の内装(シートなど)、医療機器(点滴用チューブ、輸血用血液バッグなど)、室内のビニル製の壁紙や床材など、私たちの日常

生活は塩化ビニル製品で溢れている。また、香りつき製品や化粧品にも多用され、化粧品には滑らかな感触を与えるためなどに使われている。私たちは日々、生活用品からフタル酸エステル類にばく露している。したがって、環境省の「化学物質ばく露量モニタリング調査」においても、大多数の日本人からフタル酸エステル類が検出されている。

フタル酸エステル類の健康影響については、ビスフェノール類と並びその女性ホルモン様作用が1990年代末から注目されており、最近20年間の研究の蓄積により、実験動物だけでなくヒトにおいても、子宮内でフタル酸エステルにばく露した場合、男児が女性化(メス化)し、その一つの指標である肛門性器間距離(AGD)が短くなることが明らかになっている。また、AGDの短い男の子は精子に異常を持つ率が上昇し、精子数が減少するなどが報告されている。その他にも精巣重量の低下、睾丸の下降不全(停留精巣)など、フタル酸エステル類の男性生殖系に及ぼす悪影響の証拠は十分に蓄積されている。

それに加えて近年、フタル酸エステル類が子どものアレルギーや喘息、神経・発達への影響を示唆する論文も発表されている。プラスチックから溶け出すフタル酸エステルが環境ホルモンであるということは、生体のホルモンをかく乱し生殖機能に影響を与えるだけではない。ヒトの体の中でホルモン(内分泌)系は神経系や免疫系と密接に関連しているので、ホルモン系がかく乱されると同時に他の系にも影響が及び、全身の情報伝達系を狂わせる恐れがあり、近年、子どもの脳神経の発達への影響の証拠も集まり始めている。

■有機フッ素化合物(PFAS)

この他に昨今話題の有機フッ素化合物(PFAS)にも環境ホルモン作用が確認されている。PFASには低体重児出生などの発生毒性、脳の発達遅延や子どもの免疫力低下、腎臓がん、血中コレステロール値の上昇、発がん性など、さまざまな健康影響が報告されている。

私たちは日常的に、水道水以外にもPFASにばく露している。たとえば、焦げつきにくいフ

ッ素樹脂加工のフライパンは、金属製のヘラなので引っ搔くと、表面から PFAS 入りの樹脂の破片が剥がれ落ち、食べものと一緒に体内に入る。また、油をはじくファーストフードの包み紙も、それに触ると手から PFAS がしみ込み、ファーストフードをよく食べている人の PFAS 濃度が高いとの報告もある。PFAS は、防水、防汚、防油加工の製品に使われ、PFAS を使った製品が生活の中に浸透している。また、化粧品にも PFAS が多用されている。ばく露滅はあるところにあるのである。

このように、プラスチックに使用される化学物質には、環境ホルモン物質が多く、私たちの健康全体に及ぼす影響は計り知れない。

■ プラスチック微粒子—マイクロ・ナノプラスチック (MNPs)

近年、マイクロプラスチック (MNPs) が人体の多様な組織（母乳、胎盤、頸動脈の塊、血液、肺、精巣、便など）から検出され、健康影響に

おわりに

プラスチックから溶け出す有害物質がもたらす健康影響は、私たちヒトの生殖機能にも大きな打撃を与える。その証拠がすでに集まり、少子化問題に直面するわが国にとっても、一刻も早く規制が必要な状況である。ところが、先述の UNEP の報告書にもあるように、13,000 以上あるプラスチックに含まれる化学物質の中で、国際的に規制されている物質は現段階ではその 1 割にも及ばない状況である。大多数の有害物質の使用は規制されていないのである。フタル酸エステル類については、子どものおもちゃなどへの使用が国際的に一部規制され、日本でも同様の規制が行われているが、まだ不十分である。また、ビスフェノール類については、国際的にその危険性が認識され、2021 年 EU の

関する報告が多数出ている。また、人の脳からも検出されている。

最近のイタリアの報告では、頸動脈の塊（動脈硬化病変）に MNPs が検出された 304 人の 58% からポリエチレン、12% からポリ塩化ビニルの MNPs が検出された。検出された人は、そうでない人に比べて脳卒中や心筋梗塞のリスクが 4.5 倍高いことがわかっている。また今年発表された論文によると、ほかの臓器に比べて脳から多くの MNPs が検出され、認知症死亡者の脳では、MNPs は健常者の 2~10 倍多いことが判明している。

MNPs は、細胞や組織の中に入り、“炎症”を引き起こす。細胞を傷つけ、心臓やがん、炎症性疾患、関節リウマチなどの発症につながる。さらに遺伝毒性もあり、さまざまな慢性病（心筋梗塞、リウマチ、心血管疾患、がん、脳卒中など）の原因となる酸化ストレスに関係し、重要な臓器にダメージを与え組織を硬化させると指摘されている。

規制当局 (EFSA) は、食品と接触する材料中のビスフェノール A (BPA) のばく露許容量を、従来の暫定 TDI (耐用一日摂取量) $4 \mu\text{g/kg/day}$ の 10 万分の 1 に引き下げるが、日本では高い値のままである。また、PFAS の化粧品への使用について、EU 諸国の中でも規制を検討する国が現れたが、わが国では今後の課題である。私たちは日々プラスチックに含まれるこうした有害物質にさらされている。近年、胎児をつむ妊婦の羊水中からも、プラスチック添加物のビスフェノール類やフタル酸エステル類が検出されており、その胎児への影響がますます懸念されている。一つでも多くのプラスチックに含まれる有害物質の規制が早急に求められている。

資料

- UNEP 編「プラスチックに含まれる化学物質」(Chemicals in Plastics : A Technical Reports)
日本語版作成 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 2024 年 3 月
- 水野玲子『プラスチックの逆襲 とけだす有害物質が少子化の原因に』(高文研) 2025

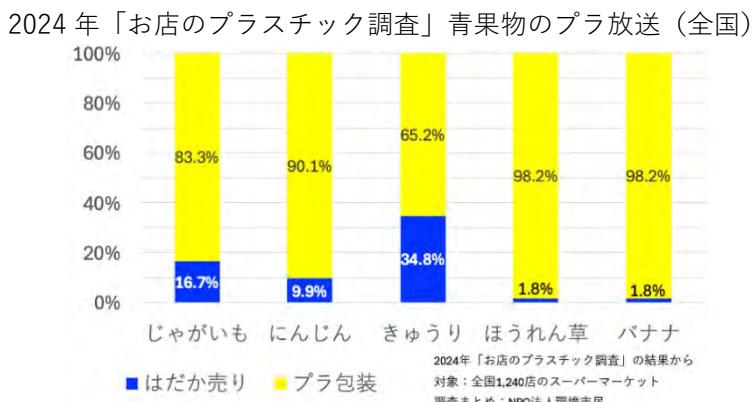
(コラム) 市民調査で気づきから行動へ ～「お店のプラスチック調査 2024」の結果から

堀 孝弘（認定 NPO 法人環境市民 グリーンコンシューマーチーム）

日本のスーパー店頭のプラ包装の実態はどうか

2024年9月から11月にかけて、環境市民の呼びかけにより、全国40団体以上の参加を得て、40都道府県の約1,300店を対象に「お店のプラスチック調査」を行いました。

結果、スーパーマーケット1,240店（重複調査店60店を含む）の青果物売場のはだか売り（無包装販売）率の平均として12.5%という値を得ました。あわせて、じゃがいも、にんじん、きゅうり、ほうれん草、バナナなど、5種の野菜・果物を対象に、店頭での販売品種比でのはだか売り商品率も調べました。



出所：環境市民ウェブサイト「2024年「お店のプラスチック調査」」の報告

調査の動機と目的

この調査に先立ち、2022年は京都市内で、翌2023年は全国調査を実施しました。きっかけは2022年1月フランスで「野菜・果物の販売時のプラ包装が禁止された（当初は31種が対象）」というニュースでした。あわせてフランス政府から「現在フランスでは37%の野菜・果物がなんらかの包装がされて販売されている」というコメントが出されました。一方、日本的小売店等のプラ包装について、直近かつ大規模な調査データが見つけることができませんでした。「ないなら調べよう」と、同年11月京都市内でのスーパー店頭のプラ包装の現状調査を行いました。

目的として、2020年代前半のプラ包装の調査データを残すことで、将来の削減成果を知る基礎情報を得ること、また多くの人にプラ包装がまだ多く使われていることへの気づきの促しなどがあります。

2022年は京都市内で、2023年は全国調査を実施

多くのボランティアの参加を得て、2022年の京都市内では62店舗、2023年の全国調査では15都道府県137店で調査を実施しました。店頭の資源回収箱の設置、青果物、精肉、鮮魚、日配品、日用品、飲料売場、サッカーレコードまで8項目に及ぶ、かなり詳細な調査です。

2022年の京都市内調査の実施主体は京都市ごみ減量推進会議（<https://2r-ecotown.kyoto-gomigen.jp/2r-activity/>））、2023年以降の実施主体は環境市民です。

2024年、再度全国調査を実施

ただ、項目の多い調査はボランティアの負担も大きく2023年の全国調査の調査店は137店にとどまりました。全国の店頭プラ包装の状況を明らかにするため、引き続き、より多くの店舗調査の必要性を感じ、調査項目の削減と、「お買い物のついでにプラ調査」をコンセプトに、ふだん買い物に行く店で、見たままをスマホアプリから送信してもらうなど、調査方法の簡略化を図りました。

2024年の調査は、アウトドア用品メーカーのパタゴニアの環境活動助成金の助成を得て、全国での説明会の実施や、京都から各地へ調査支援の出向を行い、冒頭に記したように1,000店以上の調査を行うことができました。

結果として、プラ包装の西高東低（西日本の方がプラ包装が多い）や、ほうれん草やバナナのように、はだか売りが全国的にほとんどなくなっている実態などを明らかにしました。

市民調査の意義

市民調査の意義についても触れたいと思います。まずは身近なところに調査や研究のネタがあり、誰でも参加可能な活動としてデザインできることがあげられます。

また、漠然と「プラ包装を減らそう」ではなく、調査データがあることで「何であれば、どの程度減らせそうか」、事業者や行政と具体的な話し合いが可能になります。

一般市民に向けても、調査への参加を通じて現状に対する気づきを促すことができます。たとえば、一連の「お店のプラスチック調査」の参加者の多くから、「毎日買い物に行く店なのに、プラ包装の多さにあらためて気づいた」や、「バナナがプラ包装ばかりになっていることに気づいていなかった」などの声が返ってきました。

もちろん、このような調査の参加者は、多くの場合もともと環境問題に関心のある人たちですが、上記のようなご自身の気づきや驚きがあることで、まわりの人たちに伝えてもらえる期待も高まります。このような「市民から市民へ」といった波及効果も市民調査の意義としてあげられます。

今後の課題

ただ、調べるだけでは、プラ包装の削減につながりません。次の課題は「無理なく、着実に減らす活動」を創出することです。事業者が環境の取り組みを推進する際、「壁」になるのは「消費者の意識・行動」です。その壁の克服もあわせて考える必要があります。そのため、2024年調査より、さらにハードルが低く、環境問題に関心はあっても、団体やグループへの参加に抵抗のある人たちにも参加してもらえる活動のデザインが必要だと考えます。

2024年秋の調査では、青果物売場のはだか売り率は全国平均で10%台前半でしたが、8~9店に1店程度の割合で「はだか売り率20%以上」の店もありました。こういったはだか売り率20%以上の店を「見つけて、ほめて、増やそうプロジェクト」を企画中です。

20%以上の店も、ほうれん草やバナナのはだか売りを行っている店も、数は少なくても探せばあります。そういう店を見つけて環境市民事務局に知らせもらいます。本社等へ取材を申し込み、取り組みの工夫や方針などを教えてもらい、これから取組を進める企業に、可能な情報提供を行います。こういった活動を通じて、社会全体のプラ包装削減の流れをつくりたいと考えています。

今後の詳細が決まりましたら、環境市民のウェブサイト「お店のプラスチック調査」（<https://kankyoshimin.org/market-research/>、QRコード）で紹介します。



第3章 化学物質とプラスチック

第2節 食品安全委員会・PFAS リスク評価の問題点

中下 裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事）

はじめに

食品安全委員会（以下、「食安委」）は、2024年6月、PFOS、PFOAのリスク評価を行い、耐用一日摂取量（毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量：TDI）を、各20ng/kg体重/日に設定した。これを受けて、本年2月、環境省は、数値は現行の暫定目標値である PFOS + PFOA で50ng/Lのまま、水道水質基準に格上げする（施行2026年4月）という省令改正案を取りまとめた。

しかしながら、飲料水の規制については、表1のとおり、世界中で安全基準の見直し・強化が進められているのが実情である。今回の基準値の据置きは、こうした世界的動向に反するものと言わざるを得ない。そもそも、現行の暫定目標値は、米国EPA（環境保護庁）が2016年に設定した健康勧告値を準用して設定したものだが、EPAは、既に2024年4月に、TDIを見直して、規制値をPFOS、PFOAにつき、各4ng/Lへと、大幅に強化している。

TDI設定のための科学的知見は世界共通のはずなのに、なぜ日本は米国EPAと同じ安全基準値を採用しないのか？リスク評価の仕方が

日本と米国とでは異なっているのではないか？果たして日本の評価は正しいのか？という疑問を禁じ得ない。

そこで、高木仁三郎市民科学基金の支援を得て高木基金PFASプロジェクト（以下、「Pプロジェクト」）を結成し、食安委のリスク評価プロセスの徹底検証に着手しようということになり、JEPA寺田理事と筆者も参加したので、その結果を報告する。

表1：世界の飲料水基準

国	PFOS	PFOA	PFHxS	制定
カナダ	30 (総PFASの合計)			2023*
ドイツ(EU)	20 (PFAS 4物質の合計)			2023**
デンマーク	100 (PFAS 20物質の合計)			2023**
スウェーデン	2 (PFAS 4物質の合計)			2023
オーストラリア	4 (PFAS 4物質の合計)			2023
WHO	70*** (100)	560 (100)	70*** (500)****	2023 2024
アメリカ	4	4	10	2024
日本	50	—	—	2026

* 2023.4までの意見募集後に改訂して飲料水ガイドラインに

** 欧州飲料水指令改正により規制値に。適用は2026年および2028年

*** PFOS + PFHxS の合計 **** 総 PFAS

（出所）諸永裕司「PFAS汚染いまの重要課題」

高木基金市民フォーラム（2025年3月9日）

リスク評価の正当性を崩壊させる非公式・非合理・大量の文献差し替え

食安委では、リスク評価に当たって、必要な文献の選定を（一財）化学物質評価研究機構（CERI）に委託した。CERIでは、有識者会議（食安委のリスク評価ワーキンググループ（WG）の姫野座長をはじめ、メンバーの11名が食安委のリスク評価の専門委員・専門参考人と重なっている）を設けて、A：リスク評価の根幹として最重要である文献、B：リスク評価の上

で参考となる文献、C：リスク評価には不要と考えられる文献という重要度のランク付けを行い、計2969報の文献から257報を選定した。この257報の文献は食安委の第2回WG会合で委員に配布され、リスク評価が始まった。

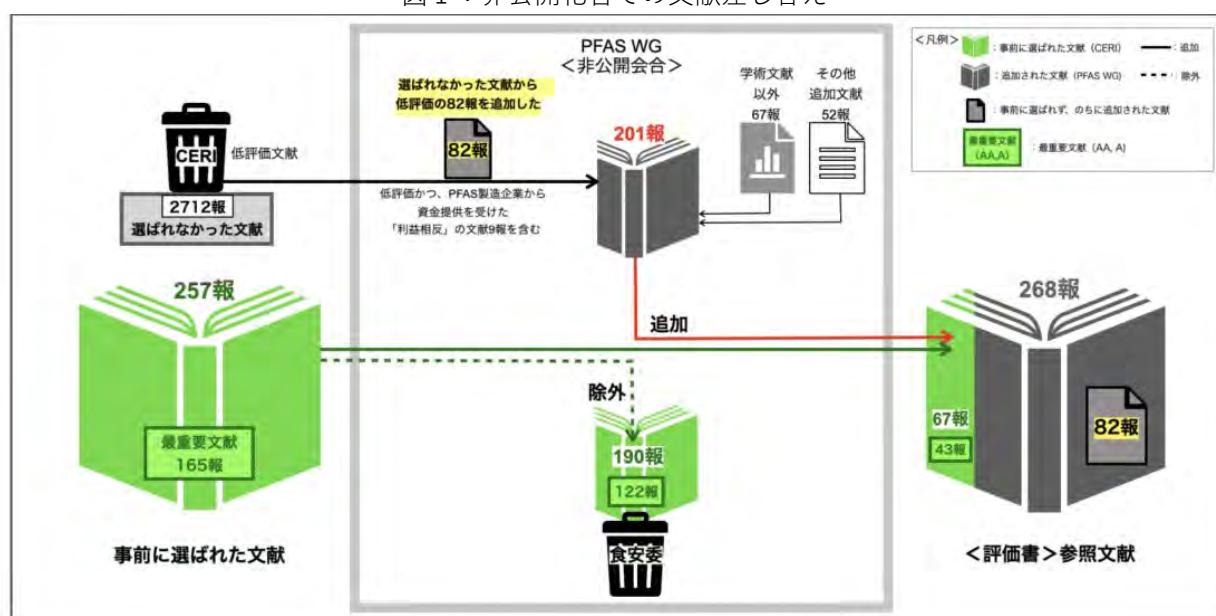
その後、WG会合が重ねられ、第9回WGにおいて評価書（案）が公表された。その末尾に記載された「参照文献」は268報であった。し

かし、筆者は、この時点で、268 報の参照文献リストと 257 場の CERI の選定リストとでは、その中身の文献が大きく異なっていることに全く気付かなかった。ところが、プロジェクトが精査したところ、CERI のリスト 257 場のうち残っていたのは 67 場のみで、なんと全体の 7 割以上が差し替えられていたのである。P プロジェクトの報告によれば、190 場が CERI のリストから除外され、新たに 201 場が追加されていた。この 201 場のうち 82 場(41%)が、CERI による事前選定では「低評価」のため選ばれなかつた文献(CERI ゴミ箱文献)であった。追加文献の多くが、「健康影響が否定できなかつた」とされた「肝臓・脂質代謝」「免疫」「生殖・発生」「発がん性」の 4 つの分野のものであった。

とくに「生殖・発生」分野では、25 場中 24 場(96%)が「CERI ゴミ箱文献」だった。追加文献には、PFOS、PFOA 製造企業との利益相反があるものも複数含まれており、これらは主として健康影響との関連を否定する文脈で使用されていた。一方、除外された文献には、A 評価の最重要文献 165 場中 122 場が含まれていた。

しかも、これらの文献差し替えは、全て非公式会合で秘密裏に行われており、公式の WG 会合では差し替えの事実も、その理由も、一切説明がなかった。国会での川田参議院議員の追及によって、このような非公式会合は少なくとも 24 回に及んでいたことが明らかになっていますが、その内容は一切開示されていない。

図 1：非公開化合での文献差し替え



(出所) {PFAS 評価書} 検証レポート (高木基金 PFAS プロジェクト)

このような秘密裏の大量の文献差し替えをどう見るか？—専門家の見解

食安委 HP によれば、食品影響評価（リスク評価）とは、食品中の有害化学物質の摂取により、どの位の確率でどの程度の悪影響が起きるかを科学的に評価する（具体的には TDI を設定する）ことである。また、食安委の HP には、リスク評価の基本姿勢として、「利用可能な最新の科学的知見に基づき、科学的判断のもとで

適切に、一貫性、公正性、客観性及び透明性をもってリスク評価を行い、評価内容を明確に文書化する」と明記されている。特に評価プロセスの透明性や、選定基準の客観性・公正性の確保は、恣意性が排除されていることを示すための必須の要件といえる。

前述のような非公式の場で秘密裏に大量の

文献差し替えが行われているということは、リスク評価の正当性の観点から、どのように評価されるものなのだろうか？

以下は、専門家の方々のコメントである（Slow News より）。

- 遠山千春（東京大学名誉教授）氏：「2003年から2013年に、専門委員としてカドミウム、水銀、放射線、ヒ素のリスク評価の作成に関わりました。知る限り、こうしたことは起きていたなかった。今回の事例はプロジェクトが気づいて調べたから判明したもので、普通はリスク評価ではこういうことはしないだらうと性善説で信じています」「委員にも見識があり、個々の論文の評価には議論もあるでしょう。ただ、差し替えをしたことの透明性がないのであれば、信頼性がなくなってしまう。食品安全委員会は疑問に答え、説明する必要がある」
- 原田浩二（京都大学大学院准教授）氏：「最終的な評価で問題があるからその論文は使わないということもあります。でもそれは最後の段階。途中で外すということはし

ません。追加されることはあるでしょうが、普通は最後までいって判断するのがリスク評価です」「プロセスが明解でないといけません。どういう判断基準でやっているかを他の人が見て理解できることが重要です」

- 木村・黒田純子（JEPA 理事・環境脳神経科学情報センター副代表）氏：「非公式の会合で論文の差し替えをやっていて、透明性がありません。説明なしの入れ替えはダメです」
- 鯉淵典之（群馬大学教授）氏：「参照する論文を差し替えてしまえば、あらかじめ導き出したい結果に合わせて結論を変えることができてしまう。POD を選びながら論文の取捨選択をしたとすれば、少なくとも、そう疑われる余地が残るでしょう。論文を差し替えれば、評価の前提が変わる。そして結果も変わりうる。だから、このような大量の論文差し替えはやってはいけない。リスク評価が根底から崩れたと言えるでしょう」

環境省に対する提言－リスク評価のやり直しと世界水準の規制の実現を！！

リスク評価は、「科学的評価」でなければならない。そして、「科学」とは第三者による検証可能なものでなければならない。しかし、今回のリスク評価は、そのプロセスの大半が非公式の場で実施され、論文の除外・追加の理由も明らかにされていない。これでは第三者による検証が不可能である。このような評価書は「リスクアセスメント」ではなく、「理屈合わせメント」に過ぎない。つまり、このようなリスク評価値には科学的な正当性はなく、到底正当なリスク評価とは認められず、これに基づき水道水質基準値を策定すべきでないことは明らかである。

資料

- ・ 「PFAS 評価書」検証レポート、高木基金PFAS プロジェクト、2025年3月3日、
(https://www.takagifund.org/activity/2025/20250303_takagipfas_report.pdf)
- ・ 「PFAS 評価書」検証レポート<ver.2.0>、高木基金PFAS プロジェクト、2025年5月1日
(https://www.takagifund.org/activity/2025/20250501_takagipfas_report.pdf)

そこで、私たちは、環境省に対し、水道水質基準値の設定について、世界水準の規制を実現させるため、以下のとおり、提言する。

- ①環境省独自に、透明性・公正性・客觀性が確保される真に科学的なリスク評価をやり直すべきである。
- ②リスク評価値が決まるまでの間、現行の暫定目標値と同様に、各国のリスク評価の中から安全側の観点より最も低いもののひとつである、米国 EPA (2024年) の新規制値である PFOS、PFOA 各 4ng/L を採用すべきである。

第4章

生物多様性条約 COP16 の成果と市民社会への示唆

道家 哲平（国際自然保護連合（IUCN）日本委員会会長、
公益財団法人日本自然保護協会保護教育部国際チームリーダー）

気候変動と並ぶ危機として生物多様性への危機感が年々高まっている。ダボス会議の主催者としても有名な世界経済フォーラムは、長期的な経済への影響を把握するため政財界トップ層へのアンケートを基とした「グローバルリスクレポート」を毎年発行している。そのレポートでは、10年先に顕在化し、かつ、影響の大きなりスクとして気候変動が常にトップに位置しているが、生物多様性の損失は、2020年頃から上位5つに現れはじめ、最新の2025年版では2位に位置づけられている。

このような世界的な危機意識に対処する国

1. 背景と全体概要

生物多様性条約における決定は、ラムサール条約や世界遺産条約のように新たな国際保護地域の設立が宣言されるわけでもなく、ワシントン条約のように輸出入制限をすべき野生動物の指定など、国内法規制に影響を及ぼすようなことはないが、196か国という米国を除く国連加盟国のほぼすべての国による生物多様性関係の指針・To do リスト・4年で数千億円に上る地球環境ファシリティー（GEF: Global Environment Facility。UNFCCCの資金メカニ

界面組みが、気候変動枠組条約（UNFCCC）と同じ年に誕生したのが生物多様性条約（CBD: Convention on Biological Diversity）である。UNFCCCは毎年締約国会議（COP）を開催しているが、生物多様性条約は2年に1度開催であり、2024年に第16回締約国会議（COP16。以降、特段の記載なくCOPという場合は、生物多様性条約締約国会議を指す）の開催を迎えた。

ここでは、生物多様性条約第16回締約国会議の成果と課題、市民社会への示唆を紹介する。

ズムでもある）の資金配分優先度などを決める機能があり、さまざまな自然・環境条約の司令塔のような位置づけといえる。

その最たる特徴として、2022年に開催されたCOP15では、「生物多様性世界枠組み（GBF: Global Biodiversity Framework）」という2030年までの世界目標・計画を合意した。この世界目標を含む枠組みの実施加速のための措置を検討し、合意するという重要な役割を担っていたのが、2024年開催されたCOP16だ。

図：生物多様性世界枠組み（スマート版）



COP16 は、交渉難航により、会期中に議題のすべてを合意することができず、一旦休止し、再開会合を行うという条約の歴史でも珍しい事象が起きた。COP16 パート 1 は事前交渉会合の位置づけですべて条約の実施に関する作業部会を含めると、2024 年 10 月 16 日から 11 月 1 日までコロンビアのカリで開催する計画だった。ホスト国である発表では、国際会議場には 3 万人の登録があり、バッジを持たない市民が集まるグリーンゾーンには、連日 4 万人近い人々が訪れる、COP 史上最大の締約国会議となつた。

21 日に始まった COP16 は日がたつにつれて、各国歩み寄りの無いまま交渉が停滞。第 2

2. COP16 の交渉成果

COP16 は、条約下にあるカルタヘナ議定書と名古屋議定書の 2 つの議定書を含めると、72

2-1 更なる資源動員と条約管理下の資金配分手段の構築を合意

GBF では、2030 年までに、全世界の生物多様性のための資金を年間 2,000 億ドル、そのうち先進国から途上国への支援額は年 300 億ドルを確保する（増やしていく）ことをめざしている。そのための資源動員戦略をまとめると同時に、資金を COP の管理下にある形で公正に配分する資金手段を 2030 年までに確立することに合意した。

この議題は極めて難航した議題の一つである。既存の資金メカニズムである GEF は、生物多様性専用ではない、気候対策にも、廃棄物に

2-2 GBF の実施状況把握の指標と、PDCA サイクルの確立

生物多様性は、気候よりも多数のパラメータでの状況把握や、政策実施状況の把握が必要になることから、COP15 である程度設定した指標の改良を協議し、無事に指標群を合意するに至った。この指標群に基づいて、各国がいつまでも報告を提出し、その報告や他の科学的なレ

週目には閣僚級が続々集まるなか、最新の絶滅危惧種数、自然保護地域拡充の伸び悩みなど、NGO や国際機関等による行動への後押しの声を上げたが、最後まで難航し、11 月 1 日の深夜から 2 日早朝 8 時になつても議題が残る状況でした。各国代表団も、帰国のため退席する国も現れ、最後「休会」が宣言されることになった。

その後 12 月にローマにある国連食糧農業機関 FAO 本部を会場にパート 2（再開会合）が 3 日間にわたり開かれました。前回とは打って変わり、交渉のみの会合となり、参加者は 1,300 名という小規模なものでした。この 3 日間の会合も、最終日は深夜 1 時になってやっと閉会するという難航した交渉となつた。

の決定文書に合意した。

も、生物多様性にも活用されているため、他のテーマとの相乗効果を図るには良い仕組みとして先進国は擁護する立場だが、GBF の実施には専門の資金と専門の配分手段が必要との途上国の強い声が通った形となった。さらにこの GEF は、CBD 非加盟国である米国に存在し、米国の制裁対象国は CBD 加盟国であっても資金供与が受けられないという歪んだ構造が発生しており、一部の途上国からの強い非難が出て交渉難航の要因となっていた。

2-2 GBF の実施状況把握の指標と、PDCA サイクルの確立

ポートを元に世界レベルの進捗を把握し、次の行動を検討するかという PDCA サイクルを確立した。パリ協定でいう NDC（国別削減目標）とギャップ報告に類似するものである。

興味深い仕組みとして、「非政府主体による貢献（Non-state Actor Contribution）」を報告す

る枠組みもまとめられ、情報提供をあらゆる主体に求めることになっている。国際条約のため国の責任は大きいが、「あらゆる社会の参画に

2－3 民間産業部門からの資金動員—カリ基金の発足

自然資源は私たちの社会や経済を支えるものだが、電子化された DNA 情報も産業の発展に大きく寄与するようになってきている。DNA データベースは、無味乾燥なデータ列だが、近年、これらを活用した医薬品・健康補助食品・化粧品・バイテク産業などは商品やサービス開発が活発になっており、遺伝的多様性があればあるほど成長する産業ともいえる。

途上国からの強い発案により、DNA データベースの利用から生じた利益を、保全や持続可能な利用の推進に配分すべきとの声が 2010 年

よる目標達成 (Whole Society Approach)」が GBF の達成に重要であるとの原則が確立しているからこそその措置といえる。

2－4 先住民地域共同体の意義ある参画・支援

生物多様性の分野では、世界各地にいる先住民地域共同体は、自然の守り手であり、自然の伝統的な利用方法を知る知恵者であり、自然破壊がもたらす生態系サービス損失の最大の被害者でもあるという重要な位置を占めている。COP16 では、コロンビア政府の強力なリーダーシップもあり、アフリカ系先住民（奴隸貿易含む歴史的な搾取のなかでアフリカからラテンアメリカに移住し、土地に根付いたグループ）の保全上の役割を認識する決定を行い、先住民地域共同体関連の検討を担う常設機関の設置を決めた。勿論、これまでのことに関する

代後半から強まり、今回、その配分の仕組みの在り方と、資金の受け入れ先として「カリ基金」を立ち上げることが決まった。

仕組みは 2026 年の COP17 で最終決定する予定だが、国際条約交渉では国・開発銀行・国際機関・財団などの公的性質を持つ機関からの資金が議論されるなかで、義務ではないものの民間に資金供与を求め、生物多様性保全という公益に配分する新たな資金源として非常に注目される決定となった。

2－5 その他の重要な成果

上記注目 4 議題に加えて、数多くの重要な決定がなされ、いずれも、GBF の実施に欠かせない手段である。

生物多様性と健康に関する議題では、生物多様性と健康に関する世界行動計画 (Global Action Plan on Biodiversity and Health) が採択された。新型コロナウィルスはパンデミックと社会経済の混乱をもたらしたが、人・家畜動物・

検討は専門部会を設けて協議していたが、専門部会は「暫定の部会」という位置づけで事務局内の人員体制も中長期的な検討の面でも不十分な状況だった。

先住民地域共同体を巡る交渉は COP16 パート 1 で連日集中討議が行われた議題の一つで、決定された瞬間は、会場が拍手で総立ちとなり、決定を歓迎する先住民地域共同体の涙声での声明から「今回の COP は、人々のための COP (People's COP. "COP de la gente")」という評価が生まれた議題となった。

自然の健康 (健全 Health) を一つのものとして捉えないと、第 2・第 3 のコロナ発生は防ぐことはできない。この世界行動計画では「ワンヘルス」を重要な概念と位置づけ、国際機関・国・研究機関等がどんな行動をとる必要があるかをまとめている。

海洋沿岸生物多様性の議題では、公海含む生物多様性上重要な海域のリスト改良の手続き

について8年近くの交渉を経て合意した。また、陸に比べて海の分野は、研究・保全手法含め知見形成が大きく遅れていることから、海洋・沿岸に関する課題一覧も整理している。

GBF実施のために、植物保全に関するより詳細な行動計画を採択したり、野生動物の持続可能な利用についての勧告のまとめも進んだ。特に途上国の締約国を支援するために18の科学

技術支援センターを指名し、支援センター間連携を進める世界調整メカニズムの設立を決められた。

気候変動と生物多様性では、砂漠化防止条約・気候変動枠組条約・生物多様性条約の共同事業含む、条約間の政策の一貫性を高める方策についての模索も決まっている。

3. COP16 フォーラムハイライト

COP16パート1はCOP史上最大の人数となり、「世界目標を決めるなど注目が高かったCOP15に比べたら参加者数は減るのではないか」との前評判を覆し注目された。

カリの国際会議場には、交渉会合用のスペースだけでなく、60近い団体がポスター等の展示を行い、朝から夕方までステークホルダー用の仮設テントやパビリオンでは、様々なシンポジウムが開かれ、一部のイベントは国際会議場外の市街地のホテルで開催された。

筆者が注目したのは、企業や金融部門からの参加者数の伸びと、参加の質の違いである。2010年10月に名古屋市で開催されたCOP10は例外として、COPへの企業の参加はこれまで多くなく、目立つようになったのは前回のCOP15で、公式の参加者リストによると9,000人登録中の600人程度だった。ところが、コロンビアのCOP16は、13,000人中1,250名と、2倍近くに増えている。

参加形態も、サイドイベントへの参加など情報収集やネットワークづくりが主だったものが、今回は、自社が開発したサービスや商品の売り込みや、地域販売パートナーを探すといった雰囲気が感じられた。日本の企業・金融機関の参加者も格段に増え、オピニオンリーダーとかなり近い距離で気軽に意見交換ができ、コスパが良いなどの声も実際の参加者から聞かれた。世界中の関係者が来るからこそ、COPで新しいものを発表し、そのような発表が期待されるからこそCOPに人がやってくるというプラスのサイクルが整ったといえる。

企業活動を巡る発表も相次いだ。自然関連情

報開示タスクフォース(TNFD)は、2023年9月に発表した開示枠組みに基づいて自然関連財務情報の発表にコミットする企業が500社を超えたこと（うち120社が日本）や、中小企業含めた開示支援のための自然関連データプラットフォームの構築や、開示後の生物多様性対策である「移行計画」の立案に関するガイダンス案の協議開始についてリリースをしている。

TNFDやIUCN(国際自然保護連合)、WWFやICLEIなど多数の専門団体からなるネイチャーポジティブイニシアティブからは、自然の測り方に関する共通手法案のドラフトを公開し、コメント募集を始めている。

230の金融機関が世界で自然資源に影響のある100社(注1)に集団的に働きかけるイニシアティブである「ネイチャーアクション100」では、企業の評価項目(ベンチマーク)に基づいた評価レポートを発表し、世界の主要100社による生物多様性へのコミットメントが高い一方、評価や目標設定などはまだまだ不十分であることを明らかにしている。

このように紹介すると、企業が自社に関わる工場や出資金融機関だけを見ていればよいように勘違いされるかもしれないが、企業関連のサイドイベントに参加した日本企業からは至るところで「ランドスケープアプローチがキーワードとして語られていた」と報告されている。ランドスケープとは景観と訳されるが、要は、自社の工場やその周辺だけ対策していても自然を取り戻すことはできず、例えば流域のように広い地域全体に関わらないと保全の効果が出てこないという考え方である。

4. COP16 成果の日本の市民社会への示唆

今回の COP16 の成果そのものは、世界目標達成の仕組みに関するものが多く、目標達成に直接的に影響を及ぼすものはそこまで多くはない。しかし、資源動員戦略や生物多様性と健康のようにそのまま市民を含めた私たちの行動計画にできそうな目次建ての文書は合意されている。

また、GBF の達成度を測る指標は「各国がその指標に基づいて報告しなければならない」ものであり、翻って、「その指標で国内も評価することになるだろう」というものは項目だけでも知ておくと、生物多様性やその対策を捉えるモノサシとして活用できるものである。

ここでは、より大きな示唆で考えるべきことを 2 点紹介する。

1. 自然を守る「お金」を話しあう

COP16 は、資金のことばかりが話し合われたとも言える。お金の話ばかりと辟易したくなるが、そろそろ日本の市民社会ももっと生物多様性の資金の話をしたほうが良いのではないか。

日本の経済活動にとって日本の自然はどれほど大事なのか、どのくらいの保全の資金がいま回っているのか、十分な量なのか、効果的に配分されているのか、現場に資金が回らない障害がどこかで生じていないか、資金の受け手側の体制は整っているのか、公的資金だけでなく民間資金を動員するにはどうするか、民間資金を動員した際のリスクを緩和する方策はあるかなど。日本の自然保護の歴史は古く、開発への抵抗からボランティアでも活動するという精神があるが、ネイチャーポジティブを実現するためにも、資金について真剣に議論し、保全活

動の規模を上げていくことの重要性を強く感じた。

2. 企業の変化を、正しく捉える

企業・金融の今の盛り上がりは、こちらも自然保護の歴史から言えば隔世の感があるが、TNFD 開示枠組みの前後から大企業による関心は数段上がっている。COP16 でも関心のある企業が日本に限らず参加し、活発な意見交換が行われていた。

企業と一言でいってもその業種・形態・自然との関わりの多様性は非常に大きなものがあり、今の開示枠組みやその推奨指標の粒度が、NGO が現場レベルの管理で求める水準に至らないところもまだあり、今後の改善の期待は十分にあると考えられる。

一方、十分に注意しなければならないのは、グリーンウォッシュを巡る議論である。気候変動でも最近訴訟にまで至っている「実態を伴わないのに、自社の経営方針や商品サービスが、あたかも環境に対して貢献しているように社会に見せる広報戦略」をどう捉えていくべきか、生物多様性の分野でもこの課題は注視していく必要がある。ただし、生物多様性は、自然への介入の効果把握、複雑なサプライチェーンなど、グリーンかブラック（問題）かの判断基準や閾値がまだ明確でないグレー部分が多いようを感じる。この場合、グリーンウォッシュかどうかを問うても誰も答えを持っておらず、むしろ対話の場を作り線引きを丁寧に行う作業こそが、企業も含めた貢献の加速を後押しすることになるとを考えている。企業/金融機関と NGO については、今は建設的な対話の場を作るプラットフォームの存在が重要だ。

注

注 1) 「バイオテクノロジーと医薬品」「農薬を含む化学」「家庭用品および個人用品」「E コマースを含む消費財小売」「食品（肉・乳製品・加工食品）」「食品・飲料小売」「林業・製紙業」「金属・鉱業」の 8 業種から選定。日本からは味の素、伊藤忠、丸紅、三井委物産、王子ホールディングスの 5 社が選定されている。

(コラム) 仕組みを変えるために行動する若者グループからのメッセージ <生物多様性>

坂浦 友珠、多計 和真（一般社団法人 Change Our Next Decade）

私たち一般社団法人 Change Our Next Decade (COND) は、生物多様性保全に取り組むユース団体です。人と自然が共存できる社会の構築をビジョンに掲げ、2019年8月に生物多様性条約第15回締約国会議 (CBD-COP15) に向け若者としてアクションを起こすために設立し、2021年8月に一般社団法人化しました。現在は日本各地の大学生、大学院生約10名で、政策提言、普及啓発、国際会議派遣などの活動に取り組んでいます。

政策提言活動では、生物多様性条約や生物多様性国家戦略の動向を追うとともに若者の意見を表明しています。また、省庁との意見交換会への参加や、パブリックコメントの提出、生物多様性に関連する用語集の作成を行っています。普及啓発活動としては、SNSなどで生物多様性関連の情報を発信しています。加えて、生物多様性に関するセミナーやイベント、ワークショップの開催、外部イベントやメディアへの出演、掲載などを行っています。国際会議派遣活動としては、世界の生物多様性保全の動向を追うために生物多様性条約の締約国会議 (CBD-COP) や科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA) をはじめとする国際会議に参加しています。その際、会議の様子や議論内容をSNS等で発信しています。



このような活動に取り組むにあたり、私たちは2つの課題を感じています。

第一に、生物多様性への関心や認知度の低さです。環境問題やCOPというと、ごみ問題や公害、気候変動を思い浮かべる人が多いように感じます。これは、「生物多様性」という言葉が指すスケールが大きく、その損失による具体的な問題や原因を想像しにくいためや、気温上昇のように身近に影響を感じる機会が少ないと要因であると考えています。保全活動は、自然や動植物が好きな人だけではなく、漁業関係者や、スキーやサーフィンなどのスポーツをきっかけに危機感を持って

活動している人も多いです。彼らの共通点として、自然環境の変化を実感できていることがあげられます。したがって、生物多様性保全の主流化には、より多くの人が生物多様性保全の重要性とその損失による悪影響を身近に感じる必要があると考えます。そのため私たちは、日常生活で生物多様性について考える機会を増やす活動に注力しています。

第二に、ユース団体ならではの課題です。メンバー全員が学生であることから、活動に充てられる時間が限られており、特に平日の活動は難しいです。その上、卒業後は仕事と活動の両立が難しく、就職するタイミングで活動を終える場合が多いので、活動期間も限られています。また、経験の少なさ故に知識も少ないことが多いです。そのため定期的に団体内で勉強会を開催し、生物多様性に関する知識を深める場を設けています。加えて、メンバーが日本各地にいるため、対面での活動が難しいことや、資金の確保も課題です。このような課題を解決するためには、私たちだけでは限界があると感じています。したがって、環境分野で活躍されている方々には、共に活動の環境整備を行っていただきたいと考えています。

以上を踏まえ、私たちが市民に求めるアクションは、日々の生活の中で生物多様性とのつながりについて意識を向けることです。まずは、趣味や好きなものと生物多様性のつながりについて考えたり調べたりしていただきたいです。例えば、ファッショングが好きな方の場合、洋服の生産過程や廃棄後の影響に注目すると、生物多様性とのつながりが見えてくるはずです。他にも週末に公園や山などの自然に足を運び、生き物や季節の変化に目を向けることも生物多様性とのつながりを意識する一步となります。

最終的には、生物多様性に配慮した行動をすべきだと考える方が増え、一緒に活動をしてくださる方が増えることを願います。また、コラボレーションにご興味のある方もご連絡お待ちしております。

第5章 身近なアクションから仕組みを変える行動へ

第2節 環境問題の解決に なぜ民主主義のイノベーションが必要なのか

三上 直之（名古屋大学 大学院環境学研究科 教授）

1. 求められる政治の動かし方の刷新

本白書の前章まで取り上げられているのは、いずれも社会システムの構造的な転換が必要な問題ばかりである。身近なところで起こせる行動にとどまらず、政策提言や政治への参加のあり方に踏み込んで論じられているのは、そのためである。持続可能な社会へと転換していくためには、従来の政治の動かし方も大胆に刷新する必要がある。

そうした刷新について、本節では、「民主主義のイノベーション (democratic innovation)」というキーワードを切り口として考えてみたい。民主主義のイノベーションとは、参加や熟議をしたり、意思決定に影響を与えていたりする機会を増やすことにより、ガバナンスにおける市民の

役割を問い合わせるために編み出される新たなプロセスや制度のことである (Elstub and Escobar eds. 2019)。典型的なプロセスや制度として、①無作為選出によって社会の縮図となる参加者を集めて議論を行い、その結果を政策決定などに用いる「ミニ・パブリックス」(無作為選出型の市民会議) や、②地方自治体などの予算編成に住民が直接参加する参加型予算、③「レファレンダム」(国民投票・住民投票) と「市民イニシアティブ」(市民発議による立法の仕組み)、④多様なステークホルダーや行政関係者、一般の市民などが、具体的な政策課題の解決を目指して議論・協働する「協働的ガバナンス」——などの類型がある。

2. 民主主義のイノベーションが必要とされる背景

環境問題の解決に関連して、このような民主主義のイノベーションが求められるのはなぜだろうか。それを考えるために、これまでにも指摘されてきた、既存の代表制民主主義が抱える制約や限界に目を向けてみよう (Willis et al. 2022)。

多くの環境問題は、数十年から 100 年以上という世代を超える影響を考慮する必要がある。それに対して、選挙や議会を中心とした現在の代表制民主主義の制度では、数年に一度の選挙に対応した短期的な利益が優先されがちである。既存の仕組みでは、環境負荷の高いこれま

での経済のあり方を思い切って転換させることに対して反発する声が大きくなりがちで、環境政策を阻害し、遅らせようとする組織的な影響を受けやすい。より大きな影響を受けるのは、将来世代の他にも、貧困層、女性、子ども、小規模なコミュニティなどの声を上げにくい人々と、社会的意意思決定から遠ざけられがちな人々とである。この意味でも、多様な視点を取り入れ、より公正な意思決定を可能にするような方向で社会的意意思決定のあり方を刷新することは重要である。

また、科学的・技術的な専門知をバランスの

取れた形で取り入れることが難しい、という問題もある。環境問題の原因や影響の解明、そして解決には、科学的・技術的な専門知が深く絡んでいる。ところが、既存の民主主義の仕組みでは、こうした専門知をその不確実性を含めてバランスよく取り込んで意思決定することが難しい。例えば行政機関に設置される審議会はその場となりうるが、あらかじめ定められた路線に都合の良い形で研究結果がつまみ食いされたり、科学的知見に基づく警告が政策決定に十分に生かされなかったりといった問題がある。日本では国会でも、党派を超えて、政策決定をめぐる議論に科学的知見を生かすための方法が確立されているとは言いたい。

こうした制約と相まって、環境負荷の高い高排出な産業が、依然として豊富な資金力を背景

として政策決定に影響力を及ぼすべく強い働きかけを行う余地がある。その裏返しとして、市民と代表者である政治家との間に距離があり、これが意識や関心のギャップにつながっている。かりにトップダウンで積極的な環境政策を導入しようとしても、市民が話し合ったり決定に関与して影響を与える機会がないままに政策が決められてしまえば、生活スタイルや経済活動に幅広く影響を及ぼす環境政策に対しては、対立や反発が起きるだろう。

既存の意思決定システムが持つこうした問題を改善するには、人びとが参加したり熟議したり、意思決定に関与する機会をさらに拡充することによって、ガバナンスにおいて市民が実質的な役割を果たしうる領域を広げることが必要である。

3. 気候市民会議

最近の環境分野における民主主義のイノベーションの代表例は、気候市民会議だろう。気候市民会議とは、冒頭に挙げた民主主義のイノベーションの4つの類型のうち、①のミニ・パブリックス（無作為選出型の市民会議）を用いて、社会の縮図となるように一般から無作為に選ばれた数十人～百数十人の参加者が、専門家などからバランスの取れた情報提供を受けて参加者主体で熟議する取り組みである（注1）。話し合いの結果は政策提言などの形でとりまとめ、国や自治体などの政策決定に活用される。

2019年頃から欧州で急速に広がり始め、西欧の主な国々では、国レベルでの気候市民会議がすでに1度ずつは開かれている。自治体レベルでの市民会議はさらに多数開かれており、2024年時点では少なくとも200件に上る（注2）。

日本では2020年、筆者らの研究グループが、札幌市などと協働してオンラインで初めて試行し、翌21年には川崎市において同市の地球温暖化防止活動推進センターと環境政策対話研究所が70人規模のより本格的な会議を開いた。これらが先例となり、2022年度以降は自治体が公式に主催するなど、首都圏を中心に気候市民会議の開催が相次ぎ、2024年度までに22の市区町で、合わせて24の会議が開かれた。（注3）。

気候市民会議には、様々な面で参加や熟議の機会を広げ、政策プロセスへの市民の影響力を増やすようなしきけが組み込まれている。

まず、属性のバランスを考慮して社会全体の縮図となるように参加者を選ぶことで、一般的な公募では少なくなりがちな属性の人たち（例えば女性や若年層）の参加を確保し、参加者の多様性を確保することができる。議論のテーマ（気候変動対策）に必ずしも初めから高い関心を持たない人の参加を促すため、参加に対しては謝礼が支払われる。日本の気候市民会議では年代と性別、自治体内での居住地域の3つの属性を基準に抽選するのが一般的だが、欧州の一部の会議では、学歴や所得などの社会階層も条件に加えたり、最初の段階で低所得層の人たちを多めに抽選したりもされている。

会議は週末などを使って、数週間から数カ月にわたって繰り返し行われる。日本でこれまでに行われた地域レベルの気候市民会議の場合、脱炭素社会を実現するための対策を、エネルギー・住まい、交通、食・買い物などのテーマに分けて話し合うものが多い。参加者は、最初に専門家によるレクチャーを聞くなどして基礎的な情報を得た後で、小人数のグループに分かれてファシリテーターの支援を受けながら議

論する。プログラムの詳細はそれぞれの会議によって異なるが、無作為に選出されて集まつた市民が熟議できるように工夫されている。

例えば、2024 年に東京都杉並区で行われた「杉並区気候区民会議」(注 4)の場合、「2050 年ゼロカーボンシティ」に向けた区民による意見提案を得るために区が主催し、3 月から 8 月にかけて 6 回の週末に 3 時間ずつ会合が重ねられた。会議ではテーマとして「エネルギー」「循環型社会」「みどり」「交通」の 4 分野が取り上げられた。初めの 2 回の会議で気候変動の基礎や各テーマについての現状や課題を専門家からのレクチャーを受けた後、グループに分かれての議論が行われた。筆者も現地で傍聴したが、特に第 4 回・第 5 回の会議では、4 つのテーマそれぞれに対して、参加者の意見に基づいて 3 つずつのサブテーマが設定され、これら計 12 個のサブテーマを 5 人程度の小グループで分担して話し合う形式で進められていた。例えば、テーマ「交通」については、「自動車利用の低減」「歩行・自転車の利用促進」「人と多様なモビリティの共生」の 3 テーマが設定された。議論の途中で全体で共有する時間も取られており、参加者が他グループの様子も把握しながら、担当するテーマについて深掘りして議論できているようだった。

話し合われた内容を具体的に生かすため、気候市民会議では、政策提言や市民意見など文書にとりまとめた。杉並区の場合、4 つのテーマに対して合計 33 項目の取り組みが提案され、各項目について、概要やその意義、杉並区における必要性、さらには実現に関わるべき主体や実現に向けたステップなどを述べた約 50 ページの意見提案書がとりまとめられ、会議の最終回に杉並区長に手渡された。

例えば、テーマ「エネルギー」の取り組みの一つとして、区民参加の事業体「杉並電力」の設置と、「自分たちでコツコツと積み上げて発電し、再エネを地産地消するまちにする」ことが挙げられている。その内容としては「住宅、事業所、公共施設での太陽光発電や蓄電設備の整備、ごみなどの廃棄物を有効に生かす新しい技術の導入や、健康づくりと組み合わせた自転車サイクル発電のワークスペース設置など、ま

ちなかのあらゆる資源を生かして再エネによる発電を広げていく」ことが提案されている。こうした取り組みの意義や必要性として、住宅都市である杉並区はエネルギーや食料を消費する一方であり、「そのことが他都市の環境破壊につながらないよう努力するべきである」ことや、遠隔地で発電された電力への依存は災害時に供給が途絶えるリスクにつながることにも言及されている。

日本では、気候市民会議を主催してその結果を用いるのは、多くの場合、自治体（行政）である。会議結果のうち主催者の都合の良い部分だけをつまみ食いすることにならないように、提言や意見書の全項目に応答することを、主催者である行政側があらかじめ約束してから会議をスタートするような進め方も広がりつつある。杉並区の気候区民会議でも、第 1 回の会議で区側から「会議の意見提案に対して、区は施策への反映を一つひとつ検討」するとの説明があった。実際に、区側は会議後に意見提案への対応を検討し、2025 年 3 月、「意見提案に対する区の対応」として公表した。

その中では 33 項目の提案全てについて、区の対応方針が、関連する区の既存の事業とともに提示された。エネルギーの地産地消に関する提案項目に対しても、「提案の杉並電力は、区民・事業者・区がそれぞれが再エネ電力の地産地消を目指すこととして捉え、太陽光発電設備及び蓄電池等への導入助成や、『建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度』の導入等による再エネの普及促進に向けた、さらなる取り組みを検討」するとの応答が示されている。このように新たな対策を提案した項目については、今後検討を進めるという記述も目立ち、市民意見の本格的な活用はこれから動きを見守る必要があるものの、ここで見られるような意見提案と行政による応答は、市民の熟議を通じて形成された意見を環境政策の形成に実質的に生かすための有望な方法である。

気候市民会議の主催者となりうるのは行政機関だけではない。研究機関が主導して行い、気候市民会議の活用の新たな方法の開拓を試みるものや、市民団体が提案・主導して、行政も含む他の主体と協働して会議を企画運営し、

その結果を市民の取り組みや自治体の政策、事業者への働きかけなどに生かすような取り組みもある。市民団体が主導するケースは日本ではまだ限られているが、その貴重な例として、本章のコラムでも報告されている「あつぎ気候市民会議」(2023年6月～11月)がある(注5)。神奈川県厚木市で市民出資によるソーラーシェアリング事業などを行うあつぎ市民発電所が、市内から無作為に選出した参加者を得て開催した気候市民会議は、約70項目の「アクションプラン」を厚木市に提出するとともに、会

議の主催者や参加者がアクションプランの実現に向けた「カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト」を立ち上げて活動を始めるなど、地域の中で会議の結果を生かす動きにつながっている。このよう行政や研究機関、市民団体が実行委員会を作り、共同で気候市民会議を開催している事例は厚木市以外の地域にも見られる。こうしたケースは、本節冒頭に挙げた4つの類型では「協働的ガバナンス」の取り組みとしても位置付けうる。

4. NGO/NPOに期待される役割

民主主義のイノベーションを促進する上では、環境NGO/NPOにも様々な役割が期待される。前項で見た気候市民会議のように、一般の人びとが集まる参加・熟議の機会を設け、それを環境問題の解決に生かす場合を念頭に置いて考えてみたい。

第1は、議論の素材や視点をインプットする情報提供者としての役割である。一般から選出された市民参加者が熟議を通じて意見形成に至るには、最初にバランスの取れた情報をもとに問題について把握する必要がある。そのため、気候市民会議のような無作為選出型の市民会議では、先述の通り、専門分野や立場の異なる複数の専門家、利害関係者が、それぞれの有する専門知識や視点、意見をレクチャーなどの形で情報提供するステップを経る。ここで、対象テーマに詳しい環境NGO/NPOも、重要な情報提供者の候補となりうる。現場での実践や、調査研究、政策提言といった活動を通じて培った専門的な知見を、参加者の議論の材料として提供することが期待される。

情報提供者には、問題に対する自らの意見や価値判断を述べる機会が与えられる場合もある。特にNGO/NPOには、問題をめぐって社会に存在する多様な見解を参加者に知らせる一環として、こうした意味での情報提供を会議の主催者や運営者から期待されることも少なくない。そのような場合は、求めに応じて自らの立場を明確にあらわすような発言や発信を行って構わないが、社会的に意見の対立がある

ポイントをめぐる判断と、より広く事実と認められている事柄とを、極力客観的に分別して伝えることが望まれる。

第2に、環境NGO/NPOは、行政機関などと連携しながら民主主義のイノベーションのプロセスを組織する主催者や運営者にもなりうる。市民団体が主導し、自治体などと協働して開催されたあつぎ気候市民会議の例は、この意味でも示唆に富む。環境NGO/NPOは、無作為選出プロセスの透明性を確保したり、異なるステークホルダーとともに情報提供のバランスを担保する助言者の役割を果たしたり、ファシリテーターとして参加者による熟議の促進を支援したりといった形で、実践を通じて蓄積した知見やノウハウを生かすことができるだろう。

第3に、会議でまとまった提言を実行に移すためのフォローアップに際しても、市民と政策決定者の橋渡し役としての役割が期待される。国内の気候市民会議でも、提言に対して行政が個別に応答することを約束してスタートする取り組みは広がっているものの、提言直後の応答にとどまらず、より長いスパンで、実質的に効果のある対策が取られているかを継続的に検証するフォローアップも欠かせない。環境NGO/NPOは、その経験や知見を生かして、提言内容を整理・分析し、市民会議の成果を政策担当者に分かりやすく伝えたり、政策形成プロセスへの組み込みを支援したり、提言を踏まえた対策の進捗をウォッチしたりといった役割

を果たしうるだろう。

注

- 注 1) 気候市民会議の「民主主義のイノベーション」としての意義については三上（2022）を、ミニ・パブリックスについては OECD Open Government Unit（2023）も参照。
- 注 2) 欧州における気候市民会議の動向については、気候市民会議に関するナレッジネットワークのウェブサイト (<https://www.knoca.eu/>) を参照。
- 注 3) 日本における気候市民会議の開催状況はウェブページ「日本の気候市民会議」(https://citizensassembly.jp/project/cd_kaken/jp-list) を参照。
- 注 4) 杉並区気候区民会議については、杉並区ウェブサイト「気候区民会議」のページ (<https://www.city.suginami.tokyo.jp/machizukuri/kankyou/kikoukumin/index.html>) を参照。
- 注 5) あつぎ気候市民会議およびカーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクトについては、同プロジェクトのウェブサイト (<https://sites.google.com/kikoshiminkaigi.atsugishiminhatudensho.net/public/>) を参照。

参考文献

- Elstub, Stephen and Oliver Escobar eds. (2019) *Handbook of Democratic Innovation and Governance*, Edward Elgar.
- OECD (経済協力開発機構) Open Government Unit (2023) (日本ミニ・パブリックス研究フォーラム訳)『世界に学ぶミニ・パブリックス：くじ引きと熟議による民主主義のつくりかた』学芸出版社.
- 三上直之 (2022)『気候民主主義：次世代の政治の動かし方』岩波書店.
- Willis, Rebecca, Nicole Curato, and Graham Smith (2022) “Deliberative democracy and the climate crisis,” *WIREs Climate Change* 13(2): e759.

(コラム) あつぎ気候市民会議 市民のチャレンジ

遠藤睦子（一般社団法人あつぎ市民発電所理事長）

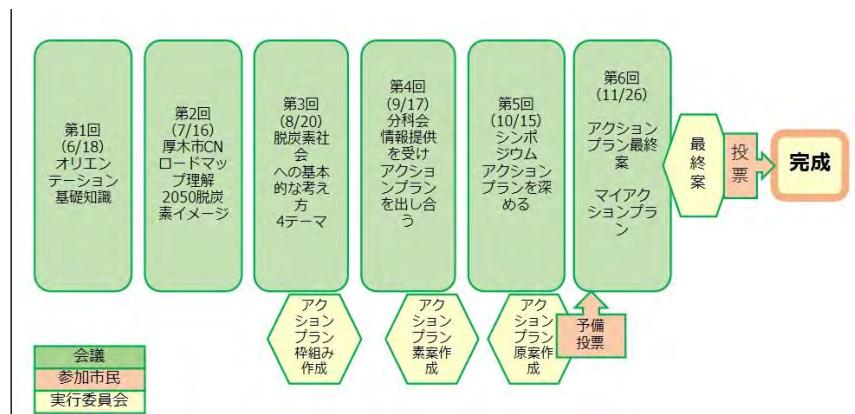
2023年度に「あつぎ気候市民会議」を、市民のパワーで行政との協働という形で行いました。この企画を提唱したのは市民出資で再エネを地域に増やしたいあつぎ市民発電所。ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電所）を1基つくったものの、なかなか普及拡大ができない中で、市民も当事者として脱炭素社会づくりに関わるベースを醸成したいとの思いで、札幌や川崎の気候市民会議をモデルに、自らやってみようとのチャレンジでした。

市民だけではできるはずもなく、市の協力は必須です。厚木市には「市民協働提案事業」制度があり、2023年3月に市が策定した「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」を実現させるために、市と協働で気候市民会議を実施することになりました。市は、参加市民選定のための無作為抽出作業や会議会場の提供、託児サービスなどを担い、実質的な会議設計や運営は市民による実行委員会で行いました。実行委員は学生さんも含むほとんど未経験の市民44名で、川崎での実績のある(社)環境政策対話研究所に連携していただき、アドバイスやファシリテーター講習会など多大な支援を受けることで、何とか形にしていくことができました。また資金は厚木市協働事業からの支援金200万円、ラッシュジャパン（合）からの助成金約200万円、地球環境基金からの助成金約210万円をいただき、結果610万円の経費をまかなかったです。

会議は、地域の縮図になる52名で、6月から毎月1回のペースで6回、11月の最終回で「脱炭素市民アクションプラン」を練り、その後Webでの推進意思の投票を全員が行い、5章74項目を作り上げました。表に示す専門家や情報提供者のお話を聞いて、脱炭素社会へのアクションを市民がグループでの話し合いを積み重ねて検討しました。以下がアクションプランを作るうえで注意したポイントです。

- ・ 気候危機を回避し豊かで暮らしやすい未来の地域、社会、地球をイメージし、そこに至るためのアクション
- ・ 我慢や負担ではなく、無関心な人も普通に暮らして脱炭素になる仕組みを目指すアクション
- ・ 主語は「市民」。市民が行うこと、行うために行政や事業者に協力を求めるこ

表1：あつぎ気候市民会議 内容概略（2023年度）



会議	主な内容	全体ファシリテーター：岩崎茜氏、鈴木秀顕氏 全体アドバイザー：柳下正治氏、竹井斎氏、 村上千里氏、三上直之氏
1回目 6/18	気候変動問題全体像理解	江守正多氏（東京大学）、渡部厚志氏（IGES）
2回目 7/16	県や市の情報、2050 イメージ	新井聰史氏（県環境科学センター）、厚木市
3回目 8/20	脱炭素への基本・専門家（再エネ、移動・まちづくり、省エネ、消費・食・農・廃棄）	松原弘直氏（環境エネルギー政策研）、梶田佳孝氏（東海大学）、山本佳嗣（東京工芸大学）、村上千里氏（消費生活アドバイザー）
4回目 9/17	二つの分科会に分かれ情報提供を受け脱アクションプラン（AP）を出し合う	脱炭素活動を実践している事業者や研究者 計 12 名
5回目 10/15	普及進め方シンポジウム 分科会で AP を深める	浅利美鈴氏、岩崎茜氏、二ノ宮リムさち氏 鈴木秀顕氏
6回目 11/26	AP 原案→最終案へ	
終了後 AP 最終案に対する投票を経て「脱炭素市民アクションプラン」完成 2023年 12月 26日 厚木市長へ提出		

・ 全体アドバイザー、4人の専門家には最後まで伴走していただく

完成した「脱炭素市民アクションプラン」を市長に届けました。市はこれを受け入れできる範囲で施策に反映することになります。成果を報告書と普及用のパンフレット、アクションプランをイラストにして、より多くの人に届けるツールの制作までが1年目の活動でした。くじ引きで選ばれた市民の中に漫画家さんがいて素敵なイラストを描いてもらいました。

2年目の2024年度は、この成果を市や市民、市内事業者などに広く知ってもらうための活動と、できるところから実際のアクションを始めていこう、という活動をスタートさせました。また市民協働提案事業制度2年目事業として「カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト」という緩やかなプラットフォームを作り、気候市民会議に参加した市民、実行委員会を担った市民、その後の普及活動で賛同した市民でその運営委員会を担っています。

日常活動の継続はなかなか難しいと実感していますが、アクションプランを作って、行政に「あとはよろしく」では、気候市民会議を行った意味が半減してしまいます。市と協働しながら市民独自の方法で市民ができることに取り組む中で、行動変容や意識の変化を培っていきたいものです。市内の事業者、学校、自治会、多様な市民グループにも理解を求め、協力できることを探り、市民の声や要望があれば、行政に届ける。市にはアクションプランの施策への反映、しくみや制度化、補助金やインセンティブなどでの先導を求め、さらに市民がそれらを有効活用することを促すことも大事なポイントだと実感しています。

脱炭素への逆風も吹く中まだまだ長い道のりになるでしょう。まずは2030年のカーボンハーフに向けて、市民目線での進捗評価も難題ですが、市民に達成度が見えるようにしてチャレンジを続けていきたいと思います。

「あつぎ気候市民会議報告書」の詳細はQRコードからご覧ください。



第5章 身近なアクションから仕組みを変える行動へ

第2節 日本で環境政策への市民参加の仕組みをつくろう

橘高 真佐美（オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク
(オーフス・ネット) 事務局長・弁護士）

1. オーフス条約とは

1992年の国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「開発と環境に関するリオ宣言」の第10原則には、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われる」と、市民参加の重要性が明記されている。環境問題は複雑で、多くの人が関わる問題である。行政や産業界だけでは解決できず、市民が知恵を出し合い、工夫や努力を続けていかなければ持続可能な環境を守ることはできないので、市民参加が重要である。

オーフス条約は、環境分野での市民参加の原則を実現するために制定された条約で、正式な条約名は「環境問題に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスに関する条約」という。1998年にデンマークのオーフス市で行われた国連欧州経済委員会で採択され、2001年に発効した。2025年2月現在では、すべてのEU（欧州連合）加盟国、

イギリス、旧東欧諸国等、47の国と地域（EU）が批准している。

オーフス条約は、名称にある市民参加のための3つの柱となる権利を定めるもので、これら3つの権利は、いずれも市民が効果的に参加するために不可欠なものだ。まず、環境に影響を与える政策や事業等について知らなければ、意見をもつことができないため、公的機関が保有する環境情報を市民が利用できることが参加の前提となる。また、入手した情報をもとに、市民が意思決定に参加できる機会が保障されなければならない。もし、情報アクセス権や意思決定への参加権を侵害されたり、違法な決定がされたりすれば、市民は司法に訴えることができる。もし市民が権利侵害に対して不服申し立てをできないとしたら、情報アクセスや参加の権利も形骸化してしまうため、3つの権利はどれも重要である。

図1：市民参加の3本柱



（出所）国連欧州経済委員会・オーフス条約概要パンフレットより

オーフス条約は、国連欧州経済委員会の加盟国によって採択されたものであるが、その内容は、市民参加の原則の最低基準を具体的に定めた普遍的なものである。しかし、日本では、いまだに、環境分野の市民参加は限定的であり、

2. 日本のエネルギー政策

エネルギー基本計画は、日本の CO₂ 排出量の約 9 割を占めるエネルギー起源の CO₂ 削減対策に関わるもので、気候・エネルギー政策の中核となるものである。エネルギー政策基本法（以下、「基本法」）によって、エネルギー基本計画の策定方法が定められている。

基本法では、政府はエネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画を定めなければならないとされる。そして、エネルギー基本計画の案を策定するのは、経済産業大臣の役割とされ、経産大臣が基本計画案を作成し、閣議で検討し、決定することになる。また、エネルギー計画は、少なくとも 3 年ごとに、エネルギーをめぐる情勢の変化や施策の効

オーフス条約が定める水準には全く達していない。以下に、その具体例として、2025 年 2 月 18 日に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画に関する意思決定過程のプロセスにおける市民参加を取り上げる。

3. エネルギー基本計画と審議会

非営利組織 Climate Integrate〈クライメート・インテグレート〉が、エネルギー基本計画の決定プロセスを審議会資料等の公表資料に基づいて検証し、「日本の政策決定プロセス エネルギー基本計画の事例の検証」（注 1）という報告書を作成・公表した。

この報告書では、分科会が法に基づき設置する部会、小委員会、ワーキンググループ、作業部会等の会議体だけではなく、法的な根拠がないままに設置された研究会や検討会等でも、実質的な議論が進められ、基本政策分科会がそれらを取りまとめて、エネルギー基本計画の案を作成していることが述べられている。

そして、実質的な議論・調整がされる会議体の構成委員には、エネルギー多消費産業関係の

果に関する評価を踏まえ、変更の必要について検討しなければならない。第 1 次基本計画が 2003 年度に定められ、その後、概ね 3 年ごとに見直されているので、2024 年度に第 7 次計画が策定されることとなっていた。

基本法では、「経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」と定められている。「総合資源エネルギー調査会」は、経済産業省の外局である資源エネルギー庁に置かれる審議会の一つで、4 つの分科会が設置されている。エネルギー基本計画は、基本政策分科会の事務とされている。

企業の関係者が多く、エネルギー転換に積極的に取り組む業界が多いエネルギー需要側の企業や非営利団体等からの関係者が少ないことが明らかにされた。また、委員の年代は、50-70 歳代の中高年が中心で、男性の割合が平均で 75% を超えていた。つまり、日本のエネルギー基本計画の案は、実質的には、現在、多量のエネルギーを使っている企業の関係者で、中高年の男性の意見を主に反映して作られたものであり、多様な視点から検討がされたとは評価できない。しかし、総合資源エネルギー調査会は経済産業大臣の諮問機関である。したがって、仮に、関連審議会に非営利団体の代表が委員として参加したとしても、そのことをもって、一般市民が参加したことにはならない。

4. エネルギー基本計画についての市民参加

今回のエネルギー基本計画の見直しの議論は、2024年5月に始まった。市民がエネルギー基本計画について、意見を述べることができる機会として、資源エネルギー庁は、2024年5月15日から12月27日までの間、インターネット上に「エネルギー政策に関する意見箱」を設置し、市民からの投稿を受け付け、2024年12月27日から2025年1月26日まではパブリック・コメントパブリック・コメントを実施した。

資源エネルギー庁は、2025年2月17日午後、パブリック・コメントで4万1,421件の意見が寄せられたことを報告するとともに、意見の概要及び意見に対する考え方を公表し（注3）、その翌日18日午前中に第7次基本計画の閣議決定を行った（注3）。

意見箱やパブリック・コメントには法的根拠はなく、資源エネルギー庁が任意で行ったもの

にすぎず、手続に関する法規制はない。パブリック・コメントについては、行政手続法により、意見公募期間が原則として30日以上でなければならないことや、提出された意見を十分に考慮しなければならないことが定められている。しかし、行政手続法で定める意見公募手続が必要となるのは、法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準、行政指導指針についてであり、基本計画のような政策については適用されない。そのため、行政手続法の規制はかからず、行政機関が任意に行っているという位置づけになる。

今回のような、パブリック・コメントを行ったとしても、形式的に参加の機会を設けただけで、市民が効果的に参加することができなかつたので、市民参加の権利が保障されていたとはいえない。

5. オーフス条約が保障する基本計画についての市民参加

オーフス条約では、次のように、環境に関連する計画や政策についての市民参加の規定を設けている（表1）。

この条文に照らして、第7次エネルギー基本

計画の決定過程におけるパブリック・コメントの実施方法、寄せられた意見の考慮方法等について、市民参加の権利の保障という観点から、検討してみよう。

表1：オーフス条約第7条 環境に関連する計画、実施計画、及び政策に関する公衆参画

各締約国は、必要な情報を公衆に提供したうえで、透明かつ公正な枠組みで、環境に関連する計画や実施計画の準備の段階での公衆参画のための適切な、実務的及び/又はその他の規定を策定しなければならない。この枠組みの中で、第6条3項（市民が効果的に準備し参加できる充分な時間的余裕）、第4項（様々な選択肢があり、効果的な市民参加が可能である場合には、初期段階での参加）、第8項（市民参加の結果の適切な考慮）が適用されねばならない。参画できる公衆は、関連する公的機関により、この条約の目的を考慮して、特定されねばならない。適切な範囲で、各締約国は環境に関する政策の準備段階で公衆参画の機会を提供するよう努めなければならない。

*第6条のカッコ内は、筆者が当該条項の内容を加筆した。

5-1 透明かつ公正な枠組み

環境に関連する計画は、「透明かつ公正な枠組み」の中で準備されなければならない。

政府は、①基本政策分科会において、3つの若者系団体と2人の若手エネルギー企業経営者、

複数の環境を重視する団体からヒアリングを行い、議論に参画させたこと（注4）、②HPで常時広く意見を受け付ける「意見箱」の設置したこと、③全国各地での説明会・意見交換会を

行ったことに加え、基本政策分科会の資料や議事録をすべて公開しており、審議会の議論はYouTubeで誰もが視聴可能であること等から、議論の透明性は確保されていると述べる(注5)。

しかし、クライメート・インテグレートの検証報告書では、政策決定過程を分析した結果、「エネルギー基本計画の策定に際し、どこで重要な議論が行われ、決定されているのか、非常にわかりにくくなっている」と透明性に欠けることが指摘されている。基本政策部会で行われているのが、複数の会議体での議論の取りまとめだけで、実質的な議論が行われていないため、基本政策分科会の議事録を公開しても、議論の透明性が確保されているとはいえない。エネルギー基本計画案の実質的な検討にあたって、市民が効果的に参加するには、いつ、どこで重要な議論がされているのかを明確に公開する必要があり、それさえもわからないのは、大きな

問題だ。

また、実質的な議論がされる会議の構成メンバーの選定基準も明らかではない。パブリック・コメントでも、審議会の構成員について、年齢や性別の偏りがある、若者、女性、環境団体など、様々な立場のメンバーを参加させるべきであるという意見が出されている。このような意見に対して、政府は①省エネ・再エネ・原子力などエネルギーの各分野に加え、②日本経済、③エネルギー多消費産業、④消費者、⑤大企業や中小企業など産業界、⑥金融などの各分野から学識経験者や専門家などをバランスよく参画させているから問題ないと反論する(注6)。しかし、様々な分野から専門家を選んだのでバランスがよいと強弁するだけでは、年齢や性別といった点からも多様な立場からの意見を踏まえて議論すべきという市民の声に適切に回答しているとはいえない。

5－2 計画の準備の段階での市民参加のための規定

オーフス条約では、計画の準備の段階で市民参加が効果的に参加できるように規定を策定しなければいけないとされている。しかし、前述のとおり、エネルギー基本計画の策定に関し、市民参加の規定は設けられていない。パブリック・コメントでは、議論の期間、内容、国民の意見の募集プロセスなどが不十分で、もっと議論を尽くすべきという意見も出された。これに対して、政府はパブリック・コメントだけではなく、基本政策分科会や関連審議会などにおいて、ヒアリングや意見箱、説明会・意見交換会を行ってきたから、「議論が不十分との指摘はあたらない」(注7)と反論する。国会での議論が必要という意見に対しては、エネルギー基本計画(案)の内容については、第217回通常国

会(2025年1月召集)で議論したと述べつつも、エネルギー政策基本法の規定に沿って、関係行政機関の長と総合資源エネルギー調査会の意見さえ聞けば、適法な手続は踏んでいると、法的には国会で議論する必要がないことを強調する。

同様に、基本法には、市民が参加する機会を設けなければならないという規定はないから、パブリック・コメントにより国民の声を聞く必要もないということになる。むしろ、行政手続法上の必要性もからないので、あえて、ヒアリングや意見箱、意見交換会などで市民の声を聞いたのだから、それで十分だろうとする姿勢が透けて見える。

5－3 市民が効果的に準備し参加できる充分な時間的余裕

パブリック・コメントは、2024年12月27日から2025年1月26日までとわずか31日間という短い期間で実施された。市民の生活に多大な影響を与えるエネルギー基本計画の重要性を考慮すると、これでは短期間に過ぎ、市民が

基本計画を検討する上で、十分な期間とはいえない。例えば、イギリスでは、エネルギーの国家計画の見直しについて、約3か月にわたりパブリック・コメントの期間を設けた(注9)。本当に市民に参加してもらいたいと考えるので

あれば、少なくとも3～6か月程度の期間を設ける必要があるだろう。

このときは、パブリック・コメント期間が短かったことに加え、年末年始をまたいで実施されたために、実質的な検討の時間はさらに短くなり、パブリック・コメントが行われた31日間のうち、年末年始の休暇期間と重なった9日を除くと、検討期間は22日しかなかった。第7次エネルギー基本計画のみならず、エネルギー基本計画に深く関わる地球温暖化対策計画、

GX2040ビジョンに関するパブリック・コメントも同じ期間に行われた。それぞれについて相当な分量の資料がある中、このような短期間では、市民が十分な準備を行ったうえで意見を述べることは事実上極めて困難であり、意見提出を諦めた市民も少なくないと考えられる。本当に市民の声を聞くことが大事だと考えるのであれば、市民が効果的に準備し参加できるように、充分に時間的な余裕を持たせるべきであった。

5－4 様々な選択肢がある段階での参加

オーフス条約では、様々な選択肢があり、効果的な市民参加が可能である場合には、初期段階で参加できるようにしなければならないとされている。選択肢がない状態で意見を聞かれて、結果を変わらないことが決まっているのであれば、わざわざ市民が参加する意味がないからだ。

今回、パブリック・コメントが実施されたのは、既に選択肢がない段階だった。パブリック・コメント終了後、基本政策分科会を開催し、寄せられた意見について検討すべきという意見

もあった。これに対し、政府は、基本政策分科会など100回を超える審議会等で、様々な立場を代表する専門家による議論や与党における議論の積み重ねを経て策定したものをパブリック・コメントに付した旨述べている。(注10)。つまり、パブリック・コメントが実施されたのは、初期の段階でも、様々な選択肢がある時期でもなく、専門家による議論がされ、既に案が固まった最終段階であり、もはや市民が意味のある参加ができる時期ではなかったのである。

5－5 市民参加の結果の適切な考慮

オーフス条約では、市民参加の結果を適切に考慮しなければならないと定めている。第7次エネルギー基本計画案で、パブリック・コメントの結果は、どのように考慮されたのであろうか。例えば、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴う地域の懸念として、「生活環境や生物多様性への影響」を明記したこと(注11)、パブリック・コメント開始後の米国などの新たな動きを踏まえた加筆・修正を行ったこと(注12)、原子力の安全性やバックエンドの進捗に関する懸念の声があることを真摯に受け止める必要がある旨を明記したこと(注13)など、いくつかの表現について微修正がなされた。しかし、原子力発電の推進など、根本的なエネルギー政策の在り方に関する議論が再度検討されることとはなかった。

また、パブリック・コメントでは、意見の多

寡ではなく、意見の内容に着目すると述べつても、寄せられた意見は既に審議会等で議論されてきたもので、改めて審議会に諮る必要がある重要な論点はないとし、政府案の大きな方向性が変わることはないと言ふ(注14)。

政府は、パブリック・コメントの結果を審議会において一度も検討することなく、事務局が「改めて審議会に諮る必要がある重要な論点はない」と判断したのである。また、意見の多寡には着目しないとして、4万以上のコメントがあったことを重視することなく、パブリック・コメントの結果を公表した翌日には閣議決定をした。パブリック・コメントの結果を受けても、基本計画案の変更をするつもりがないのであれば、何のためにパブリック・コメントを行っているのかわからず、市民の声を聴いたという実績をつくることだけが目的の「儀式」に

でしかない。

市民参加は大事であると一般論では言われながらも、市民はエネルギー政策の決定には全く参加できていない。政府は、市民を、政府が行う情報発信や、丁寧な説明・周知を黙って受ける客体としか見ておらず、国が推進するエネルギー政策を理解し、その実施に貢献と協力す

る主体とは見ていない。市民は、意思決定に参加する主体として、エネルギー政策に関わることを求め、パブリック・コメントを寄せている。政府が市民参加を求める声を真摯に受け止めないのであれば、日本はとても民主的な国家とはいえない。

6. エネルギー政策基本法にも市民参加条項を

パブリック・コメントを形骸化させないためには、パブリック・コメントに関する手続規定が必要だ。例えば、EUは、2018年12月に「エネルギー同盟のガバナンスに関する規則」（以下、「ガバナンス規則」という。）（注16）を公布した。これは、2030年の温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも40%削減すること等を目標とする「2030年気候・エネルギー政策枠組み」（注17）に基づく政策を実現するために制定された規則で、EU加盟国にエネルギー及び気候に関する国家計画や長期戦略の策定を義務付けている。ガバナンス規則には、市民参加の条項も含まれている。同規則10条には、意見公募手続（パブリック・コンサルテーション）に関する定めがあり、EU加盟国がエネルギー及び気候に関する国家計画や長期戦略の策定するときには、一般市民に早期かつ効果的に参加できる機会を与え、情報を提供しなければないこと、一般市民が参加し、意見を表明す

るのに十分な時間を確保する合理的な期間を設けなければならないこと等を定めている。また同規則11条では、EU加盟国にマルチレベルの気候・エネルギー対話の場を設置することも義務付けている。この対話の場を多層的なものとするために、地方自治体、市民社会組織、経済界、投資家、その他の関連する利害関係者及び一般市民に参加させ、エネルギー及び気候政策について想定されるさまざまなシナリオについて積極的に関与し、議論し、進捗状況を評価することができるようにならなければならぬと定めている。

日本の基本法には、市民参加に関する条項はない。しかし、EUのガバナンス規則のように、国家のエネルギー政策の策定にあたり、市民参加を義務付けることは法的に可能である。日本でも、エネルギー政策の決定に関する市民参加を保障するための法改正が必要である。

注

注1) <https://climateintegrate.org/archives/6201>

注2) 経産省「第7次エネルギー基本計画（案）に対する意見の募集の結果について」

<https://public-comment.e->

gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=620224019&Mode=1

注3) 経産省ニュースリリース 2025年2月18日「第7次エネルギー基本計画が閣議決定されました」<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001.html>

注4) 前記ii別紙16頁

注5) 前記ii別紙14頁

注6) 前記ii別紙16頁

注7) 前記ii別紙15頁

注8) 前記ii別紙15頁

注9) Planning for new energy infrastructure: revisions to National Policy Statements

<https://www.gov.uk/government/consultations/planning-for-new-energy-infrastructure-revisions-to-national-policy-statements>

注 10) 前記 ii 別紙 15 頁

注 11) 前記 ii 別紙 7 頁

注 12) 前記 ii 別紙 12 頁

注 13) 前記 ii 別紙 69 頁

注 14) 前記 ii 別紙 15 頁

注 15) 前記 ii 別紙 82~83 頁

注 16) Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the Governance of the Energy Union and Climate Action, amending Regulations (EC) No 663/2009 and (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council, Directives 94/22/EC, 98/70/EC, 2009/31/EC, 2009/73/EC, 2010/31/EU, 2012/27/EU and 2013/30/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directives 2009/119/EC and (EU) 2015/652 and repealing Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council

注 17) 2030 Climate and Energy Policy Framework, “European Council (23 and 24 October 2014)—Conclusions,” EU CO 169/14, 2014.10.24, pp.1-10.

<https://www.consilium.europa.eu/media/24561/145397.pdf>

参考資料

- ・ 2025 年 5 月 13 日開催の院内集会「政策決定プロセスに幅広い市民参加を」【共同声明】パブリック・コメントの制限ではなく、市民参加の機会の保障を
https://watashinomirai.org/wp-content/uploads/2025/05/Shiminsanka_seimei_0513.pdf

第5章 身近なアクションから仕組みを変える行動へ

第3節 民主主義につながる環境教育を

藤村 コノエ（NPO 法人環境文明 21 代表）

1. はじめに

昨年の「グリーン・ウォッチ 2024」では、「持続可能な社会に向けた環境教育を市民社会の活性化につなげるために」と題して、現在の日本の環境教育が学校教育だけでなく、市民教育、企業研修においても不十分であること、また NPO/NGO を中心とした市民社会を取り巻く状況も欧州と比較して遅れていること等につ

いて述べた。さらに市民社会の成熟を促す観点から、新たな環境教育の必要性と具体策について提案した。

今回は前年度の内容も踏まえ、民主主義につながる環境教育という観点から、現状と課題、今後の方向性と NPO/NGO の役割について提案する。

2. 環境教育は民主主義教育そのものであり、 持続可能な社会を作る上での基本的教育

「環境」は私たち人間を含む全ての生命の基盤であり、気候・エネルギー問題、原発問題、食と農の問題、ごみ問題や化学物質問題など、私たちを取り巻く昨今の環境問題の全てが、私たちのライフスタイルや社会・経済活動のあり方、言い換えれば、現代文明と密接に関わる問題である。そのため、これらについて学ぶ環境教育は、持続可能な社会を築く上での基本的な教育と言える。

実際、筆者が代表を務める環境文明 21 が主導して議員立法で成立させた「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(2003 年 7 月) の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」(2011 年 6 月) では、「環境教育とは持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化との

つながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と明記されている。

一方、民主主義については様々な議論があるが、政治学者の宇野重規氏は、その著書『民主主義とは何か』の中で、民主主義とは「参加と責任のシステム」と述べている。その意味で、環境教育を行う上でも、これらの要素を重視する必要があり、単に知識・情報の提供や自然体験にとどまらず、様々な環境問題を自分事としてとらえ、個々のウェルビーイングと社会全体の持続性の実現を目指して、学んだことを暮らしや地域・社会、仕事にどう生かしていくかを深く考察し、議論し、合意形成を図りながら、個人的な行動だけでなく社会に働きかけるような実践力(参加と責任)を育むことが不可欠だと思われる。

3. これまでの環境教育は民主主義につながっているか

英国の「エコノミスト」誌の調査部門が毎年行う世界各国の民主主義の度合いを示すランキングによると、2024年度日本の順位は16位で「アジアの中で最も安定性の高い民主主義国」と評価されている。しかし「選挙プロセスと多元主義」「政府の機能度」「政治参加」「政治文化」「市民の自由」という評価カテゴリーのうち、「政治参加」は10点満点中6.67点と著しく低い。実際最近の国政選挙の投票率は50%を少し超えるくらいで、2024年秋の衆院選では全体投票率53.85%、18・19歳の投票率は43.06%と全体を大きく下回っていた。

勿論選挙で一票を投じるだけが民主主義ではなく、様々な社会課題の議論の場に参加したり、課題解決のために行動することも含まれる。しかし、様々な課題が山積する忙しい日常の中で、民主主義の根幹とも言えるこうした「参加と責任」を忘れた「お任せ民主主義」の傾向がより強まっているようにも思える。

一方これまでの環境教育が「参加と責任」を促すような内容で行われていたかと言えば、そうではないように思える。前年度にも書いたが、総合的学習の時間の大幅な短縮もあり、授業時間そのものの確保が困難で、教員が幅広い視点からの環境教育を行うための準備が不十分だったり、課題を深堀し、解決のための行動について議論し行動を促すようなゆとりがないのが学校現場の現状である。以前より日本の教育課題として指摘されていた一方通行の知識伝

達型授業が多ければ、議論することが苦手な若者が多いのも当然であり、「参加と責任」を促す教育とは言い難い。実際ごく一部を除いて、環境活動に熱心な若者でも、議論することを好まない、あるいは自己主張はしてもその後の相手との対等な議論ができないという場面も見られる。また大学卒業と同時に環境活動から離れる学生も少なくない。

一方NPO/NGOが行う環境教育も、自然体験や、温暖化やごみ問題などの現状・課題を知らせるに留まり、その根底にある政治や社会経済の課題、さらには人々の価値観といった深部までを皆で議論したり、そうしたこと理解して上で解決のための実践行動を促すような環境教育が充分に行われるケースはまだ少ないように感じる。

グリーン連合では、社会に働きかける力として、政策形成過程における参加の必要性を痛感し、その力を育むような活動を進めようとしているが、地域で活動する団体の多くは、実践活動には熱心だが、政策提言活動に関心を寄せるることは少ないので現状であり、団結して社会に働きかける力には成り得ていない。勿論地域での活動は重要であり、そうした活動が地域の環境保全に貢献していることは素晴らしい。しかし、それに満足することなく、実践活動を通じて見えてきた様々な課題の背後にある制度にも関心を持ち、実践活動と併せて政策提言活動にも積極的に参加することが期待される。

4. 民主主義につながる環境教育につながる事例

筆者が代表を務める環境文明21では、主に企業向け、市民向けの研修を行っているが、市民、企業を問わず、成人に環境教育を行う際は、必ず議論の時間を設けている。具体的にはまず、その議論の土台とするため、講義では関連した情報提供を行う。その後に、講義と議論をつなぐような内容で、ロールプレイゲームあるいはディベートなどを行っている。ロールプレイは、環境問題には様々な立場の人・考え方があり相

反する意見も多々ある。そのため、それぞれの立場になって、その役割になりきることでその立場の人の考え方を知るきっかけをつくる。特に将来世代の役割はなりきることは難しいようだが、現在の環境問題は将来世代に大きな影響を及ぼすことから、必ずその役割を入れ、中長期的視点から環境問題を考えることの大切さを伝えるようにしている。また賛否両論ある問題については、賛成派の意見と反対派の意見

を明確にし、その問題を多面的に見ることができるようにディベートを行っている。そうすることで、普段の自分とは異なる立場・考え方を体験でき、それまでとは異なる視点からその課題について考えられるようになり、その後の議論を深めることに役立つだけでなく、合意形成の大切さやその難しさも学ぶことができる。さらにそうしたゲームの後には、体験を通じて感じたことや考え方の変化などについて話し合う時間を設けている。

他方、子どもへの環境教育に関しては、グリーン連合加盟の団体が、様々な環境教育活動を行っている。例えば、気候ネットワークでは、小学4～6年生を対象とした「子どもエコライフチャレンジ」を2005年からスタートし、京都市立小学校全校で実施している。その目的は、「未来の担い手の育成と同時に、子どもを通じた家庭・ボランティアを含む地域でのエコライフの浸透、学校における省エネの推進や、企業の地域貢献活動（CSR）の推進など」である。

この活動の特色は、年間を通じて一人ひとりが実践と振り返りを繰り返し行うことで、エコライフを子どものうちから習慣づけとともに、自立を促すことにもつながる。また、地域のボランティアが参加することで、子どもと地域のつながりが生まれ、地域の一員としての自覚も育まれ、やがて自治のへ関心と自治という民主主義のベースになる力を培うことに役立つと考えられる。（注1）

また環境市民では、国際NGO「FEE：Foundation for Environmental Education（環境教育基金）」のプログラムを日本国内でも実施してきた。これは1994年にデンマークで始まった学校の環境学習プログラムで、生徒を中心にエコスクール委員会を作り、学校や身の回りでの問題点をみつけ、学校内や地域で環境活動を実行する内容で、最終的には、優れた環境対策を実施したことを証明する、国際的なエコ認証「グリーンフラッグ」の取得をめざすプログラムである。現在は、グリーンフラッグをすでに取得している保育園・幼稚園・小学校の更新プログラムをサポートしている。その特徴は、気候ネットワークのプログラム同様に、児童・生

徒の主体性と責任感を育み、保護者や地域との連帯感を生むなど、子ども・学校・地域社会が一緒に成長できる点に加えて、海外のエコスクールと情報交流ができる点も挙げられる。

（注2）

大人、子どもを問わず、環境問題を自分事としてとらえ、解決に向けて行動することが求められる現在、こうしたアクティブラーニングが効果的であることは疑いないと思われる。

なお、環境先進国と言われたドイツでは、1980年代半ばに既存の環境教育のオルタナティブ教育として、社会運動を通じて政策決定プロセスに関与する「抵抗の中の学習」を評価する「エコ教育学」が展開されるようになり、学校外教育の担い手として非営利団体等が認識される機運が生まれた。さらに1990年代後半からは、持続可能性のための教育プログラム（ESD）が導入され、特に知識の取得に加え社会性や問題解決能力を含む包括的な能力としてのコンピテンシー概念が重視されるようになると、環境教育が政治的・社会的な文脈の上に明確に位置付けられるようになった。

一方ドイツの政治教育には様々な主張があったが、1976年に全国の政治教育学者が参加した会議を契機に、いずれかの主張を否定するのではなく、いずれの主張においても「利害関係を意識しつつ、政治・社会における諸問題を批判的・自律的に分析・判断し、社会の創造に関与していく能力・態度の育成」を重視することが共通認識になっている。

このようにドイツの環境教育は、もともと政治教育とも結びついており、特に、学校外の環境教育の特徴は、政治プロセスに参加するための「政治参加能力」の育成を目指すところにあり、その中で、非営利団体の役割は大きい。

翻って、日本では、学校教育での政治教育が不十分なこともあります。環境教育と政治教育の結びつきはほとんど見られず、一般社会においても政治への関心は低く、環境問題を政治課題と結びつけて行う環境教育も一部を除いてほとんど見られない。そのことが非営利団体に対する認識の低さにもつながっているのかもしれない。

5. 今後の方向性と NPO/NGO の役割についての提案

環境教育を「参加や責任を伴う民主主義」につなげるには、体験や知識の習得に留まらず、多様な意見や他者の意見を聞くとともに、自らの意見を他者に伝え、自らが判断し、行動・実践する力を身に着けることも必要である。

そのためには、溢れる情報から適切な情報を選び取るリテラシー教育、様々な社会経済状況を読み解く政治教育、社会経済状況の背後にある考え方や、本来あるべき人や社会について考察する哲学・倫理教育など、幅広い視点からの教育で力をつけていく必要がある。特に日本人が苦手としてきた議論する力は、地域・社会の様々な会合に参加して意見を交わす、あるいは家庭でも日常的に意見を交わす、あるいは自分が関心のあるテーマに取り組む NPO/NGO などの市民団体に参加することなどによっても身に着けることができる力である。

実際、近年は各地で気候市民会議が開催されているが（詳細は第 5 章第 1 節参照）、こうした会議への参加をきっかけに環境問題に関心を持ち、自治体への政策提案にも興味を持つ市民が少しずつ増えている。私自身も環境教育等促進法の政策形成に関わったことが、私にとって最高の環境教育の機会だったと痛感しており、その経験が現在の NPO 活動にも役立って

いる。

また、そうした中での NPO/NGO の役割は、これまでの普及啓発や現場での実践活動などに加え、様々な人が出会い、情報や意見を交わし、課題解決に向けた知恵を出し合うといった、これまでとは異なる参加の機会を設けることも一つだろう。こうした場から、一人でも多くの人が、家庭や地域、職場、できれば NPO/NGO として、継続的に環境保全や創造のための活動ができるように促し、継続的な支援・サポートを行うことも大切ではないかと思う。

そのためにも、環境分野の NPO/NGO の高齢化が進む中で、次の世代が生きがい・やりがいをもって働き続けられるような職場環境の整備が、継続的活動のためには不可欠だろう。さらに、実践活動への参加だけでなく、政策作りのプロセスへの参加を制度化するなど（詳細は第 5 章第 2 節参照）、NPO/NGO が日本社会にとって不可欠な存在であるといった認識と位置づけを日本社会全体に根付かせるような制度の創設につながる活動（グリーン連合でも関連の勉強会を開催したり政策提言を行っている）を自らも積極的に行う、あるいはそうした団体と連携することも大切な事だと思う。

注

注 1) 気候ネットワークウェブサイト「温暖化防止教育「こどもエコライフチャレンジ」」
<https://kikonet.org/activities/local/children-eco-life-challenge>

注 2) 環境市民ウェブサイト「エコスクールについて」
https://www.feejapan.org/eco-schools/es_about/

環境市民ウェブサイト「エコスクールプロジェクト」
<https://kankyoshimin.org/activity/next-generation/activity-21/>

注 3) 「ドイツにおける市民参加促進制度の政治教育をめぐる構造的課題－環境分野の展開に着目して－渡部聰子

10周年を迎えたグリーン連合 活動の歩み

グリーン連合は2015年6月の設立から10周年を迎えました。10年の活動を振り返ります。

活動年表

2015年度（平成27年度）

- 6月 グリーン連合設立総会
6月 ニュースレター第1号発行
7月 第1回国会議員との意見交換会（参議院会館）
8月 西日本交流会（京都・京エコロジーセンター）
10月 環境省との意見交換会
11月 ニュースレター第2号発行
11月 アースパレード（東京）に参加
11月 アースパレード（京都）に参加
12月 関東交流会（東京・南部労政会館）
12月 声明「気候変動時代を乗り越えるため、「脱炭素化」に向けて日本社会の大転換を！！～「パリ協定」の採択を受けて～」発表
3月 ニュースレター第3号発行
年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会計7回（第1回～第7回）

2016年度（平成28年度）

- 5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ2016」発刊
6月 市民版環境白書発刊記念フォーラム（日比谷図書文化館）
9月 ニュースレター第4号発行
10月 国会議員との意見交換会（衆議院第一議員会館）
12月 北信越地域交流会（富山・サンフォルテ）
12月 ニュースレター第5号発行
1月 環境省との意見交換会（環境省第一会議室）
1月 北海道地域交流会（札幌・エルプラザ）
1月 環境ジャーナリストとの意見交換会（集英社アネックスビル）
2月 東北地域交流会（仙台・エル・ソーラ仙台）
2月 中四国地域交流会（岡山・きらめきプラザ）
3月 近畿地域交流会（大津・ピアザ淡海）
年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会計10回（第8回～第17回）

2017年度（平成29年度）

- 5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ2017」発刊
6月 市民版環境白書「グリーンウォッチ2017」発刊記念フォーラム（文京区民センター）

- 6月 環境省との意見交換会（環境省第一会議室）
 6月 国會議員・ジャーナリストとの意見交換会（衆議院第二議員会館）
 8月 メールマガジン第1号発行
 10月 メールマガジン第2号発行
 10月 国會議員との意見交換会（衆議院第一議員会館）
 12月 メールマガジン第3号発行
 9月 第1回勉強会（文京区民センター）
 11月 四国地域交流会（高松・四国環境パートナーシップオフィス四国EPO）
 11月 中部地域交流会（四日市・四日市文化会館）
 3月 第2回勉強会（文京区民センター）
 2月 北関東地域交流会（つくば・老人福祉センターとよさと）
 年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会計11回（第18回～28回）

2018年度（平成30年度）

- 5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ2018」発刊
 6月 「グリーンウォッチ2018」発刊記念フォーラム・国會議員との意見交換会（参議院議員会館）
 6月 第1回勉強会（千代田区麹町区民館）
 7月 地球環境基金との意見交換会（環境再生保全機構）
 7月 環境省との意見交換会（環境省第一会議室）
 8月 要望書「炭素税は、国民的議論も踏まえて、早期に導入を」提出
 10月 メールマガジン第5号発行
 11月 関東地域交流会・学習会「カーボンプライシングと炭素税」（川崎市・にこぶら新地）
 11月 九州地域交流会・学習会（福岡市・さいとぴあ）
 1月 北信越地域交流会・学習会（新潟市・新潟国際情報大学）
 2月 近畿地域交流会・学習会（大阪市・おおさかATCグリーンエコプラザ）
 2月 第2回勉強会（地球環境パートナーシッププラザ）
 年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会計12回（第29回～40回）

2019年度（平成31年度/令和元年度）

- 5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ2019」発刊
 6月 「グリーンウォッチ2019」発刊記念フォーラム及び国會議員との意見交換会（参議院議員会館）
 7月 環境省との意見交換会（環境省第一会議室）
 8月 地球環境基金との意見交換会（環境再生保全機構）
 11月 関東地域交流会・勉強会（さいたま市・浦和合同庁舎集会室）
 2月 中部地域交流会・勉強会（岐阜県不破郡・垂井町表佐地区まちづくりセンター）
 年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会計11回（第41回～51回）

2020 年度（令和 2 年度）

- 5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ 2020」発刊
6月 「グリーンウォッチ 2020」発刊記念フォーラム（オンライン）
1月 環境省との意見交換会（オンライン）
10月 政府への意見書「環境・エネルギー政策にもっと市民の意見の反映を」提出
年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会（オンライン）計 10 回（第 52 回～61 回）

2021 年度（令和 3 年度）

- 4月 国立環境研究所との連携によるアンケート調査（コロナ禍における環境 NPO/NGO の活動実態と課題）結果公表
5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ 2021」発刊
6月 「グリーンウォッチ 2021」発刊記念フォーラム（オンライン）
8月 勉強会「第 6 次エネルギー基本計画の問題点」（オンライン）
5月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」に対する意見書提出
7月 意見書「福島第一原発 ALPS 等処理水(汚染水)の海洋放出に強く反対します」公表
10月 意見書「第 6 次エネルギー基本計画(案)への意見」公表（幹事有志）
10月 勉強会「汚染水の海洋放出問題」（オンライン）
1月 環境省との意見交換会（オンライン）
2月 交流会「棚田の今と未来を考える発表交流会」（オンライン）
3月 勉強会「北海道下川町の住民参加のもとに進める持続可能な地域づくり」（オンライン）
年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会（オンライン計 11 回第 62 回～72 回）

2022 年度（令和 4 年度）

- 5月 市民版環境白書「グリーンウォッチ 2022」発刊
6月 市民版環境白書発刊記念フォーラム（オンライン）
1月 環境省との意見交換会（オンライン）
年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会（オンライン計 8 回第 73 回～80 回）

2023 年度（令和 5 年度）

- 6月 環境問題に関するシンポジウム（文京区民センター＋オンライン）
9月 環境 NPO/NGO の基盤強化策に関する勉強会（第 1 回）（オンライン）
11月 環境 NPO/NGO の基盤強化策に関する勉強会（第 2 回）（オンライン）
1月 棚田と生物多様性に関する勉強会（オンライン）
3月 環境省との意見交換会（民間支援室会議室＋オンライン）
3月 第 6 次環境基本計画案について勉強会
年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会（オンライン計 12 回第 81 回～92 回）

2024 年度（令和 6 年度）

- 4月 第六次環境基本計画案に対する意見「環境政策にもっと市民の意見の反映を！」公表
- 6月 市民版環境白書「グリーンウォッチ 2024」発刊
- 6月 グリーン連合シンポジウム（オンライン）
- 7月 エネ基連続ウェビナー第1回「福島原発事故と原子力」（オンライン）
- 8月 エネ基連続ウェビナー第2回「エネルギー基本計画と気候変動対策」（オンライン）
- 9月 会員交流会（オンライン）
- 10月 市民版環境白書「グリーンウォッチ 2024」改訂版公表
- 12月 勉強会「農業、食料と気候変動の現状と課題」（オンライン）
- 3月 勉強会「気候変動との関わりから考える生物多様性保全と市民団体の役割」（オンライン）
- 3月 環境省との意見交換会（環境省第1会議室+オンライン）
- 年間 市民版環境白書企画・編集会議及び幹事会（オンライン計 12 回第 93 回～105 回）

会員団体数の推移

設立時から地道に会員団体を増やす試みを続けており、設立時の 65 団体から 2024 年度末には 80 団体が全国からグリーン連合に参加しています。

2015 年 6 月 設立時	65 团体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】42 【北信越地区】3 【東海地区】0 【近畿地区】8 【中四国地区】2 【九州・沖縄地区】3
2016 年 3 月末現在	75 团体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】49 【北信越地区】3 【東海地区】1 【近畿地区】10 【中四国地区】2 【九州・沖縄地区】3
2017 年 3 月末現在	81 团体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】52 【北信越地区】4 【東海地区】1 【近畿地区】11 【中四国地区】3 【九州・沖縄地区】3
2018 年 3 月末現在	84 団体

	【北海道・東北地区】7 【関東地区】52 【北信越地区】4 【東海地区】1 【近畿地区】13 【中四国地区】4 【九州・沖縄地区】3
2019年3月末現在	84 団体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】52 【北信越地区】4 【東海地区】1 【近畿地区】13 【中四国地区】4 【九州・沖縄地区】3
2020年3月末現在	81 団体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】50 【北信越地区】4 【東海地区】0 【近畿地区】13 【中四国地区】4 【九州・沖縄地区】3
2021年3月末現在	81 団体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】50 【北信越地区】4 【東海地区】0 【近畿地区】13 【中四国地区】4 【九州・沖縄地区】3
2022年3月末現在	84 团体 【北海道・東北地区】7 【関東地区】51 【北信越地区】5 【東海地区】0 【近畿地区】12 【中四国地区】4 【九州・沖縄地区】5
2023年3月末現在	83 团体 【北海道・東北地区】6 【関東地区】52 【北信越地区】4 【東海地区】0 【近畿地区】13 【中四国地区】3 【九州・沖縄地区】5
2024年3月末現在	80 团体

北海道・東北地区：6 団体 関東地区：50 団体 北信越地区：3 団体 東海地区：0 団体 近畿地区：13 团体 中四国地区：3 团体 九州・沖縄地区：3 团体
--

表紙イラストで見る「市民版環境白書 グリーン・ウォッチ」

グリーン・ウォッチの表紙・裏表紙のイラストは、ハイ・ムーンの名で知られる京都大学名誉教授の高月紘先生に提供いただきました（創刊号から 2022 年版まで）。表紙イラストとともにこれまでのグリーン・ウォッチの内容を振り返ります。

2016  A4 版 白黒 128 頁 2016.5 表紙絵：高月紘 地球環境基金助成	第1章 主要な環境政策のレビュー 第1節 気候変動とエネルギー 第2節 再生可能エネルギー 第3節 原発問題 第4節 化学物質 第2章 福島原発事故の被害と政府の対応 第1節 いまも続く被害 第2節 避難政策の問題点 第3節 避難指示の解除と住民の意向 第4節 骨抜きにされた「原発事故子ども・被災者支援法」 第5節 健康影響 第6節 作業員の被ばく労働 第7節 行き場のない原発事故由来の放射性廃棄物 第3章 なぜ環境政策がうまく進まないのか－日本の環境政策の問題点 第1節 「経済優先」に屈伏した環境政策 第2節 歪んだ環境政策形成のプロセス 第3節 なかなか発動されない「予防原則」 第4節 ビジョンに基づき、戦略性ある環境政策へ 第5節 実効的な政策形成参加に向けて トピックスー国内外の注目すべき動き グリーン連合会員団体紹介
2017  A4 版 白黒 118 頁 2017.5 表紙絵：高月紘 地球環境基金助成	第1章 なぜ、地球環境を優先的に保全しなければならないのか 第1節 地球環境悪化の背景 第2節 環境保全に優先的に取り組まなければならない理由 第3節 「パリ協定」後の社会に向けて 第2章 6年が経過した福島 第1節 東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者は今 第2節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉問題と安全性確保 第3節 東京電力福島第一原子力発電所事故と情報 第3章 主要な環境政策のレビュー 第1節 気候変動問題 第2節 再生可能エネルギーと電力自由化 第3節 廃棄物 第4節 化学物質 第5節 生物多様性 第6節 森林破壊 トピックスー国内外の注目すべき動き 会員名簿

2018



A4 版 白黒 108 頁
2018.5 表紙絵：高月紘
地球環境基金助成

- 第1章 主要な環境政策のレビュー
 第1節 気候変動問題
 第2節 再生可能エネルギー
 第3節 廃棄物
 第4節 化学物質
 第5節 気候変動と第一次産業
- 第2章 放射性物質と如何に付き合っていくか
 第1節 福島の現状と健康問題
 第2節 放射性廃棄物の現状と原発再稼働問題
 第3節 私たちは放射性物質とどう付き合っていけばよいのか～放射能汚染防止法の制定～
- 第3章 私たちはどんな社会を目指すのか
 第1節 持続可能な社会についての大きな流れ
 第2節 いくつかの提案
 第3節 私たちの未来はみんなで作ろう
- 第4章 国内外の注目すべき動き
 自動車業界「脱炭素化」へ急発進
 省エネ住宅をめぐる状況
 SDGs の動き
 欧州における環境 NGO に対する公的資金助成

2019



A4 版 白黒 105 頁
2019.5 表紙絵：高月紘
地球環境基金助成

- 第1章 脱炭素社会に向けた最近の動向
 第1節 気候変動問題
 第2節 再生可能エネルギー
 第3節 地球温暖化対策の決め手 カーボンプライシング
- 第2章 顕在化してきた新たな危機
 第1節 プラスチック問題
 漫画「グリーン・ウォッチ 2019」
 第2節 気象災害と防災
 第3節 いまだに続く福島原発事故の災害
 コラム「「たらちね」震災後に開設した放射能測定所とクリニック」
- 第3章 国内外の先進的な動き
 第1節 国内の動き
 第2節 データ不正問題は何が間違った結果なのか？
 第3節 ドイツの州レベルにおける環境 NGO/NPO に対する助成制度
 第4節 座談会：日本の環境 NPO への支援の現状と課題
 活動報告：グリーン連合のこの一年間の活動実績
 会員名簿

2020



A4 版 白黒 88 頁
2020.5 表紙絵：高月紘

- 第1章 脱炭素社会に向けた最近の動向
 第1節 「気候変動」から「気候危機」問題へ
 第2節 持続可能な再生可能エネルギー100%社会の実現
- 第2章 生物多様性、そして森林の危機
 第1節 IPBES の活動、成果とその日本への示唆
 第2節 世界の森林と私たち
 コラム「2019年のアマゾン森林火災騒動」
- 第3章 化学物質
 第1節 環境ホルモンの脅威に改めてどう対処すべきか
 第2節 環境省「子どもの健康と環境に関する全国調査」の進捗状況と今後の課題
- 第4章 東京電力福島第一原発事故後の状況
 第1節 蓄積する課題にどう向き合うか(廃炉、放射性廃棄物の量と行方)
 第2節 福島の住民のその後
- 参考 欧州における環境 NGO の位置づけと公的資金
 活動報告：グリーン連合のこの一年間の活動実績
 会員名簿

<p>2021</p>  <p>A4版 白黒 86頁 2021.6 SOMPO 環境財団助成</p>	<p>第1章 脱炭素社会に向けて 第1節 気候危機への対応 第2節 再生可能エネルギーの現状とこれからの課題 第2章 使いすぎからの脱却 第1節 新型コロナウイルス対策と過剰・有害な化学物質使用の危険性 第2節 感染症時代に考えるプラスチックごみ問題 【コラム】プラスチックに依存しない社会システムづくりに向けたNGO提案 第3章 10年が過ぎた福島の今 第1節 福島第一原発の廃炉に向けた取組の現状 第2節 福島の現状 【コラム】高レベル放射性廃棄物とは 活動報告 グリーン連合 この一年の活動実績</p>
<p>2022</p>  <p>A4版 白黒 86頁 2022.6</p>	<p>第1章 気候危機からの脱却に向けて 第1節 気候危機の現状と課題 第2節 地域の脱炭素化に向けた持続可能なエネルギーへの取組 第2章 脱炭素に果たす第一次産業の役割 第1節 農業と気候変動 コラム バイオ炭によるJ-クレジット～あいとうエコプラザ菜の花館で推進中 第2節 身近な「食」からの脱炭素化 コラム 食品ロスをなくすための方法 第3節 土砂災害を誘発する大規模林業～希望は小規模分散型の「自伐型林業」 第3章 国内外の環境政策の動向と課題、方向性 第1節 プラスチック 第2節 脱炭素を含む持続可能な化学物質戦略の必要性 第4章 脱炭素社会に原発はいらない 第1節 原発の視点から見たエネルギー基本計画の問題点 第2節 原発が気候変動対策の足かせになっている 第3節 福島第一原発の廃炉の現状 第4節 合意なき処理水の海洋放出 第5節 福島の復興について 第5章 脱炭素社会に向けた地域の先進事例 活動報告 グリーン連合この一年の活動実績</p>
<p>2023</p>	<p>休刊</p>
<p>2024</p>  <p>A4版 白黒 2024.6 発行、2024.10 改訂</p>	<p>第1章 真の脱炭素社会実現に向けて 第1節 気候危機の現状と課題 第2節 地域の脱炭素化に向けた持続可能なエネルギーへの取組 第2章 原発推進は脱炭素社会を逆行させる 第3章 化学物質 第1節 農薬の再評価制度のあり方を問う 第2節 プラスチック条約と有害化学物質規制の動向 第4章 グリーンウォッシュをめぐる国内外の動向と日本の課題 第5章 棚田から日本の環境と食料問題を考える (コラム) 生物の多様性を育む農業国際会議(ICEBA)がめざすもの 第6章 持続可能な社会に向けた環境教育を市民社会の活性化につなげるために グリーン連合活動記録 グリーン連合会員名簿</p>

グリーン連合 活動記録（2024 年度）

報告 1 市民版環境白書グリーン・ウォッチの発刊

2023 年版は編集方針や編集体制を見直した結果、休刊となり、2024 年版の発行準備を以下のようなスケジュールで行った。

- 2023 年夏～秋 企画・構成内容検討
- 2023 年末～24 年初め 執筆
- 2024 年 6 月 「市民版環境白書 2024 グリーン・ウォッチ」発行
- 2024 年 10 月 「市民版環境白書 2024 グリーン・ウォッチ」改訂
(変更点：第 3 章第 2 節「プラスチック条約と有害化学物質規制の動向」を追加)

概要は以下のとおり。

■体裁：A4 版 86 頁 PDF

■内容：

第 1 章 真の脱炭素社会実現に向けて

- ・第 1 節 気候危機の現状と課題
- ・第 2 節 地域の脱炭素化に向けた持続可能なエネルギーへの取組

第 2 章 原発推進は脱炭素社会を逆行させる

第 3 章 化学物質

- ・第 1 節 農薬の再評価制度のあり方を問う
- ・第 2 節 プラスチック条約と有害化学物質規制の動向

第 4 章 グリーンウォッシュをめぐる国内外の動向と日本の課題

第 5 章 棚田から日本の環境と食料問題を考える

(コラム) 生物の多様性を育む農業国際会議 (ICEBA) がめざすもの

第 6 章 持続可能な社会に向けた環境教育を市民社会の活性化につなげるために

■配布先：グリーン連合会員、省庁、国会議員、大学図書館、ジャーナリスト、その他環境分野のオピニオンリーダーなど

報告 2 市民版環境白書 2024 グリーン・ウォッチ発刊記念シンポジウムの開催

■開催日時：2024 年 6 月 21 日（金）14:30～16:30

■開催方法：オンラインによりウェビナー形式

■プログラム：

講演：講演「グリーントランジション 2035～GX という名のグリーンウォッシュ」
明日香壽川（東北大学教授）

各章の概要説明：

1. 「気候危機の現状と課題」桃井貴子（気候ネットワーク）
2. 「地域の脱炭素化に向けた持続可能なエネルギーへの取組」松原弘直(ISEP)
3. 「農薬の再評価制度のあり方を問う」成嶋悠子(JEPA)
4. 「グリーンウォッシュをめぐる国内外の動向と日本の課題」浅岡美恵（気候ネットワーク）

5. 「原発推進は脱炭素社会を逆行させる」松久保幣（原子力資料情報室）
6. 「棚田から日本の環境と食料問題を考える」安井一臣、永菅裕一（棚田 LOVERS）
7. 「持続可能な社会に向けた環境教育を市民社会の活性化につなげるために」藤村コノエ（環境文明 21）

■詳細：<https://greenrengo.jp/archives/information/symposium20240621>

報告 3 環境省との意見交換

グリーン連合では環境省との意見交換会を 2017 年から開催しており、「第 8 回 NGO/NPO と環境省の意見交換会」として開催。国内外の環境問題の解決を様々なステークホルダーが協働して進めるための、貴重な機会となると考えている。

■開催日：2025 年 3 月 12 日(水)14:00-16:00

■開催方法：オンライン

■参加人数：

環境省出席者：13 名

グリーン連合出席者： 19 名/15 団体

■内容：

第 1 部:全体会

環境省挨拶(大臣官房政策立案総括審議官 中尾 豊氏)

グリーン連合代表挨拶(グリーン連合 共同代表 松原弘直氏)

グリーン連合出席者紹介

環境省からの説明

① 海洋プラスチック対策の国際動向

(水・大気環境局海洋環境課 プラスチック汚染国際交渉チーム長小林 豪)

②ネイチャーポジティブに向けた施策の動向

(自然環境局自然環境計画課 保全再生調整官 笹渕 紘平)

グリーン連合所属団体からの提言・取り組み事例紹介

① 気候変動 (気候ネットワーク 桃井貴子氏ほか)

② 化学物質 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議(JEPA) 成嶋悠子氏)

③ 市民参加 (環境文明 21 藤村コノエ氏)

第 2 部:NGO と環境省職員の意見交換

② プラスチック対策(化学物質問題を含む)

② 気候変動と生物多様性(ネイチャーポジティブ)&市民参加・協働

報告 4 勉強会

2024 年度は以下のとおり計 2 回の勉強会を行った。

- 「農業、食料と気候変動の現状と課題～有機農業、生物多様性も考え、私たちにできることを共有しよう～」

日時：2024年12月10日(火)13:00～15:00

開催方法：オンライン(Zoomミーティング)

共催：NPO法人棚田LOVERS

○ 「気候変動との関わりから考える生物多様性保全と市民団体の役割」

日時：2025年3月10日(月)14:00～15:30

開催方法：オンライン(Zoomミーティング)

主催：グリーン連合

報告5 交流会

■ 日時：9月25日(水)13:30から15:00

■ 形式：オンライン Zoomミーティング

■ 内容

パート1 知り合う 自己紹介、団体紹介、活動紹介

パート2 グリーン連合とは これまでの経緯と現状、課題、展望

パート3 グリーン連合についての意見交換

グリーン連合の課題対応どうするか？

グリーン連合として取り組むべき活動提案

参加者：12人

報告6 協力イベント

2024年度は以下のとおり2回ずつウェビナーと勉強会を行った。

■ エネ基連続ウェビナー開催

○ 第1回 福島原発事故と原子力

日時：2024年7月29日(月)14:00-16:00

開催方法：オンライン(Zoomウェビナー)

○ 第2回 エネルギー基本計画と気候変動対策

日時：2024年8月9日(金)14:00-15:30

開催方法：オンライン(Zoomウェビナー)

■ オーフスネット共催 勉強会オンライン(Zoomミーティング)

○ 第1回 環境問題の解決になぜ民主主義のイノベーションが必要なのか

日時：2024年9月17日(火)18:00～20:00

講師：三上直之(名古屋大学大学院環境学研究科教授)

○ 第2回 オーフス条約、EU法とエネルギー政策

日時：2024年11月7日(木)18:00～20:00

講師：大久保規子(大阪大学大学院法学研究科教授)

報告 7 政策提言

第六次環境基本計画案に対する意見「環境政策にもっと市民の意見の反映を！」を公表し、提出（2024年4月9日）

報告 8 会員アンケートの実施

グリーン連合は2015年6月設立から8年目を迎えた。多様化、複雑化する環境問題へ対応する環境NPO/NGO各団体の個別の使命や目的を越えて互いに繋がり結集し、強く社会に働きかけて行くことをを目指して設立した当連合だが、8年が経過し、加盟団体数は増えず、減少傾向にある。そこで、加盟団体からの意見、批判などの声を集めることを目的とし、アンケートを実施すると共に、アンケートの結果を受けて会員交流会を開催した。

配布数：グリーン連合会員（80団体）

回収数：14団体

報告 9 運営体制・事務局について

共同代表(3名)および幹事による運営体制の強化および事務局の変更に伴う運営体制の安定化に取り組んだ。会員団体の拡大や社会的影響力の増加の方策について検討した。

報告 10 幹事会開催

運営に係る様々なテーマ、課題について、毎月1回幹事会を開催した（全てオンライン）

第94回幹事会 2024年4月22日（月）

第95回幹事会 2024年5月23日（木）

第96回幹事会 2024年6月13日（木）

第97回幹事会 2024年7月17日（水）

第98回幹事会 2024年8月21日（水）

第99回幹事会 2024年9月18日（水）

第100回幹事会 2024年10月23日（水）

第101回幹事会 2024年11月27日（水）

第102回幹事会 2024年12月26日（木）

第103回幹事会 2025年1月29日（水）

第104回幹事会 2025年2月26日（水）

第105回幹事会 2025年3月19日（水）

報告 1 1 会員の状況（2025 年 3 月末現在）

77 団体

北海道・東北地区：5 関東地区：48 北信越地区：3 東海地区：0
近畿地区：13 中四国地区：3 九州・沖縄地区：5

グリーン連合 会員名簿

(2025年3月末時点、団体名の五十音順)

団体名	特定非営利活動法人アクト川崎		本部所在地	川崎市高津区
代表者名	廣瀬 健二		Web サイト	http://actkawasaki.com/
TEL	044-813-1313		E-mail	act-kawasaki-jm@nifty.com
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■環境教育、ESD ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済			
活動紹介	<p>川崎市内の市民団体、事業者、学校、行政と連携しながら、地球温暖化対策を活動の柱として、持続可能な社会の実現を目的に、人材育成・活動支援・SDGs推進に取り組んでいます。川崎市から「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、JR 武蔵溝ノ口駅前のノクティ2、11階を拠点として活動しています。川崎市の脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の実現し、脱炭素社会の実現のために活動しています。</p>			

団体名	一般社団法人アクト・ビヨンド・トラスト		本部所在地	東京都渋谷区
代表者名	星川 淳		Web サイト	https://www.actbeyondtrust.org/
TEL	03-6665-0816		E-mail	info@actbeyondtrust.org
主な活動分野	■再生可能エネルギー ■農薬問題 ■放射能、原子力			
活動紹介	<p>自然環境と人間生活の調和をめざした市民活動を支援する独立の民間基金として、問題解決のための具体的・効果的・創造的なアクションを重視し、資金援助、コンサルティング、技術および人材提供、トレーニングなどを行っています。具体的には、他の助成財団や公的資金からの支援を受けにくい取り組みに目を向け、「エネルギーシフト」「ネオニコチノイド系農薬問題」「東アジア環境交流」の3部門を中心とする助成と、市民活動のための環境整備や触媒作用を促進する自主企画とを組み合わせ、独自の成果を上げてきました。</p>			

団体名	認定特定非営利活動法人アザ基金		本部所在地	茨城県牛久市
代表者名	飯島 博		Web サイト	http://www.asaza.jp/
TEL	029-871-7166		E-mail	asaza@jcom.home.ne.jp
主な活動分野	■自然保護・保全・復元 ■海洋、河川・湖沼汚染 ■環境教育、ESD			
活動紹介	<p>私達は、1995年から湖と森と人を結ぶ霞ヶ浦再生事業<アザプロジェクト>を展開しています。水源地谷津田の保全事業や湖の自然再生事業、小中学校での環境教育事業には、企業や行政、学校、農林水産業などと連携して取り組み、子どもから大人までこれまでに、のべ30万人が参加しています。「人と自然の共存できる社会の構築」を目指して、様々なビジネスモデルを提案し、実践しています。</p>			

団体名	特定非営利活動法人足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ		本部所在地	東京都江戸川区
代表者名	奈良 由貴		Web サイト	http://www.sokuon-net.org
TEL	03-3654-9188		E-mail	info@sokuon-net.org
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■省資源、省エネルギー ■再生可能エネルギー ■放射能、原子力			
活動紹介	<p>1997年、気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)の開催を契機に、地域で市民主体による気候変動対策を考え、実践する任意団体として設立される。行政や事業者との協働による廃車カーエアコンからのフロンガス回収事業を手始めに、太陽光発電による市民立発電所の建設・運営、省エネゲームの開発、省エネ家電買い替えサポート事業などを展開。また、2008年に策定された江戸川区地域エネルギー</p>			

	ービジョンの策定委員会に加わると共に、環境エコポイントの支援を受け、子ども向け環境副読本『ハルナのちから』を出版。2013年からは、再生可能エネルギーの発電事業に参入し、合計33kWの発電所を運営、持続可能な地域社会づくりをめざしている。
--	---

団体名	特定非営利活動法人雨水市民の会		
代表者名	山本 耕平	Web サイト	http://www.skywater.jp/
TEL	03-6657-1416	E-mail	office@skywater.jp
主な活動分野	■水質汚染、浄化・保全活動 ■環境教育、ESD ■その他		
活動紹介	国内的には豪雨災害や渇水、国際的には7億人以上の人々が安全な水にアクセスできない問題など、環境問題の中でも水問題は深刻な問題の一つである。当会は、雨を活かすことによって人類が直面するこうした水危機の解決に寄与することを目的として活動している。そのために、雨や水に関わる環境教育・啓発活動、雨水活用に関する調査研究や政策提案、全国的なネットワーク（雨水ネットワーク）づくり、バングラデシュでの雨水タンク普及活動などを実施してきた。		

団体名	ウータン・森と生活を考える会		
代表者名	西岡 良夫	Web サイト	https://hutangroup.org
TEL	050-5876-7925	E-mail	contact-hutan@hutangroup.org
主な活動分野	■森林の保全・緑化、砂漠化防止 ■地球温暖化防止 ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済		
活動紹介	ウータン・森と生活を考える会は、「森を守りたい」と願う熱い心をもった人々が集まった市民団体です。オランウータンなど数多くの生きものが棲み、先住民にとっても生きる糧を与えてくれるボルネオ島の自然豊かな熱帯林を、国内外のNGOや現地の村人と共に、減少を食い止め回復し保全する活動や森林減少の要因となっている商品の消費者としての私たちの日本での生活を考える活動を25年以上、市民の力ですすめてきました。		

団体名	特定非営利活動法人エコメッセ		
代表者名	大嶽 貴恵	Web サイト	https://ecomesse.jp/
TEL	03-6453-2442	E-mail	ecomesse@npo-ecomesse.org
主な活動分野	■森林の保全・緑化、砂漠化防止 ■3R(リデュース、リユース、リサイクル) ■再生可能エネルギー		
活動紹介	社会に必要とされる事業としてのチャリティーショップを地域で運営し、その収益から環境活動の資金を生み出し、再生可能エネルギーの推進や、緑の保全などの活動を行ってきました。地域に根差した店舗は、人が行き交い、心地よい居場所を提供し、循環型社会をめざしたまちづくりを発信しています。八王子、江戸川、世田谷、大田で、地域の市民団体などと連携して太陽光の市民発電所を設置しています。平成29年から、檜原村の森を守り育てる「東京美林俱楽部」の会員となり、東京の森づくりにも取り組みます。		

団体名	特定非営利活動法人エコワーク実践塾		
代表者名	佐藤 信俊	Web サイト	https://ecowork-solar33.webnode.jp/
TEL	090-2995-2803	E-mail	nsato.morning@jcom.zaq.ne.jp
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■再生可能エネルギー ■環境教育、ESD		
活動紹介	エコワーク実践塾は地球環境の保全を目的に設立し、主に太陽光発電の普及啓発、エコロジカルなまちづくり、省エネ・省資源などの環境教育活動とともに、会員によるマイソーラーの設置・運営の経験を生かし、ソーラーシェアリングの普及と太		

	陽光発電を中心とした再エネの土地利用適正化等について調査検討してきました。今後は、再エネ普及に係る課題を改めて評価し、省エネ・創エネの普及啓発とともに、原子力も含めた我が国のエネルギーの将来を見据え、他団体のイベントへの参加・交流を通じたより幅広い地域連携を図っていきます。		
--	---	--	--

団体名	国際青年環境 NGO A SEED JAPAN		本部所在地	東京都千代田区
代表者名	土屋 和之 永井 亮		Web サイト	http://www.aseed.org/
TEL	03-5826-8737		E-mail	info@aseed.org
主な活動分野	■再生可能エネルギー ■放射能、原子力 ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済			
活動紹介	A SEED JAPAN は 1992 年の地球サミットに若者の声を届けるために設立しました。設立以来、アフリカの債務問題や遺伝資源の利用など、グローバリゼーションに伴う南北問題および社会的不公正に対して、企業や政府に問題提起をしてきました。現在では、銀行に「社会性」を考慮した投融資方針を求める「フェア・ファイナンス・ガイド」や、自然エネルギーの普及を通して市民参加型のまちづくりを目指すプロジェクト、原子力発電の終息を目指して核ゴミや福島の復興を考えるプロジェクト、エシカル消費を推進するプロジェクトなどを実施しています。			

団体名	特定非営利活動法人 ezorock		本部所在地	北海道札幌市
代表者名	草野 竹史		Web サイト	https://www.ezorock.org/
TEL	011-562-0081		E-mail	info@ezorock.org

団体名	認定特定非営利活動法人国際環境 NGO FoE Japan		本部所在地	東京都板橋区
代表者名	ランダル・ヘルテン		Web サイト	https://www.foejapan.org/
TEL	03-6909-5983		E-mail	info@foejapan.org
主な活動分野	■森林の保全・緑化、砂漠化防止 ■地球温暖化防止 ■放射能、原子力			
活動紹介	FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン) は、地球規模での環境問題に取り組む国際環境 NGO です。世界約 73 カ国に 200 万人のサポートーを持つ FoE のメンバーとして、日本では 1980 年から活動を続けてきました。地球上のすべての人々と生物が互いに共生し、尊厳をもって生きることができる、平和で持続可能な社会を目指し、脱原発・エネルギー・シフトを実現するための活動の他、気候変動や森林破壊、大規模開発による環境・人権問題などの取組など、幅広く政策提言活動を行っています。			

団体名	特定非営利活動法人 おおいた環境保全フォーラム		本部所在地	大分県大分市
代表者名	内田 桂		Web サイト	https://oita-ecf.com
TEL	097-529-5046		E-mail	kei_hi.uchida@yellow.plala.or.jp
主な活動分野	■自然保护・保全・復元 ■野生動物保護・保全 ■環境教育、ESD			
活動紹介	NPO 法人おおいた環境保全フォーラムでは、様々な体験プログラムや研究活動を通して、豊かな自然を守り、自然の生態系と人間活動が共存できる方法を探求しています。日本在来の希少種である、ベッコウトンボやウミガメを指標動物とした生息地の保全。また、外来種アライグマの問題にも取り組んでいます。活動はすべて地域と協働でおこない、地域の中で新たな繋がりや、各地との情報ネットワーク作りへ波及していきます。さらに、現在から未来へと、保全に関わる人と人の繋がりを残していくために、環境教育にも力を入れています。			

団体名	オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク（オーフスネット）		本部所在地	東京都江東区		
代表者名	中下 裕子	Web サイト	http://www.aarhusjapan.org/			
TEL	03-5875-5410	E-mail	jimukyoku@aarhusjapan.org			
主な活動分野	■その他					
活動紹介	オーフス条約は、環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法に関し、国連欧州経済委員会（UNECE）のイニシアティブにより採択された条約である。オーフス・ネットは、日本においても、オーフス条約が保障する3つの権利（情報アクセス・市民参画・司法アクセス）を実現することを目指して、国内法整備に関する政策提言や、情報アクセス・市民参画・司法アクセスのあり方に関する情報の収集と提供、調査研究、学習会の開催等の啓発活動、国内外の NGO との交流、協力推進等を行っている。					

団体名	認定特定非営利活動法人 おかやまエネルギーの未来を考える会		本部所在地	岡山市北区		
代表者名	廣本 悅子	Web サイト	https://blog.canpan.info/okayama-enemira/			
TEL	086-232-0363	E-mail	enemira@okayama.email.ne.jp			
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■再生可能エネルギー ■環境教育、ESD					
活動紹介	地球温暖化問題の深刻さを知り、2000 年に市民グループとして発足。その後、NPO 法人、認定 NPO 法人となり現在に至る。活動は自然エネルギーの導入拡大や普及啓発が柱で、3 つの自治体の公共施設へ市民共同発電所を合計 8 基（約 140kW）設置。普及啓発としては県内の小学校を中心に環境教育、自然エネルギー学校、エコツアーなどを実施。また、岡山県の委託を受け、自然エネルギー普及のための電話相談業務や市町村・NPO が連携して自然エネルギー自給に取り組むための協議会運営などを実施。					

団体名	一般社団法人沖縄リサイクル運動市民の会		本部所在地	沖縄県那覇市		
代表者名	古我知 浩	Web サイト	http://oki-rec.pluto.ryucom.jp			
TEL	098-886-3037	E-mail	oki-rec@ryucom.ne.jp			
主な活動分野	■ 3R（リデュース、リユース、リサイクル） ■廃棄物 ■環境教育、ESD					
活動紹介	1983 年に設立、ごみ減量の啓発や循環型社会システムの構築、途上国支援など、30 年以上に亘り幅広い活動を続けている。1999 年に開発した子ども向け体験型環境教育プログラム「買い物ゲーム」で「グリーン購入大賞優秀賞」（2003）を受賞、これまで国内外で 3 万人以上に実施している。2000 年には事業系食品残渣の資源化を図る「くいまーるプロジェクト」を発足し、「食品リサイクル環境大臣賞奨励賞」（2008）を受賞。近年は、途上国や島嶼国の廃棄物管理を支援する事業にも積極的に取り組んでいる。					

団体名	特定非営利活動法人化学物質による大気汚染から健康を守る会		本部所在地	東京都千代田区		
代表者名	内田 義之	Web サイト	http://www.npvoc.org			
TEL	03-3264-1271	E-mail	voc@kxe.biglobe.ne.jp			
主な活動分野	■大気汚染 ■環境教育、ESD ■化学物質、環境ホルモン ■その他（環境医学）					
活動紹介	便利さと利益の追求で合成有機化合物の種類が新しく増え続け、日常空気・大気への有害化合物が急増している。重症被害者も増え続けて、住み慣れた住居・職・家					

	族・私有財産を失い、医療費がかさみ、若くして病弱と生活にくるしむ市民が増える一方だが、何等の対策も取られない。諸外国とは違い専門家たちも新しい種類については分析調査すらせず、情報発信すらしない。分析と健康調査によって実態を明らかにして情報発信し、対策を進言したい。		
--	--	--	--

団体名	特定非営利活動法人鹿児島新老人の会		本部所在地	鹿児島県鹿児島市
代表者名	鹿島 友義		Web サイト	https://kagoshima-shinrojin-com.jimdosite.com/
TEL	099-267-0055		E-mail	yoro@heart.ocn.jp

団体名	特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所		本部所在地	石川県津幡町
代表者名	高橋 久		Web サイト	http://kahokugata.sakura.ne.jp
TEL	076-288-5803		E-mail	info@kahokugata.sakura.ne.jp
主な活動分野	■自然保護・保全・復元 ■環境保全型農林水産業 ■海洋、河川・湖沼汚染			
活動紹介	石川県河北潟を拠点に、地域の動植物や自然環境にかかる調査・研究、それらに基づいた河北潟の水辺、農地の保全活動等を行っている。2005 年より河北潟の水辺にはびこる外来植物チクゴスズメノヒエの除去活動を毎年実施。また農地保全・地域活性化として、除去した外来植物の堆肥化とそれを利用した「すずめ野菜」の生産、2014 年からは田んぼの生きもの調査を絡めて、地域の農家と協働で減農薬栽培の圃場を広める「生きもの元気米」の活動を行っている。2013 年には「河北潟レッドデータブック」刊行。毎年 1 回機関誌「河北潟総合研究」を発行している。			

団体名	特定非営利活動法人加茂女		本部所在地	京都府木津川市
代表者名	曾我 千代子		Web サイト	http://www.npo-kamome.com
TEL	0774-66-1895		E-mail	info@npo-kamome.com

団体名	特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所 (ISEP)		本部所在地	東京都新宿区
代表者名	飯田 哲也		Web サイト	https://www.isep.or.jp/
TEL	03-3355-2200		E-mail	https://www.isep.or.jp/about/contact
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■再生可能エネルギー ■省資源、省エネルギー			
活動紹介	持続可能なエネルギー社会を目指し、エネルギー政策の研究と提言、自然エネルギーの普及啓発に取り組んでいます。エネルギー政策の転換に向けた戦略と具体的方策の双方からの提言および活動を展開しており、エネルギー政策、エネルギー事業、ファイナンス、コミュニティの 4 つの領域すべてを主要な活動領域としています。さらに、国内外の様々な関係機関とのネットワークを活用した情報・知識の交流をおこなっており、海外の主要な自然エネルギー関連団体等とのネットワークを通じて、国際会議や研究活動などの交流を図っています。			

団体名	環境・国際研究会		本部所在地	東京都北区
代表者名	小寺 正明		Web サイト	https://www.iiej.org/
TEL	03-3907-0636		E-mail	info@iiej.org
主な活動分野	■廃棄物、ゴミ ■海洋、河川・湖沼汚染 ■環境教育、ESD			
活動紹介	海洋プラスチック汚染テーマに、マイクロプラスチックの調査、生活ごみに関する調査、減プラスチックの普及、アドボカシー、環境教育、国際協力、国際交流を行う。なお、プラスチックは陸上から川を通って海に行くので、対象は海だけでなく、地球上すべてで、マイクロプラスチックは大気中にも存在する。減災・防災、再生可能エネルギー、気候変動なども対象に活動を行う。			

団体名	認定特定非営利活動法人環境市民		本部所在地	京都市中京区
代表者名	枚本 育生		Web サイト	http://www.kankyoshimin.org
TEL	075-211-3521		E-mail	life@kankyoshimin.org
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済 まちづくり、地域づくり、交通問題			
活動紹介	持続可能な社会を地域から創造するために、自治体、専門家と NGO でネットワークをつくり切磋琢磨する活動をしています。また環境を中心に人権や様々な課題解決に結びつくエシカル消費のネットワークを構成し、企業の社会度を調査・レイティングした「企業のエシカル通信簿」の作成公表や商品の社会的課題から見た選択の情報サイト「ぐりちょ」を運営しています。			

団体名	特定非営利活動法人環境生態工学研究所		本部所在地	宮城県仙台市
代表者名	西村 修		Web サイト	http://www.e-tec.server-shared.com/
TEL	022-293-2281		E-mail	e-tec@world.ocn.ne.jp

団体名	認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉		本部所在地	埼玉県さいたま市
代表者名	江田 元之		Web サイト	https://www.kannet-sai.org/
TEL	048-749-1217		E-mail	akimoto@kannet-sai.org

団体名	一般社団法人環境パートナーシップ会議		本部所在地	東京都渋谷区
代表者名	星野 智子		Web サイト	https://www.epc.or.jp/
TEL	03-5468-8405		E-mail	info@epc.or.jp
主な活動分野	■環境教育、ESD ■まちづくり、地域づくり、交通問題 ■その他：中間支援			
活動紹介	環境パートナーシップ会議 (EPC) は、地域の環境団体や、政策提言を行う環境 NGO を支援し、企業や政府とつなぐこと（パートナーシップ）によって、課題を解決に導く新しい力を生み出すことを目的に活動している組織です。主な事業：地球環境パートナーシッププラザ (GEOC) の運営／企業のボランティア・CSR・社会貢献活動のコーディネート／NPO の SR (社会的責任) の研究／持続可能な開発のための教育 (ESD) 促進事業			

団体名	認定特定非営利活動法人環境文明 21		本部所在地	東京都大田区
代表者名	藤村 コノエ		Web サイト	http://www.kanbun.org/
TEL	03-5483-8455		E-mail	info@kanbun.org
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済 ■その他（環境倫理や持続性の知恵の探求）			
活動紹介	「環境問題は文明の問題」との認識から 1993 年設立。次世代に真に健康で豊かな社会を引き継ぐ為、環境、経済、人間・社会のバランスのとれた持続可能な環境文明社会を市民力を生かし創造することをめざし、新しい文明のあり方を探り、実現に向けたライフスタイル・価値観の変更、社会システムの転換等を働きかけている。「環境文明社会ロードマップ作り」「グリーン経済へのアプローチ」「日本の持続性の知恵の探求」等の調査研究、「憲法に環境条項を！」の提案や環境教育等促進法成立への提案、地域の政策提案支援など活動は多岐にわたる。			

団体名	認定特定非営利活動法人気候ネットワーク		本部所在地	京都市中京区
代表者名	浅岡 美恵		Web サイト	https://www.kikonet.org

TEL	075-254-1011	E-mail	kyoto@kikonet.org
主な活動分野	■地球温暖化防止		
活動紹介	気候ネットワークは、地球温暖化防止のために市民の立場から「提案×発信×行動」する NGO/NPO です。ひとりひとりの行動だけでなく、産業・経済、エネルギー、暮らし、地域等をふくめて社会全体を持続可能に「変える」ために、地球温暖化防止に関わる専門的な調査研究、政策提言、情報発信とあわせて、キャンペーンやネットワークづくり、地域単位での地球温暖化対策モデルづくり、人材の養成や教育等を取り組んでいます。人々が安心して暮らす事ができるよう、公平・平和・豊かな社会・経済に転換し、脱炭素で持続可能な社会を目指しています。また、わたしたちは、地球温暖化防止のために活動する全国の市民・環境 NGO/NPO のネットワークとして、多くの組織・セクターと交流・連携しながら活動を続けています。		

団体名	特定非営利活動法人くまもと未来ネット	本部所在地	熊本県熊本市
代表者名	原 育美	Web サイト	https://www.kumamoto-mirai.com/
TEL	096-362-3776	E-mail	home@kumamoto-mirai.com
主な活動分野	■再生可能エネルギー ■環境教育、ESD ■まちづくり、地域づくり、交通問題		
活動紹介	NPO 法人環境ネットワークくまもとが発展的改組を行い、2017 年に名称も変更して発足しました。持続可能な地域社会を創るために、再生可能エネルギー事業や政策提言づくり、環境教育活動を展開。県内のサードセクターのネットワーク化に取り組み、中間支援的な役割も担い組織強化のためのコンサルタント等も行っています。		

団体名	一般社団法人グリーンピース・ジャパン	本部所在地	東京都新宿区
代表者名	青木陽子、寺中誠	Web サイト	https://www.greenpeace.org/japan/
TEL	03-5338-9800	E-mail	お問い合わせはウェブサイトのフォームより
主な活動分野	■野生動物保護・保全 ■農薬問題 ■再生可能エネルギー ■放射能、原子力		
活動紹介	グリーンピース・ジャパンは、「グリーン（生態系豊か）」で「ピース（平和な）」社会を目指し世界 300 万人の個人サポーターが支える国際環境 NGO グリーンピースの日本支部です。1989 年に設立され、現在は「脱原発」と「自然エネルギーの拡大」、そして「持続可能な漁業と農業の実現」を最優先に、企業や政府に働きかけています。財政的、政治的な独立性を維持するために企業、政府から金銭的支援を受けず、かつ特定の政治家や政党を支持せずに活動をしています。活動にご参加いただける方は、お電話にてお問い合わせください。		

団体名	認定特定非営利活動法人原子力資料情報室	本部所在地	東京都中野区
代表者名	山口 幸夫、西尾 漢	Web サイト	https://cnic.jp/
TEL	03-6821-3211	E-mail	cnic@nifty.com
主な活動分野	■放射能、原子力		
活動紹介	政府や産業界から独立した立場で「原子力に頼らない社会」を実現するために活動しています。原子力利用の危険性や問題点に関する資料を収集し、調査研究をおこない、得られた情報を市民による脱原発活動などに役立てていただけるように提供しています。私たち自身による政策提言も積極的に発信しています。また、脱原発をめざす国内外の諸団体とのネットワークを通じて、研究活動や国際会議の開催などもおこなっています。		

団体名	小平・環境の会		本部所在地	東京都小平市
代表者名	島 京子、 深澤洋子		Web サイト	https://www.kodaira-net.jp
TEL	042-327-9330		E-mail	kodaira_kankyo@jcom.zaq.ne.jp
主な活動分野	■自然保護・保全・復元 ■農薬問題 ■廃棄物、ゴミ			
活動紹介	東京都多摩地区のごみの最終処分場である日の出町の谷戸沢処分場埋め立て問題を訴える映画「水からの速達」の上映会を機に、小平市内のごみの削減を目指し、資源循環、環境保護も視野に入れ 1995 年から活動を始めました。行政への提言活動や、生ごみ堆肥を使った野菜作りにも取り組んでいます。			

団体名	特定非営利活動法人サークルおてんとさん		本部所在地	奈良県奈良市
代表者名	清水 順子		Web サイト	https://www.otentosan.net/wp/
TEL	080-3137-4595 (昼) 0742-26-6206 (夜間)		E-mail	otentosan0213@yahoo.co.jp
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■再生可能エネルギー ■環境教育、ESD			
活動紹介	地域の再生可能エネルギーの普及や地球温暖化防止活動を拡げるため、2002 年に結成。市民の寄付や出資で、奈良県内の福祉施設や幼稚園に太陽光発電のおてんとさん市民共同発電所を設置しています。また自治体や諸団体と連携し、活動の環を広げながら、普及・啓発活動を行っています。主に、幼稚園・小学校・中学校や諸団体などに子どもから大人までを対象とした環境出前講座の実施、環境イベントへの出展参加、シンポジウム・講演会や見学会の開催などの活動を行っています。			

団体名	埼玉西部・土と水と空気を守る会		本部所在地	埼玉県所沢市
代表者名	前田 俊宣		Web サイト	http://soilandair.web.fc2.com
TEL	04-2942-9220		E-mail	green-ik163@bj.t-com.ne.jp
主な活動分野	■大気汚染 ■水質汚染、浄化・保全活動 ■土壤汚染、浄化・保全活動			
活動紹介	1. 環境汚染の独自調査：川の一斎調査 / 破碎処理施設周辺の環境調査 / 産廃施設の監視と騒音調査/ 福島原発事故にかかわる放射性物質と放射線量調査 2. 脱原発をすすめる地域活動：脱原発映画の上映など 3. くぬぎ山の清掃活動と雑木林を再生する活動 4. 裁判を支援する活動：和解の事後処理 / 公害調停への協力 / 福島原発さいたま訴訟を支援する会の事務局に協力 5. 会報の定期発行と石坂裁判の記録集編集/ 発行			

団体名	特定非営利活動法人 さやま環境市民ネットワーク		本部所在地	埼玉県狭山市
代表者名	石田 嵩		Web サイト	http://www.sayama-kankyo.org/
TEL	090-4535-2394		E-mail	kondo@p1.s-cat.ne.jp
主な活動分野	■自然保護・保全・復元 ■地球温暖化防止 ■3R (リデュース、リユース、リサイクル)			
活動紹介	主に狭山市の市民・市民団体・事業者・行政が協働し、環境まちづくりを推進することにより、将来にわたり持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的として、次の活動を行っています。◆環境市民の交流・ネットワークづくり（広報活動、環境行事・講座・団体交流会開催他）、◆緑の再生（森林施業への参加協力他）、◆川の再生（環境学習、再生事業への参加協力他）、◆ごみ減量（広報活動、リサイクルプラザ展示コーナーの運営他）、◆温暖化対策（「エコライフ DAY さやま」の推進、マイタウンソーラー発電所の建設推進他）			

団体名	特別非営利活動法人自然文化誌研究会		本部所在地	山梨県北都留郡
代表者名	中込 卓男		Web サイト	http://www2.plala.or.jp/npo-inch/
TEL	0428-87-0165		E-mail	npo-inch@wine.plala.or.jp

団体名	特定非営利活動法人シニア自然大学校		本部所在地	大阪市中央区
代表者名	金戸 千鶴子		Web サイト	https://sites.google.com/sizen-daigaku.com/senior/Home
TEL	06-6937-8077		E-mail	office@sizen-daigaku.jp

団体名	一般社団法人市民エネルギー京都		本部所在地	京都府京都市
代表者名	田浦 健朗		Web サイト	https://kyoto-renergy.org
TEL	175-254-1011		E-mail	taura@kikonet.org

団体名	特定非営利活動法人市民科学研究室		本部所在地	東京都文京区
代表者名	上田 昌文		Web サイト	https://www.shiminkagaku.org/
TEL	03-5834-8328		E-mail	renraku@shiminkagaku.org
主な活動分野	■放射能、原子力 ■化学物質、環境ホルモン ■まちづくり、地域づくり、交通問題			
活動紹介	「生活者にとってよりよい科学技術とは」を考え、そのアイデアの実現を目指すNPOです。「科学技術にかかわる様々な意思決定や政策形成への市民参加」「様々な社会問題の解決に向けた専門知識の適正な活用」「持続可能で生き生きとした生活のための科学研究や教育の実践」の3つを軸にして市民の問題認識力を高めるための講座や勉強会を運営し、市民が主体となった調査研究や政策提言や支援事業を進めています。			

団体名	特定非営利活動法人市民電力連絡会		本部所在地	東京都新宿区
代表者名	竹村 英明		Web サイト	https://peoplespowernetwork.jimdofree.com
TEL	03-6380-5244		E-mail	ppn2014info@gmail.com
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■省資源、省エネルギー ■再生可能エネルギー			
活動紹介	2014年2月に設立。再生可能エネルギー全量固定価格買取制度のスタートをきっかけに、市民や地域ぐるみで再生可能エネルギーによる発電事業に動き出している団体・個人を「市民発電」と位置づけ、営利企業によるメガソーラーと比較して発電出力が小規模な市民発電がまとまることで、活動事例の共有や政策提言等を行い、さらにその動きを加速させるため、先行事例に関する情報の発信、連続講座事業、環境政策等に関する政策提言、イベントの企画、運営などを行っている。			

団体名	認定特定非営利活動法人 JUON(樹恩) NETWORK		本部所在地	東京都杉並区
代表者名	生源寺 真一		Web サイト	https://juon.or.jp
TEL	03-5307-1102		E-mail	juon-office@univcoop.or.jp
主な活動分野	■森林の保全・緑化、砂漠化防止 ■環境教育、ESD ■まちづくり、地域づくり、交通問題			
活動紹介	都市と農山漁村が支え合うネットワークを、森林などをめぐる体験・交流・応援の活動によってひろげ、持続可能な社会を創造することを目的として、1998年に大学生協の呼びかけにより設立されました。森林保全活動として、間伐材・国産材製「樹恩割り箸」の普及推進や森づくり体験プログラム「森林の楽校（もりのがっこ）」（全国18ヶ所）、「里山・森林ボランティア入門講座」（東京、関西、四国）等を開催し			

	ています。また、援農体験プログラム「田畠の楽校（はたけのがっここう）」（全国4ヶ所）等も実施しています。		
--	--	--	--

団体名	特定非営利活動法人循環型社会推進協会		本部所在地	東京都八王子市
代表者名	山下 容子		Web サイト	https://www.rdatokyo.net/
TEL	042-452-9384		E-mail	rdatokyo21@gmail.com

団体名	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス		本部所在地	東京都新宿区
代表者名	三木 由希子		Web サイト	https://clearing-house.org
TEL	03-5269-1846		E-mail	icj@clearing-house.org
主な活動分野	■その他			
活動紹介	公的機関の情報公開・個人情報保護について、主に制度面の整備とその実効性を高めることで、市民の知る権利を擁護し、社会の中で具体化することをミッションとしています。1980年に情報公開法制定の立法運動として活動をスタートし、制度実現後は制度を使う市民などの支援、制度の実効性の確保や制度的改善のための調査研究、政策提案、制度実現のための活動を行っています。また、情報公開制度の活用を進め、最近では福島原発事故に関連する公文書を情報公開制度を使い収集、共有する福島原発事故情報公開アーカイブをリリースしています。			

団体名	特定非営利活動法人森林資源活用バンク		本部所在地	東京都小平市
代表者名	阿部 宗太郎		Web サイト	http://www.shinrinbank.org
TEL	042-461-7452		E-mail	info@shinrinbank.org

団体名	全国小水力利用推進協議会		本部所在地	東京都豊島区
代表者名	愛知 和男		Web サイト	https://j-water.org/
TEL	03-5980-7880		E-mail	info@j-water.org
主な活動分野	■再生可能エネルギー			
活動紹介	小規模水力発電の普及発展を図る団体です。			

団体名	ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 (JEPA)		本部所在地	東京都江東区
代表者名	中下 裕子		Web サイト	https://kokumin-kaigi.org/
TEL	03-5875-5410		E-mail	kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp
主な活動分野	■農薬問題 ■化学物質、環境ホルモン			
活動紹介	ダイオキシン・環境ホルモンをはじめとする有害化学物質汚染は、人類だけでなく、地球上のあらゆる生物の種の存続の危機を招いている。JEPAは、国・自治体・産業界に対して、化学物質問題に関する政策・立法提言活動を行うとともに、広く一般市民に対して、化学物質に関する情報を提供している。様々な化学物質の危険性を訴えるパンフレット、冊子の作成。国内だけでなく国際シンポジウム開催。農薬問題に関しては、2009年よりネオニコチノイド農薬問題に取り組む。その他、家庭用品中の化学物質の危険性に関する情報提供、化学物質の2020年目標の達成に向けて、海外の化学物質規制の取り組みの紹介など、次世代を守るために有害化学物質削減に向けて活動している。			

団体名	認定特定非営利活動法人 高木仁三郎市民科学基金		本部所在地	東京都新宿区
代表者名	河合 弘之		Web サイト	http://www.takagifund.org
TEL	070-5074-5985		E-mail	info@takagifund.org
主な活動分野	■その他（調査研究活動への助成）			
活動紹介	高木仁三郎市民科学基金（高木基金）は、在野の立場から核・原子力に関わる問題を批判的に研究し、2000年10月に他界した高木仁三郎の遺志に基づいて設立され、高木仁三郎の遺産と、一般市民からの会費・寄付を財源として、「市民科学」を志す個人やグループの調査研究活動への助成を行っています。			

団体名	特定非営利活動法人棚 LOVERS		本部所在地	兵庫県神崎郡市川町
代表者名	永菅千鶴子		Web サイト	http://tanadalove.com/
TEL	090-2359-1831		E-mail	tanadalove@yahoo.co.jp
主な活動分野	■自然保護・保全・復元 ■環境保全型農林水産業 ■環境教育、ESD			
活動紹介	私たちは、「自然・棚田を愛し、育む、未来の子どもたちのために」を合言葉に、生き物・食・農の大切さ、自然とともに生きる豊かさを、棚田を保全・活用しながら、実践を通じて伝え、美しい棚田を未来につなげることを目的に活動しています。具体的には田植え(5月、6月)・稲刈り(9月~11月)・試食会、自然体験等の活動をしています。食の安心安全・命の大切さ・地域の素晴らしさを伝え、思いをもつた作り手とファンの拡大、棚田の保全・復興を目指しています。ご興味のある方はぜひお越しください。			

団体名	特定非営利活動法人 地域環境デザイン研究所 ecotone		本部所在地	京都市中京区
代表者名	太田 航平		Web サイト	http://www.ecotone.jp/
TEL	075-205-1433		E-mail	info@ecotone.jp

団体名	認定特定非営利活動法人 地球環境市民会議 (CASA)		本部所在地	大阪市中央区
代表者名	山村 恒年		Web サイト	https://www.casa1988.or.jp
TEL	06-6910-6301		E-mail	office@casa1988.or.jp
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■再生可能エネルギー ■省資源・省エネルギー			
活動紹介	地球温暖化問題、エネルギー問題を中心活動しています。市民の立場から、科学的な根拠をもった情報を提供し、国内外のNGO・市民・科学者と連携しながら平和で公正な持続可能な社会を目指しています。その時々のアップデートな環境問題をテーマに市民講座やセミナー・学習会を開催しています。COP会議には毎年代表を派遣し他のNGOと連携して市民の声を国際会議に反映させるための活動や会議の様子を伝える活動を行っています。またCO2削減の可能性を検討する「CASA2030モデル」を開発し、政府や産業界に提言を行っています。			

団体名	特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金		本部所在地	東京都中央区
代表者名	古瀬 繁範		Web サイト	http://www.eco-future.net/
TEL	03-5298-6644		E-mail	eff_info@eco-future.net
主な活動分野	<p>■森林の保全・緑化、砂漠化防止</p> <p>■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済 ■その他</p>			
活動紹介	<p>私たちのミッションは、「豊かな森林とそれを取り巻く生態系を守り育てることを通じて、持続可能な社会を作ります」です。このミッションを達成するため、①森林や生態系への直接的な働きかけを通じたアプローチとして、国内外の森林保全活動（植樹や間伐、アグロフォレストリーの普及啓発）、②ライフスタイルの提案を通じたアプローチとして、バガス（砂糖キビの搾りかす）を使った紙製品の普及・提案活動、③環境NPOの支援を通じたアプローチとして、環境分野の補助金・助成金の実施を支援する活動を3本柱として、企業、行政、市民と連携した活動を展開しています。</p>			

団体名	一般財団法人地球・人間環境フォーラム		本部所在地	東京都台東区
代表者名	炭谷 茂		Web サイト	https://www.gef.or.jp/
TEL	03-5825-9735		E-mail	contact@gef.or.jp
主な活動分野	<p>■森林の保全・緑化、砂漠化防止 ■3R（リデュース、リユース、リサイクル） ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済</p>			
活動紹介	<p>地球環境問題に関する科学的調査・研究、その成果の普及・啓発、政策提言に取り組む。気候変動、森林減少、3Rなど幅広い地球環境問題の解決や持続可能な社会の構築に向けて、行政、企業、NPO・NGO、メディアなどとの連携・ネットワークづくりを進めながら、分野横断的に取り組んでいる。</p>			

団体名	とうきょう森林産業研究会		本部所在地	東京都江東区
代表者名	島田 陽嗣		Web サイト	-
TEL	03-3521-8501		E-mail	s.abe@hotmail.co.jp

団体名	特定非営利活動法人トキどき応援団		本部所在地	新潟県佐渡市
代表者名	計良 武彦		Web サイト	
TEL	080-1024-8274		E-mail	tokidoki@e-sadonet.tv
主な活動分野	<p>■自然保護・保全・復元 ■野生動物保護・保全</p>			
活動紹介	<p>決して無理をしない、時々（トキどき）の精神で活動しましょうをモットーに①トキの野生復帰に協力②佐渡の自然環境を主とする毎月1回の勉強会③ビオトープの整備と維持管理④大手企業等のCSR活動の受入れ⑤日本風景街道・佐渡國しま海道の世話人代表等</p>			

団体名	一般社団法人所沢市民ソーラー		本部所在地	埼玉県所沢市
代表者名	品川 昭		Web サイト	https://tokorozawasiminnsona.jimdofree.com/
TEL	090-1104-3611		E-mail	tokorozawa.shimin.solar@gmail.com

団体名	特定非営利活動法人中野・環境市民の会		本部所在地	東京都中野区
代表者名	伊東 明彦		Web サイト	
TEL	090-4542-0761		E-mail	nakanokankyoshimin@gmail.com

団体名	特定非営利活動法人 奈良ストップ温暖化の会 (NASO)		本部所在地	奈良県奈良市
代表者名	理事長 北浦由香		Web サイト	https://naso.jp/
TEL	0742-49-6730		E-mail	otoiawase@naso.jp
主な活動分野	<p>■地球温暖化防止 ■省資源、省エネルギー ■まちづくり、地域づくり、交通問題</p>			
活動紹介	<p>私たちは、脱炭素で持続可能な社会を創ることを目指し行動する市民が一人でも増えるよう、環境講座への講師派遣、環境啓発イベント出展・企画、行政・事業者等と連携・協働した環境家計簿の推進や自然エネルギーの利用促進、マイカー抑制(自転車利用推進)、子どもたちが楽しく学ぶエコアイデアコンテストの企画実施、アースデイ奈良への協力などの取組みを展開しています。2001年設立。</p>			

団体名	一般社団法人 熱帯林行動ネットワーク		本部所在地	東京都渋谷区
代表者名	原田 公		Web サイト	http://www.jatan.org/
TEL	03-5843-6720		E-mail	info@jatan.org
主な活動分野	<p>■森林の保全・緑化、砂漠化防止</p>			
活動紹介	<p>熱帯林をはじめとした世界の森林の保全のために、森林破壊を招いている日本の木材貿易と木材の浪費社会を改善するための政府、企業、市民の役割を提言し、世界各地の森林について、生物多様性や地域の住民の生活が守られるなど、環境面、社会面において健全な状態にすることを目指す。</p>			

団体名	認定特定非営利活動法人 ハーモニーネット未来		本部所在地	岡山県笠岡市
代表者名	宇野 均恵		Web サイト	https://hamomira.or.jp
TEL	0865-63-4955		E-mail	kodomo1@kcv.ne.jp
主な活動分野	<p>■地球温暖化防止</p>			
活動紹介	<p>1987年設立以来、すべての人をとりまく生活・文化環境をより良くする活動を行い、子どもの豊かな成長と、今を生きるすべての人が安心して生活できる地域社会の創出をめざし、さまざまな社会課題解決を事業化や政策提言等を実施している。2015年、笠岡市屋根貸し事業を活用し、笠岡市ではじめての市民参加による、大井児童館「おひさま発電所」設置・売電することにより得た収益金のうち必要経費を除いた余剰収益金で「おひさま基金」の設立をめざし、環境教育や子ども・障がい児・ひとり親家庭・生活困窮者・女性等に対して行政ではできない支援を行う。</p>			

団体名	特定非営利活動法人 バイオマス産業社会ネットワーク		本部所在地	千葉県柏市
代表者名	泊 みゆき		Web サイト	https://www.npobin.net
TEL	047-389-1552		E-mail	mail@npobin.net
主な活動分野	<p>■再生可能エネルギー</p>			
活動紹介	<p>間伐材や農業残さなどのバイオマス資源の生態的・社会的・経済的に持続可能な利用を推進することで、循環型社会の実現に資することを目的として、1999年に設立(2004年にNPO法人化)。調査・研究、月1回ペースの研究会(セミナー)／シンポジウムの開催、バイオマス白書の発行、政策提言等の普及・啓発活動、事業実施・事業へのアドバイス等の活動を行っている。</p>			

団体名	反農薬東京グループ		本部所在地	東京都西東京市
代表者名	辻 万千子		Web サイト	http://home.e06.itscom.net/ chemiweb/ladybugs/
TEL	042-463-3027		E-mail	npant@n09.itscom.net
団体名	ピースボート		本部所在地	東京都新宿区
代表者名	吉岡 達也		Web サイト	https://peaceboat.org/
TEL	03-3363-7561		E-mail	mizuan@peaceboat.gr.jp

団体名	特定非営利活動法人 ひらつかエネルギー・カフェ	本部所在地	神奈川県平塚市
代表者名	田中 良治	Web サイト	http://hiec.cocolog-nifty.com/blog/
TEL	050-3728-5219	E-mail	hiec@cafe.email.ne.jp
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■省資源、省エネルギー ■再生可能エネルギー 他		
活動紹介	<p>エネルギーの生産・使用・廃棄に関する人間活動が及ぼす環境への影響を調査し、これを軽減することに関する下記事業を行い、もって持続可能な環境づくりに寄与する。</p> <p>(1) 広く一般の市民に対して、エネルギーと環境に関する展示・広報・講演・講座・勉強会などの方法により啓発を行う事業 (2) エネルギーと環境に関する個別・特定の問題に关心のある市民に対して、測定・調査などの結果に基づき相談を行う事業 (3) 自然エネルギー・省エネルギーをどのように普及していくかを調査する事業 (4) 自然エネルギー・省エネルギーの普及を推進・実践する事業</p>		

団体名	特定非営利活動法人 北海道グリーンファンド	本部所在地	北海道札幌市
代表者名	鈴木 亨	Web サイト	https://www.h-greenfund.jp
TEL	011-280-1870	E-mail	hginfo@h-greenfund.jp
主な活動分野	■地球温暖化防止 ■省資源、省エネルギー ■再生可能エネルギー		
活動紹介	<p>①グリーン電気料金制度：電気料金の5%分を、市民風車などの建設資金とするため、グリーンファンド基金に寄付する制度を創設、運用しています。</p> <p>②市民風車の設置および運営：グリーン電気料金基金をベースに市民風車の拡大に取り組み、脱原発と再エネ拡大に実践をもって取り組んでいます。</p> <p>③省エネルギー・自然エネルギー普及啓発活動：再エネ・省エネ・気候変動に関するセミナー開催、小中学校の環境教育支援、市民風車見学、講師派遣などを行っています。</p> <p>以上の3つの事業活動を柱として活動しています。</p>		

団体名	一般社団法人マテバシイと森の普及促進協会	本部所在地	東京都中央区
代表者名	近藤 豊二郎	Web サイト	https://www.facebook.com/matebashii/
TEL	03-5644-0922	E-mail	s.abeb@hotmail.co.jp

団体名	特定非営利活動法人水・環境ネット東北	本部所在地	宮城県仙台市
代表者名	新川 達郎	Web サイト	https://mizunet.org/
TEL	090-2979-5755	E-mail	mizunet@mizunet.org
主な活動分野	■自然保護・保全・復元 ■環境教育、ESD ■その他		
活動紹介	<p>水環境に関する市民や団体も数多くあります。私たちは、これらのひとびとが自由かつ活発な意見や情報を交換する場、様々な分野の人たちとの複合的な交流や共通の目標にむけての合意形成の場が必要と考えました。水・環境ネット東北は、「産(民間企業)」、「官(行政)」、「学(大学、研究者)」、「野(住民)」の『ひとびと/市民』が、顔を見ながらひざを交えて話し合い、お互いの心が通じ合う、『ひと』のネットワークづくりを目的として活動しています。</p>		

団体名	水 Do ! ネットワーク		本部所在地	東京都台東区		
代表者名	瀬口 亮子		Web サイト	http://sui-do.jp		
TEL	075-211-3521 (環境市民内)	E-mail	info@sui-do.jp			
主な活動分野	<p>■地球温暖化防止 ■3R（リデュース、リユース、リサイクル） ■持続可能な経済・消費、グリーンコンシューマー、グリーン経済</p>					
活動紹介	<p>「水 Do ! (スイドゥ)」は、使い捨て型の消費と生産のあり方を見直し、オルタナティブを推進するキャンペーンです。使い捨て容器入り飲料等の消費を減らし、「水の域産域消」を推進することにより、環境負荷の低減、人にやさしいまちづくり、地域の水資源保全を促進することをめざします。2010年6月、国際環境 NGO FoE Japan の活動としてスタートし、2014年度より活動をより大きく展開するため、賛同団体で構成する「水 Do! ネットワーク」により運営しています。</p>					

団体名	緑の大坂		本部所在地	大阪府豊中市		
代表者名	山口 恒樹		Web サイト	http://midori0517.blog.fc2.com/		
TEL	06-6836-7542	E-mail	ryuukyuu@nifty.com			
主な活動分野	<p>■地球温暖化防止 ■再生可能エネルギー ■放射能、原子力</p>					
活動紹介	<p>エコで、フェアで、ピースな持続可能な社会の実現を目指して、セミナー・上映会・カフェ・対話集会などを開催し、多くの市民に知る機会を提供しています。2021年は気候危機問題が喫緊の最大課題と捉え、地球の平均気温の上昇を1.5°C未満に抑えるため、原発ゼロを前提に気候危機を回避し、持続可能な社会への道筋を多面的に考える連続セミナーの実施を予定しています。また、気候変動の最大要因である化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を促進する活動や原発ゼロ社会の実現に向けた活動にも取り組んでいます。</p>					

団体名	特定非営利活動法人みどりの市民		本部所在地	長野県長野市		
代表者名	高木 直樹		Web サイト	https://midorinoc.sub.jp		
TEL	026-269-5092	E-mail	midorit18@shinshu-u.ac.jp			
主な活動分野	<p>■地球温暖化防止 ■3R（リデュース、リユース、リサイクル） ■環境教育、ESD</p>					
活動紹介	<p>地球にやさしい生活の提案、環境への市民の意識向上を図るために環境教育・啓発活動、地域の自然環境保護・保全活動を通じて、持続可能な循環型社会を目指しています。活動は、行政との協働による生ごみの減量・堆肥化やレジ袋の削減の推進。2Rの推進のためにリユース食器の普及、またグリーンコンシューマーや省エネ、地球温暖化防止の普及啓発、サロン風セミナーや講座など市民向けに実施。学校への環境学習の支援事業としてESDの取組み。現場体験として遊休農地を利用したひまわりや大豆の栽培の実践を行っています。</p>					

団体名	特定非営利活動法人 緑の地球ネットワーク		本部所在地	大阪市港区		
代表者名	前中 久行		Web サイト	https://www.gen-tree.org		
TEL	06-6576-6181	E-mail	gentreer@s4.dion.ne.jp			
主な活動分野	<p>■森林の保全・緑化、砂漠化防止</p>					
活動紹介	<p>緑の地球ネットワーク(GEN)は1992年から中国山西省大同の黄土高原で緑化協力を続けてきました。GENが大同で成し遂げてきたことは、植樹面積5900ha、本数1880万本という数字だけで測ることはできません。日中戦争で大きな被害をだし、日本への反感が強かった地域で、「GENは人の心にも木を植えている」と評された信頼関係を築き、植樹本数だけではない多様性のある森林再生のモデルづくりをめざした活動は、類</p>					

	を見ないと自負しています。また、国内では“自然と親しむ会”や勉強会、講演会を続けてきた一方、東北の海岸林再生にも協力しています。		
--	--	--	--

団体名	一般社団法人南九州エネ推進協会		本部所在地	鹿児島県鹿児島市
代表者名	濱矢 欣洋		Web サイト	-
TEL	099-267-0055		E-mail	yoro@heart.ocn.jp
団体名	未来のエコラ		本部所在地	鳥取県米子市
代表者名	熊谷 春美		Web サイト	https://www.facebook.com/mirainoecola/
TEL	050-5309-0665		E-mail	mirai@ecola-tottori.org

団体名	特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク		本部所在地	東京都江東区
代表者名	中地 重晴		Web サイト	https://toxwatch.net/
主な活動分野	有害化学物質の削減			
TEL	03-5627-7520		E-mail	info@toxwatch.net
活動紹介	2002年4月、市民、NGOによる有害化学物質削減ネットワーク（T ウォッチ）を結成。行政、事業者、市民のリスクコミュニケーションのためにセミナーの開催。市民向けPRTR情報公開ウェブサイトの開設。SAICM、2020年度目標達成に向けた取り組みの継続。ICCM（国際化学物質管理会議）へ参加。各種化学物質に関する地域セミナー、オンラインセミナーの開催。PRTR制度の分析・評価・提言。			

団体名	容器包装の3Rを進める全国ネットワーク		本部所在地	東京都千代田区
代表者名	中井 八千代		Web サイト	http://www.citizens-i.org/gomi0/
TEL	03-3234-3844		E-mail	reuse@citizens-i.org
活動紹介	2003年「容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク」として、全国でごみの問題に取り組む215の団体、182名の個人が参加するネットワークを設立。2006年「容器包装の3Rを進める全国ネットワーク」と改名。2011年、40万筆の署名とともに国会請願が採択された。採択を受けて拡大生産者責任の徹底、2R（リデュース・リユース）の促進、選別の合理化などを盛り込んだ「改正市民案」を作成。2016年予定の第2回容リ法の見直しに向けて、市民案の方向での容リ法改正をめざして活動している。			

団体名	特定非営利活動法人 よこはま里山研究所（NORA）		本部所在地	横浜市南区
代表者名	松村 正治		Web サイト	https://nora-yokohama.org
TEL	045-722-9674		E-mail	info@nora-yokohama.org
主な活動分野	■森林の保全・緑化、砂漠化防止 ■環境教育、ESD ■まちづくり、地域づくり、交通問題			
活動紹介	都市生活者の視点から「里山とかかわる暮らし」を実践し、里山生態系を豊かにしつつ、私たちの暮らしの質も高めることを目指すNPO。おもに横浜市内のフィールドで、山仕事（森林・竹林の保全、木材の有効活用）、野良仕事（農地の保全・活用）などの里山保全活動のほか、街なかの活動拠点「はまどま」で神奈川野菜の市（いち）や食事会、竹細工教室なども開催し、地域に根ざした持続可能なコミュニティづくりを実践している。最近は「まちの近くで里山をいかすシゴトづくり」をテーマに、社会的起業を促進する基盤づくりに力を入れている。			

団体名	特定非営利活動法人 ラムサール・ネットワーク日本		本部所在地	東京都台東区
代表者名	金井 裕 永井 光弘	Web サイト	http://www.ramnet-j.org/	
TEL	03-3834-6566	E-mail	info@ramnet-j.org	

団体名	レイチェル・カーソン日本協会関 東フォーラム		本部所在地	東京都町田市		
代表者名	小川 真理子	Web サイト	http://j-rcc.sakura.ne.jp/kantou/			
TEL	042-796-1801	E-mail	carsonkantou@gmail.com			
主な活動分野	■農薬問題					
活動紹介	レイチェル・カーソンの著作「沈黙の春」「センス・オブ・ワンダー」からカーソンの自然への思いを伝えていくこと、次の世代へ大切な地球の自然を繋ぐこと を読書会や自然観察会、フォーラムなどを通じて語り継いでいくことを目的としている。					

団体名	特定非営利活動法人レインボー		本部所在地	東京都世田谷区
代表者名	鷹取 良典	Web サイト	http://rainbow.gr.jp	
TEL	090-7256-3412	E-mail	jimkyoku@rainbow.gr.jp	

グリーン・ウォッチ編集委員会

(氏名の五十音順)

坂本有希	地球・人間環境フォーラム※編集責任者
下村 委津子	NPO 法人環境市民 副代表理事
田浦 健朗	一般社団法人市民エネルギー京都 理事長
永菅 裕一	NPO 法人棚田 LOVER's 理事長
成嶋 悠子	NPO 法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 理事
藤村 コノエ	NPO 法人環境文明 21 代表
古瀬 繁範	NPO 法人地球と未来の環境基金 理事長
松久保 肇	NPO 法人原子力資料情報室 事務局長
松原 弘直	NPO 法人環境エネルギー政策研究所 理事・主席研究員
桃井 貴子	NPO 法人気候ネットワーク東京事務所長

市民版環境白書 グリーン・ウォッチ 2025

編著者：グリーン連合「グリーン・ウォッチ 2024」編集委員会

発行：グリーン連合 <https://greenrengo.jp>

（〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305 号 特定非営利活動法人気候ネットワーク京都事務所内）

発行日：2025 年 6 月

・本書を無断で複写・転載することは、法律で認められている場合を除き、著作権及び出版者の権利侵害となりますので、当会まで許諾を求めてください。

Copyright ©Greenrengo 2025 All Rights Reserved in Japan